

No	対象資料						意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針案
	発出者	資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	
1069	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	4 印鑑登録			印鑑登録-4.5.1印影読み込み(考え方・理由 参考2)で、「印影の周辺の汚れ(黒点)を削除できることも検討されたが、印影の加工にあたる可能性があるため盛り込まないこととした」と記載がある。	「印影の周辺の汚れ(黒点)を削除又は印影を改定できるようにする」に修正する。	住民サービスの向上	「印影の周辺の汚れ(黒点)」が残ったままで、印鑑証明書を交付することは、受け取った住民に不快を与える可能性があり、住民サービスの低下につながるため。	検討会にて討議する。
1	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.5. 印影登録	4.5.1. 印影読み込み		【実装すべき機能】に追加スキャナでの読み込み時に映り込んだゴミなどのデータを消すことができること。(消しゴム機能)	業務精度の向上	ゴミなどにより本来の印影とはちがう影を取り除く必要があるため。	検討会にて討議する。
2	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行	【実装してもなくても良い機能】として、「回答期限年月日を市町村の裁量で延長できること」を加えていただきたい。	【実装してもなくても良い機能】として、「回答期限年月日を市町村の裁量で延長できること」を加えていただきたい。	住民サービスの向上	コロナ感染や隔離のため、来庁のみならず代理人に依頼することも難しい事例が増えている。事情により市町村の裁量で回答期限を延長できれば、利便性の向上に繋がるため。	デフォルトの日数が自治体で定められることを規定しており、デフォルトの日数からそれぞれの事情に応じて変更させることは可能であるため、修正対応なし。
3	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.1 印鑑登録証明書	記載諸元【印鑑登録証明書】1. 項目・記載内容において、項番2・氏名の桁数20	記載諸元【印鑑登録証明書】1. 項目・記載内容において、項番2・氏名の桁数40程度(この桁数は例えばであり、桁数を大きく増やしてはしい)	記載諸元【印鑑登録証明書】1. 項目・記載内容において、項番2・氏名の桁数40程度(この桁数は例えばであり、桁数を大きく増やしてはしい)	住民サービスの向上	現在30桁で実施しているが、30桁以上の氏名の外国人住民に対して「文字溢れ」が原因で印鑑登録証明書のコンビニ交付ができていない現状がある。20桁となると、コンビニ交付対象外の住民がさらに増え、利便性を著しく損なうため。	フォントについては今後要検討
911	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.1 印鑑登録証明書	住所の桁数/行数が20/2	住所の桁数/行数が20/3	住所の桁数/行数が20/3	住民サービスの向上	方書がアルファベットを使い長くなっており20×2では桁あふれが生じ、コンビニ交付が不可となる住民が出てくる。	フォントについては今後要検討
4	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書	記載諸元【印鑑の登録に関する照会書】1. 項目・記載内容 において、項番3・宛名氏名の桁数17/2	記載諸元【印鑑の登録に関する照会書】1. 項目・記載内容 において、項番3・宛名氏名の桁数40/3(この桁数は例えばであり、桁数を大きく増やしてはしい)	記載諸元【印鑑の登録に関する照会書】1. 項目・記載内容 において、項番3・宛名氏名の桁数40/3(この桁数は例えばであり、桁数を大きく増やしてはしい)	住民サービスの向上	上記の通り30桁以上の市民も多くいる中で、宛名を17桁で収めるのは困難であるから。	フォントについては今後要検討
8	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.3 基本検索	個人や世帯を選択後、該当者の1.1.1(日本人住民データの管理)及び1.1.2(外国人住民データの管理)のデータをCSV形式で出力する機能を有すること。	「データ」を「印影を除くデータ」に修正する。	システム上の理由	印影をcsvで出力することはできないと思われる。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。
9	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.2. 即時登録	4.2.1. 即時登録	既に印鑑登録を受けている者から新しい印鑑による登録の申請があった場合、申請同日に旧印鑑での印鑑登録証明書の交付(コンビニ交付を含む。)があったときには、同日に新しい印鑑登録に基づく印鑑登録証明書の交付ができないため、必要なアラートを表示できること。	不要	法令への対応	印鑑登録証明書が必要な手続を行った後に、実印を紛失し、更に別の印鑑登録証明書が必要な手続を同日中に行うといったケースも考えられ、交付を拒む合理的な理由がないため。	表示されている印鑑が正しいことを証明する証明書が複数発行されていることは証明書の役割から考えると不適切であるため、改印前の印鑑登録証明書を回収してから交付をおこなうべきであることから、対応なし。
12	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.6. 回答登録	既に印鑑登録を受けている者から新しい印鑑による登録の申請があった場合、申請同日に旧印鑑での印鑑登録証明書の交付(コンビニ交付を含む。)があったときには、同日に新しい印鑑登録に基づく印鑑登録証明書の交付ができないため、必要なアラートを表示できること。	不要	法令への対応	印鑑登録証明書が必要な手続を行った後に、実印を紛失し、更に別の印鑑登録証明書が必要な手続を同日中に行うといったケースも考えられ、交付を拒む合理的な理由がないため。	表示されている印鑑が正しいことを証明する証明書が複数発行されていることは証明書の役割から考えると不適切であるため、改印前の印鑑登録証明書を回収してから交付をおこなうべきであることから、対応なし。
1054	事業者	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.2. 即時登録	4.2.1. 即時登録	「登録を抹消した他の者の印鑑により、その日のうちに印鑑の登録の申請を受けた場合、当該印鑑の登録を抹消した日に、当該登録に係る印鑑登録証明書が交付されていない事実が確認されれば、当該申請を受理できること。」の記載	【実装してもなくても良い機能】とする。	業務精度の向上	同じ印鑑を登録しようとしているかの判断はその場で抹消、登録をする場合は証明書の発行履歴確認のみで可能だが、時間をおいて処理した場合、世帯内印影の比較は抹消済みの印影を含まないため難しいため。世帯内印影に当日抹消の印影を含める、または世帯内同日抹消した印影があるこのメッセージを出すなどの対応が必要と考える。	システム上判断できないことのため、削除とする。
530	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.2. 即時登録	4.2.1. 即時登録	「登録を抹消した他の者の印鑑により、その日のうちに印鑑の登録申請を受けた場合、～当該申請を受理できること。」	削除	システム上の理由	証明書を発行し、同日に登録を抹消した印鑑が使われて、いることをシステム判断するのは難しいと思うため。職員が判断するのであれば、ここに記載する必要はないかと思えます。あるいは、「証明書を発行して、同日に印鑑の抹消を行い、その後、その世帯内で印鑑登録をした際に、警告メッセージを表示すること」等を記載するのでしょうか	# 1054と同じ対応とする
726	事業者	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.2. 即時登録	4.2.1. 即時登録	【実装すべき機能】登録を抹消した他の者の印鑑により、その日のうちに印鑑の登録申請を受けた場合、当該印鑑の登録を抹消した日に、当該登録に係る印鑑登録証明書が交付されていない事実が確認されれば、当該申請を受理できること。	【運用留意事項】登録を抹消した他の者の印鑑により、その日のうちに印鑑の登録申請を受けた場合、当該印鑑の登録を抹消した日に、当該登録に係る印鑑登録証明書が交付されていない事実が確認されれば、当該申請を受理できること。	システム上の理由	同一印鑑を再利用した登録が、システム判定できない。本件も運用に関する内容の記載であり、機能要件とは別で整理されるべきと考える。	# 1054と同じ対応とする
1317	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.2. 即時登録	4.2.1. 即時登録	P60【実装すべき機能】登録を抹消した他の者の印鑑により、その日のうちに印鑑の登録の申請を受けた場合、当該印鑑の登録を抹消した日に、当該登録に係る印鑑登録証明書が交付されていない事実が確認されれば、当該申請を受理できること。	【実装すべき機能】登録を抹消した他の者の印鑑により、その日のうちに印鑑の登録の申請を受けた場合、当該印鑑の登録を抹消した日に、当該登録に係る印鑑登録証明書が交付(コンビニ交付を含む。)されていない事実が確認されれば、当該申請を受理できること。	業務精度の向上	印鑑登録証明書の交付の有無確認はコンビニ交付も含むべきと考えます。	# 1054と同じ対応とする

No	対象資料						意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針案
	発出者	資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	
818	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.2. 即時登録	4.2.1. 即時登録	登録を抹消した他の者の印鑑により、その日のうちに印鑑の登録の申請を受けた場合、当該印鑑の登録を抹消した日に、当該登録に係る印鑑登録証明書が交付されていない事実が確認されれば、当該申請を受理できること。	登録を抹消した【同一世帯内の】他の者の印鑑により、(略)	住民サービスの向上	現行、このような確認は行っていない。他の者はどの範囲までのことを明記する必要がある。その上で、範囲を定めるとするならば、同一世帯とするのが良いと考える。別世帯のものも含めると、三文判のように印鑑が簡単な作りの場合に、現行では登録できていた住民に対して、断らなければいけない事案が発生してしまう。また、当該登録に係る印鑑登録証明書の交付については、コンビニ交付を含めるかどうか明記頂きたい。	# 1054と同じ対応とする
13	事業者	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.2. 即時登録	4.2.1. 即時登録	登録を抹消した他の者の印鑑により、その日のうちに印鑑の登録の申請を受けた場合、当該印鑑の登録を抹消した日に、当該登録に係る印鑑登録証明書が交付されていない事実が確認されれば、当該申請を受理できること。	不要	システム上の理由	登録印が他の者が登録していたかどうかをシステムで検知することは極めて困難であり、機能要件に含むことは適切ではない。	# 1054と同じ対応とする
10	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.2. 即時登録	4.2.1. 即時登録	登録を抹消した他の者の印鑑により、その日のうちに印鑑の登録の申請を受けた場合、当該印鑑の登録を抹消した日に、当該登録に係る印鑑登録証明書が交付されていない事実が確認されれば、当該申請を受理できること。	不要	法令への対応	抹消及び登録という手順を踏む限り、登録を拒む合理的な理由がないため。	# 1054と同じ対応とする
1185	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.2. 即時登録	4.2.1. 即時登録	登録を抹消した他の者の印鑑により、その日のうちに印鑑の登録の申請を受けた場合、当該印鑑の登録を抹消した日に、当該登録に係る印鑑登録証明書が交付されていない事実が確認されれば、当該申請を受理できること。			参考2の4.1.2.「世帯内印影比較」では「比較機能により合致割合算出ができることについても検討されたが、算出した結果、合理的な合致割合を一意に決めることは技術的に難しい」とあるが、同印影かの判断が技術的に難しくれば左記仕様はシステムのどのよう判断するのか？	# 1054と同じ対応とする
1055	事業者	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.1. 仮登録(照会中)	「登録を抹消した他の者の印鑑により、その日のうちに印鑑の登録の申請を受けた場合、当該印鑑の登録を抹消した日に、当該登録に係る印鑑登録証明書が交付されていない事実が確認されれば、当該申請を受理できること。」の記載	【実装してもなくても良い機能】とする。	業務精度の向上	同じ印鑑を登録しようとしているかの判断はその場で抹消、登録をする場合は証明書の発行履歴確認のみで可能だが、時間をかけて処理した場合、世帯内印影の比較は抹消済みの印影を含まないため難しいため。世帯内印影に当日抹消の印影を含める、または世帯に同日抹消した印鑑があることのメッセージを出すなどの対応が必要と考える。	# 1054と同じ対応とする
531	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.1. 仮登録(照会中)	「登録を抹消した他の者の印鑑により、その日のうちに印鑑の登録の申請を受けた場合、～当該申請を受理できること。」	削除	システム上の理由	証明書を発行し、同日に登録を抹消した印鑑が使われて、いることをシステム判断するのは難しいと思うため。職員が判断するのであれば、ここに記載する必要はないかと思えます。あるいは、「証明書を発行して、同日に印鑑の抹消を行い、その後、その世帯内で印鑑登録をした際に、警告メッセージを表示すること」等を記載するとうでしょう	# 1054と同じ対応とする
1322	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.1. 仮登録(照会中)	P.61【実装すべき機能】登録を抹消した他の者の印鑑により、その日のうちに印鑑の登録の申請を受けた場合、当該印鑑の登録を抹消した日に、当該登録に係る印鑑登録証明書が交付されていない事実が確認されれば、当該申請を受理できること。	【実装すべき機能】登録を抹消した他の者の印鑑により、その日のうちに印鑑の登録の申請を受けた場合、当該印鑑の登録を抹消した日に、当該登録に係る印鑑登録証明書が交付(コンビニ交付を含む。)されていない事実が確認されれば、当該申請を受理できること。	業務精度の向上	印鑑登録証明書の交付の有無確認はコンビニ交付も含むべきと考えます。	# 1054と同じ対応とする
14	事業者	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.1. 仮登録(照会中)	登録を抹消した他の者の印鑑により、その日のうちに印鑑の登録の申請を受けた場合、当該印鑑の登録を抹消した日に、当該登録に係る印鑑登録証明書が交付されていない事実が確認されれば、当該申請を受理できること。	不要	システム上の理由	登録印が他の者が登録していたかどうかをシステムで検知することは極めて困難であり、機能要件に含むことは適切ではない。	# 1054と同じ対応とする
11	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.1. 仮登録(照会中)	登録を抹消した他の者の印鑑により、その日のうちに印鑑の登録の申請を受けた場合、当該印鑑の登録を抹消した日に、当該登録に係る印鑑登録証明書が交付されていない事実が確認されれば、当該申請を受理できること。	不要	法令への対応	抹消及び登録という手順を踏む限り、登録を拒む合理的な理由がないため。	# 1054と同じ対応とする
502	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.1. 仮登録(照会中)	登録を抹消した他の者の印鑑により、その日のうちに印鑑の登録の申請を受けた場合…	削除	法令への対応	登録を抹消した他の者の印鑑を登録にきたかどうか、市民がわざわざ言い出さないとわからないことに加え、抹消されている印鑑について登録を拒否する法的根拠がそもそもないため。	# 1054と同じ対応とする
15	情報政策担	印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.2. 職権抹消	6.2.3. 住民記録運動抹消	住民記録システムとの連動は、住民記録システムから最新の登録情報が照会で、管理することで、30.1(データ構造)に規定する最新データの保持を実現できること。	住民記録システムとの連動は、IT総合戦略室を中心に検討しているデータ連携要件に対応し、住民記録システムから最新の登録情報が照会で、管理することで、30.1(データ構造)に規定する最新データの保持を実現できること。	システム上の理由	データ構造だけ対応するのではなく、データ連携方法を定義しないとカスタマイズの要因となるため。	ご指摘理解するため、下記に修正する。「住民記録システムとの連動は、デジタル庁を中心に検討することとされたデータ要件・連携要件に対応し、住民記録システムから最新の登録情報が照会で、管理することで、30.1(データ構造)に規定する最新データの保持を実現できること。」
16	情報政策担	印鑑登録シ	第4章	10 EUC	-	-	データソースは、印鑑登録情報の異動履歴を含む印鑑登録システムの全てのデータを対象とすること。	データソースは、印鑑登録情報の異動履歴を含む印鑑登録システムの全てのデータ、及び住民記録システムの全てのデータを対象とすること。	システム上の理由	氏名などの情報を住民記録システムのデータベースを利用している場合、EUCにおいても住民記録システムのデータベースにアクセスできる必要があるため。	「30.1データ構造」に記載のとおり、住民記録システム等の他システムのデータベースで管理する場合でも、最新データは印鑑登録システム内で管理しているため、対応なし。

No	対象資料						意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針案
	発出者	資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	
17	情報政策担当	印鑑登録システム標準仕様書	第4章	13 システム管理	13.1. 権限管理	13.1.1. 操作権限管理	発注者のシステム操作権限ポリシーに基づき、システムの利用者及び管理に対して、個人単位で ID 及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限（異動処理や表示・閲覧等の権限）、利用範囲及び期間が管理できること。	発注者のシステム操作権限ポリシーに基づき、システムの利用者及び管理に対して、個人単位で ID 及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限（異動処理や表示・閲覧等の権限）、対象地区、利用範囲及び期間が管理できること。	システム上の理由	支所、出張所には管轄があり、住民記録システムの地区管理で定義した管轄内で異動処理を制限できるようにするため。	現在では支所・出張所ごとの管理を行う必要性が薄いため、対応なし
18	情報政策担当	印鑑登録システム標準仕様書	第4章	13 システム管理	13.3. データ整備	13.3.1. 整合性チェック	システムが異常終了した場合、その直後のシステム起動時に、住民記録システムとの紐付きの整合性をチェックできること。	システムが異常終了した場合、その直後のシステム起動時に、住民記録システムとの紐付きの整合性をチェックできること。不整合があった場合は、対象データを自動的に修復するか、不整合の対象データを出力できること。また、任意のタイミングで住民記録システムとの紐付き整合性をチェックできること。	システム上の理由	住民記録システムとの紐付きの整合性チェックの結果、不整合があった場合、業務に支障を及ぼさないよう、自動的に修復するか、対象データを出力し手動で修復する必要があるため。また、任意のタイミングでも整合性チェックを実施することで、不整合データの早期発見やデータ移行時の整合性確認にも使用ができるため。	整合性をチェックすることに、ご指摘の内容も含まれると考えられるため対応なし。
19	情報政策担当	印鑑登録システム標準仕様書	第4章	13 システム管理	13.3. データ整備	13.3.2. 除票の経年抹消	抹消されてから5年以内で自治体が指定した年数が経過した除票を抽出できること。また、住民記録システムの除票用データベースへの移行と連動して、除票を抽出できること。	抹消されてから5年以内で自治体が指定した年数が経過した除票を抽出できること。また、住民記録システムの除票用データベースへの移行と連動して、除票を抽出できること。	システム上の理由	住民記録システムとの紐付きを鑑みると、住民記録システムの除票用データベースへの移行とも連動する必要があるため。	保存年数が住基と異なるため、住民記録システムの除票用データベースへの移行と紐づけする必要性が想定されないことから、対応なし。
20	情報政策担当	印鑑登録システム標準仕様書	第4章	13 システム管理	13.3. データ整備	13.3.3. データ移行処理	また、現行システムから標準仕様に準拠したシステムに移行する際にも、印影を含めたシステムが保持するデータを完全に移行できること。	また、現行システムから標準仕様に準拠したシステムに移行する際にも、「中間標準レイアウト仕様（印鑑登録）」に対応することで、印影を含めたシステムが保持するデータを完全に移行できること。	システム上の理由	データ移行を保証するためには、現行システムから作成される移行データにも依存するので、移行データのレイアウトを明記する必要があると考えました。	移行時のデータレイアウトについては、デジタル庁が検討するデータ要件に従うため、現時点では対応なし。
21	住基担当課	印鑑登録システム標準仕様書					肩書	方書	法令への対応	イメージのメモ書き説明欄内の方書という表記が全て肩書になっている	市町村長の職名を示す記述のため、肩書のままで対応なし。
45		印鑑登録システム標準仕様書	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	・備考	・備考【具体的な内容】	業務効率の向上	データ管理の項目として備考がありますが、印鑑登録において備考という項目は、弊社の実績からは想定がありません。（データ管理項目として定義いただいているので、メモとの違いを含めて定義が必要なものと想定します。）	「備考」と「メモ」が両方必要ではないため、「備考」はデータ管理項目から外し、外部に表示しない項目である「メモ」をデータ管理項目に設ける。また、氏名区分のその他を選んだ際の記載欄として記述のある、「備考」の箇所は削除とする。
46		印鑑登録システム標準仕様書	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.2. 外国人住民データの管理	・備考	・備考【具体的な内容】	業務効率の向上	データ管理の項目として備考がありますが、印鑑登録において備考という項目は、弊社の実績からは想定がありません。（データ管理項目として定義いただいているので、メモとの違いを含めて定義が必要なものと想定します。）	#45と同様
47		印鑑登録システム標準仕様書	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	・印鑑登録原票の改製	【削除】	システム上の理由	印鑑登録原票は、最新のみを管理する考え方に立って業務運用されており、必要性が分かりません。定義されている「改製」について用語集等での定義が必要です。	住民票の改製と同様、履歴が満欄になった際の自動改製を指す（印鑑登録証明書において履歴を表示することはないが、システム内において履歴は管理されているため、改製の概念は必要）。ご指摘を踏まえ、「合併等に伴ってシステムが入れ替わり、過去の異動履歴を全部消し去ること。」といった内容を用語集に盛り込む。
61		印鑑登録システム標準仕様書	第4章	4 印鑑登録	4.6. 印鑑登録原票の改製	—	印鑑登録原票は、欄の大きさの上限（履歴を保持できる上限回数のこと。）を設けず、満欄による自動改製は行わないこと。	【削除】	業務精度の向上	印鑑登録原票は、最新のみを管理する考え方に立って業務運用されており、必要性が分かりません。必要である場合には、定義されている「改製」について用語集等での定義が必要です。	#47と同様
550	住基担当課	印鑑登録システム標準仕様書	第4章	4 印鑑登録	4.6. 印鑑登録原票の改製	—	【実装すべき機能】印鑑登録原票は、欄の大きさの上限（履歴を保持できる上限回数のこと。）を設けず、満欄による自動改製は行わないこと。	—	業務精度の向上	印鑑登録原票は常に最新の情報のみを記載し、履歴は表示する必要がない。履歴は、印鑑登録照会画面で確認できる。印鑑登録原票の改製についてご教示いただきたい。	#47と同様
373	住基担当課	印鑑登録システム標準仕様書	第4章	4 印鑑登録	4.6. 印鑑登録原票の改製	—	不明	印鑑登録原票の改製がどのような意図の機能であるか仕様書からは読み取ることができないため、詳細が知りたい。	業務精度の向上	当市では印鑑登録原票に関して、履歴の保持や満欄等の概念がなく、改製という機能がどのように運用されるかが不明であるため。	#47と同様
49		印鑑登録システム標準仕様書	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	【記載なし】	○登録の事由 ・改印 ○抹消の事由 ・改印	システム上の理由	改印の際に異動事由は不要でしょうか。	当該仕様書においては「改印」の概念は設けない。印鑑登録を抹消してから、登録とする。ただし、当該規定は画面操作として連続的に実施可能とすること等の画面要件を妨げるものではない。
50		印鑑登録システム標準仕様書	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	【記載なし】	また、以下の区分からシステムが管理する異動事由コードおよび付随にマッピングができること。	システム上の理由	住民記録標準仕様書の異動事由の定義と同様に、実際にシステムで管理する異動事由とマッピングできれば運用上問題ないため。	ご指摘のとおり、住民記録システムと整合を保つことが重要であることから、修正案を反映する。
51		印鑑登録システム標準仕様書	第4章	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.6. 交付履歴の管理	・処分情報（謝って発行した証明書を処分した場合にその旨の記録。）	・処分情報（誤って発行した証明書を処分した場合にその旨の記録。）	業務精度の向上	標準仕様書の誤記かと思われますので、ご確認ください。	ご指摘のとおりのため、修正案を反映する。

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針案
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	
84	事業者	印鑑登録シ 第4章	1 管理項目	1.3. その他管理項目	1.3.6. 交付履歴の管理	印鑑登録証明書の交付履歴は、市区町村が定める期間、以下の項目を管理すること。 ・ 交付年月日 ・ 交付場所 ・ 枚数 ・ 発行番号 ・ 端末名、ユーザID ・ 処分情報（謝って発行した証明書を処分した場合にその旨の記録。）	印鑑登録証明書の交付履歴は、市区町村が定める期間、以下の項目を管理すること。 ・ 交付年月日 ・ 交付場所 ・ 枚数 ・ 発行番号 ・ 端末名、ユーザID ・ 処分情報（謝って発行した証明書を処分した場合にその旨の記録。）	システム上の理由	(修正案) ・ 誤字の修正（発行番号→交付番号、謝って→誤って） (確認事項) ・ 8.1.2. 交付番号で「複数部を交付する場合は、一部ずつ異なる交付番号とすること。」とされているため、管理項目の枚数は必ず「1枚」になるのではないかと。	印鑑登録証明書の発行は基本1枚であり、ご指摘のとおり複数部数の場合は異なる交付番号を発行することから、「枚数」については削除する。  (誤記においては#51と同一)	
52		印鑑登録シ 第4章	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.3. 基本検索	年月日を指定して複数条件検索、項目内部分検索ができること。	【定義内容を詳細化する】	業務精度の向上	定義内容がよくわかりません。	住基システムと同様の内容としているため対応なし。	
53		印鑑登録シ 第4章	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.3. 基本検索	外字検索、検索文字選択のためのサポート機能が提供されていること。具体的には外字を選択するための手書き入力、手書き入力による文字選択等が想定されるが、具体的な実装方法は規定しない。	【削除】	業務精度の向上	印鑑登録において、外字の検索の必要性が分かりません。当該機能は、住民記録の方が必要となるのではないのでしょうか。	住民記録システムと整合をとるため、対応なし。	
54		印鑑登録シ 第4章	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.3. 基本検索	氏名及び住所の検索は、過去のものも横断的に検索できること。	【削除】	業務精度の向上	同章内の「異動履歴の検索については、氏名及び住所については過去履歴を含めて検索し、対象者を特定できること。」と機能が一部重複しているように思いますので、整理されてはいかがでしょうか。	ここでは、「氏名及び住所」を検索する際は、過去のものも横断的に検索できることが規定されており、「異動履歴の検索については～」では、「異動履歴」を検索する際にも、氏名・住所において過去履歴を含めて検索できることが規定されている。それぞれ別のことが定義されているため、対応なし。	
1048	事業者	印鑑登録シ 第4章	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.3. 基本検索	「氏名及び住所の検索は、過去のものも横断的に検索できること。」の記載がある	削除する。	業務効率の向上	「異動履歴の検索については、氏名及び住所については過去履歴を含めて検索し、対象者を特定できること。」と重複しているため。	#54と同様の対応とする。	
55		印鑑登録シ 第4章	3 抑止設定	3.1. 異動・交付・照会抑止	-	各抑止機能について、異動の入力、12.1（審査・決裁）に規定する仮登録から本登録への移行、印鑑登録証明書の交付、照会などの処理ごとに、個人単位で、抑止（エラー、アラートは表示されるが、処理可又は処理不可（抑止なし））を設定できること。	各抑止機能について、異動の入力、12.1（審査・決裁）に規定する仮登録から本登録への移行、印鑑登録証明書の交付、照会など個人単位で、抑止（エラー、アラートは表示されるが、処理可又は処理不可（抑止なし））を設定できること。	業務効率の向上	個人単位での処理の制御を行うのは、煩わしいと考えます。	住民記録システムと整合性をとり、修正なし。	
56		印鑑登録シ 第4章	3 抑止設定	3.1. 異動・交付・照会抑止	-	抑止については複数設定することができ、設定ごとに、抑止する処理、抑止レベル（エラー・アラート）の設定ができること。	【定義内容を詳細化する】	業務精度の向上	抑止について複数設定することができるとありますが、何が何に対して複数なのか詳細化された方がよいと考えます。	当該記載を削除するため、対応なし。	
57		印鑑登録シ 第4章	4 印鑑登録	4.2. 即時登録	4.2.1. 即時登録	外国人が印鑑登録する場合、登録印鑑について、通称により登録できること。	【削除】	システム上の理由	登録される印影について通称なのか、本名なのか、氏のみなのか、名のみなのかの判断は、登録者の判断に委ねられるところであり、システムの機能としての定義いただいてもシステムで何もすることができません。（業務運用上の定義としては必要なことは認識しています）	ご指摘のとおり修正案を反映し、削除する。	
724	事業者	印鑑登録シ 第4章	4 印鑑登録	4.2. 即時登録	4.2.1. 即時登録	【実装すべき機能】 外国人が印鑑登録する場合、登録印鑑について、通称により登録できること。	【運用留意事項】 外国人が印鑑登録する場合、登録印鑑について、通称により登録できること。	システム上の理由	運用に関する内容の記載であり、機能要件とは別で整理されるべきと考える。	#57と同様	
204	住基担当課	印鑑登録シ 第4章	4 印鑑登録	4.2. 即時登録	4.2.1. 即時登録	外国人が印鑑登録する場合、登録印鑑について、通称により登録できること。	「通称により」を「氏名または通称により」に修正する。	住民サービスの向上	外国人住民について、アルファベット又はカタカナの氏名（又はその一部）で登録できないと誤解する記載となっているため。	#57と同様	
729	事業者	印鑑登録シ 第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.6. 回答登録	【実装すべき機能】 外国人が印鑑登録する場合、登録印鑑について、通称により登録できること。	【運用留意事項】 外国人が印鑑登録する場合、登録印鑑について、通称により登録できること。	システム上の理由	運用に関する内容の記載であり、機能要件とは別で整理されるべきと考える。	#57と同様	
1319	住基担当課	印鑑登録シ 第4章	4 印鑑登録	4.2. 即時登録	4.2.1. 即時登録	【参考 2 ■ 印鑑登録システム標準仕様書における考え方・理由】 簡体字又は繁体字による印影の印鑑は、住民票に使用している文字との紐づけをシステムにおいて自動判別させ、判定を実施する。		業務精度の向上	何と何を自動判別させるのでしょうか。また、何の判定をさせるのでしょうか。システムで何を実装すれば良いか不明確ですので、わかりやすく表記していただくようお願いいたします。	ご指摘のとおり、システム側が登録される印影が何を示しているか（住民票における文字と一致しているか否か）を判断できないため、運用での判断とし、修正案を反映する。	
725	事業者	印鑑登録シ 第4章	4 印鑑登録	4.2. 即時登録	4.2.1. 即時登録	【実装すべき機能】 住民票の氏名に漢字表記がされている外国人住民については、簡体字又は繁体字による印影の印鑑も・・・住民票における文字と同一の文字を表している印影の印鑑を登録できること。	【運用留意事項】 住民票の氏名に漢字表記がされている外国人住民については、簡体字又は繁体字による印影の印鑑も・・・住民票における文字と同一の文字を表している印影の印鑑を登録できること。	システム上の理由	運用に関する内容の記載であり、機能要件とは別で整理されるべきと考える。	# 1319と同様	
359	事業者	印鑑登録シ 第4章	4 印鑑登録	4.2. 即時登録	4.2.1. 即時登録	行1023～1028 外国人が印鑑登録する場合、登録印鑑について、通称により登録できること。住民票の氏名に漢字表記がされている外国人住民については、簡体字又は繁体字による印影の印鑑も、住民票における文字と同一の文字を表している限り、登録できること。「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示」（平成23年法務省告示第582号）により、住民票における文字と同一の文字を表している印影の印鑑を登録	行1023～1028を削除または考え方・理由に記載する。	業務精度の向上	1023～1028は運用行為であり、「印鑑登録システムが備えるべき機能要件」として記載する必要はなく「考え方・理由」としての記載になるのではないかと。 (「4.4.6. 回答登録」の1107～1112も同様) 運用フローP21でも「印影審査」は手作業となっている。 様々な書体（篆書体、印相体、吉相体など）の印影をシステム機能として、イメージ変換等で印鑑登録システムで登録している氏名等の文字と比較することを実装し【実装すべき機能】とするのであれば、技術根拠を明確にすべきと考えます。	# 1319と同様	

No	対象資料						意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針案
	発出者	資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	
529	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.2. 即時登録	4.2.1. 即時登録	住民票における文字と同一の文字を表していると思われる文字による印影の印鑑を登録できること。	削除	システム上の理由	この一文だけ見ると、住民票の文字と印鑑の文字をシステムは比較して、この印鑑は登録可能、不可能を判断するように読み取れますが、これをシステム判断するのは難しいと思うため。	# 1319と同様
730	事業者	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.6. 回答登録	【実装すべき機能】 住民票の氏名に漢字表記がされている外国人住民については、簡体字又は繁体字による印影の印鑑も…住民票における文字と同一の文字を表していると思われる文字による印影の印鑑を登録できること。	【運用留意事項】 住民票の氏名に漢字表記がされている外国人住民については、簡体字又は繁体字による印影の印鑑も…住民票における文字と同一の文字を表していると思われる文字による印影の印鑑を登録できること。	システム上の理由	運用に関する内容の記載であり、機能要件とは別で整理されるべきと考える。	# 1319と同様
826	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.6. 回答登録	P62【実装すべき機能】 …「在留カード等に係る…」認められる文字による印影の登録ができること。		住民サービスの向上	全体を通して、印影の判定ができるように読み取れるが、システム上判定できるようになるのか。職員で判定した上で登録をする（=どんな印鑑でもサイズさえ合えばシステム上は登録できる）という意味が分かりかねるため、ベンダに確実に伝わる書き方へ修正を希望する。	# 1319と同様
533	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.6. 回答登録	住民票における文字と同一の文字を表していると思われる文字による印影の印鑑を登録できること。	削除	システム上の理由	同上	# 1319と同様
532	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.6. 回答登録	住民票の氏名に漢字表記がされている外国人住民については、簡体字又は繁体字による印影の印鑑も、住民票における文字と同一の文字を表している限り、登録できること。	削除	システム上の理由	この一文だけ見ると、住民票の文字と印鑑の文字をシステムは比較して、この印鑑は登録可能、不可能を判断するように読み取れますが、これをシステム判断するのは難しいと思うため。	# 1319と同様
58		印鑑登録シ	第5章	4 印鑑登録	4.2. 即時登録	4.2.1. 即時登録	住民票の氏名に漢字表記がされている外国人住民については、簡体字又は繁体字による印影の印鑑も、住民票における文字と同一の文字を表している限り、登録できること。「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示」（平成 23 年法務省告示第582 号）により、住民票における文字と同一の文字を表していると思われる文字による印影の印鑑を登録できること。	【削除】	システム上の理由	登録される印影について通称なのか、本名なのか、氏のみなのか、名のみなのかの判断は、登録者の判断に委ねられるところであり、システムの機能としての定義いただいてもシステムで何もすることができません。（業務運用上の定義としては必要なことは認識しています）	# 1319と同様
905	事業者	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.5. 印影登録	4.5.1. 印影読込	「印影の解像度は600dpiであること（ただし様々な意見が考えられるため、全国照会で意見を頂戴する）。読み取った印影は BMP形式または BMP形式に可逆変換できること（例：TIFF）」と記載がある。	「600dpi」を「400dpi または 600dpi」に修正する。	システム上の理由	当市システムでは400dpiでTIFFであり、これらも許容していただきたいため。	標準化後の印影データの解像度は600dpiとし、現状で600dpiとなっていないものについては、そのままの解像度で差し支えないという取扱いとする。
267	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.5. 印影登録	4.5.1. 印影読込			業務精度の向上	希望方針①②に共通すること ・過去に300dpiで登録した印影を600dpiに統一することは問題ないと思われるが、（実例はあまりなさそうだが、）過去に1200dpiで登録した印影を600dpiに統一することは画素数を落とすことになるため印影の改ざんに当たると思われる。よって、600dpiより高い画素数で登録してある印影はそのままの画素数で移行することが望ましいと思われる。  希望方針②について ・「600dpi以外で出力した印鑑登録証明書には、600dpiではないことの注釈書きをする」とあるが、なぜ注釈書きが必要なのか。注釈書きが無いことによるデメリットは特に無いように思える。現に交付している印鑑登録証明書にはさまざまな解像度が存在するが、市民から解像度による意見等は出ていない。よって、600dpi以外の場合でも注釈書きは要らないと思われる。	標準化後の印影データの解像度は600dpiとし、現状で600dpiとなっていないものについては、そのままの解像度で差し支えないという取扱いとし、注釈書きについても不要とする。
374	事業者	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.5. 印影登録	4.5.2. 印影登録	不明	システム移行時に、すべての印影データを600dpiに統一するとした場合、解像度変更を行うことになると思われるが、これは印影の改ざんにはあたらないのか。（国からきちんとした指針や見解が出るのか）	システム上の理由	ベンダーから今までのシステム移行や合併時のシステム統合では、解像度の変換は改ざんという認識であったことによる問い合わせがあった。	標準化後の印影データの解像度は600dpiとし、現状で600dpiとなっていないものについては、そのままの解像度で差し支えないという取扱いとする。
62		印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.1. 異動の取消し	-	印鑑の異動（登録・抹消・修正）処理の取消しができること。そのため、取消しの対象となる異動処理を異動履歴データから選択できること。	【定義内容を詳細化する】	業務精度の向上	異動の取消しにおいては、跡形もなく削除してもよいか。その定義の記載がない。	住民記録システムにて「異動の取消し機能は、最新履歴を削除する機能ではなく、履歴を上積みして、元の状態に復元できる機能とすること。」と規定されているため、印鑑登録システムにおいても当該文章を盛り込む。
63		印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.2. 職権抹消	6.2.1. 職権抹消	意思能力を有しない者に該当した場合や二重登録が発見された場合、その他その者に係る印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたときは、印鑑の登録を職権で抹消できること。その際、1.2.2（異動事由）に規定する抹消の事由を選択できること。	【定義内容を詳細化する】	業務精度の向上	二重登録とは、具体的に何を指すか。用語集等での定義が必要と考えます。	二重登録について、考え方・理由にて「二重登録」とは、紙管理の取り扱いにおいて発生していたことを想定しているが、同じ者が別の印鑑で別のデータとして登録されることを指している。」といった内容を追加する。

No	意見詳細										対応方針案
	発出者	対象資料					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由	
64		印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.2.職権抹消	6.2.3.住民記録連動抹消	また、氏名変更、旧氏の変更、通称の記載、通称の削除及び成年被後見人に該当した場合については、住民記録システムと連動し、アラートでその旨を表示し、個別に確認のうえ処理することができること。	【住民記録側へも記載が必要ではないか】	システム上の理由	住民記録の異動時に印鑑登録側の異動確認をする機能に見えます。この機能は、住民記録側へも何等か記載が必要ではないでしょうか。	住民記録システムから情報が連携された際に、印鑑登録システム内にエラーとして表示するため、住民記録システムでの要件追加対応はなし。
65		印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.2.職権抹消	6.2.3.住民記録連動抹消	外国人住民について、氏名のカタカナ表記に基づき作成された印鑑を登録している場合において、氏名の順序等の変更があったとき、住民記録システムと連動して当該印鑑の登録を抹消できること。	【定義内容を詳細化する】	業務精度の向上	氏名の順序等の変更とは何を指すか具体的に定義いただいた方がよいと考えます。	当該記載は削除とし、「住民記録連動修正」において「氏名のカタカナ表記の変更」「氏名のカタカナ表記の削除」とした。
66		印鑑登録シ	第4章	7 印鑑登録証	7.2.印鑑登録者識別カード	7.2.1.印鑑登録者識別カード	【7.2の内容すべて】	【実装しなくてもよい機能とする】	システム上の理由	代表して7.2.1の項番で記載いたします。 (7.2の章すべてに対して)自動交付機利用団体向けの機能のようにも見えます。実装しなくてもよい機能としてはいかがでしょうか。	事務処理要領第3-4において、印鑑登録者識別カードの使用も認めていることから、対応なし。 ただし、印鑑登録者識別カードについて自動交付機の利用に限らない旨を考え方・理由について追記する。
68		印鑑登録シ	第4章	7 印鑑登録証	7.3.印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの再交付		再交付時に登録番号を維持するか更新するか、又はその都度選択するかを設定できること。出力時には、有効期間満了日までの日数を設定し、対象者を選択できること。	【削除】	業務精度の向上	印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードは、通常、有効期限の設定がないため。	ご指摘のとおり当該項目でしか有効期間の規定がないため、「出力時には、有効期間満了日までの日数を設定し、対象者を選択できること。」については削除とする。
70		印鑑登録シ	第4章	12 実行制御	12.1.審査・決裁		・確定情報となるため、団体内統合宛名、証明書、他業務連携等に反映される。	・確定情報となるため、証明書等に反映される。	システム上の理由	仮登録機能を具備する場合においても、団体内統合宛名、他業務連携への反映は必要がないと考えております。	団体内統合宛名、他業務において印鑑登録内容は使用されていないため、修正案を反映する。
71		印鑑登録シ	第4章	13 システム管理	13.3.データ整備	13.3.4.バックアップ	印影を含めたシステムが保持するデータをバックアップできること。	印影を含めたシステムが保持するデータをバックアップできること。【理由を明記いただきたい】	業務精度の向上	データのバックアップは、業務の機能要件としてはなじまない。 (データベースの夜間バックアップなど業務要件でないシステムの運用要件で定義されることが多い。また、住民記録標準仕様書には記載がない。)データの大量更新前のバックアップなど、特定の業務運用を想定した内容があれば、その内容を盛り込んだ機能要件と	ご指摘のとおり、業務の機能要件としてではなく、非機能要件に寄せることとし、対応なし。
735 事業者		印鑑登録シ	第4章	8 印鑑登録証明書	8.1.印鑑登録証明書交付	8.1.1.印鑑登録証明書交付	【実装すべき機能】記載なし	【実装すべき機能】公用による発行ができること。その際は、証明書に「公用」の表示がされること。	業務効率の向上	公用請求に応じることができ、証明書に「公用」の表示(印字)がされることで、事務効率の向上が図れるため。	印鑑証明における公用請求について想定できないため、修正なし。
72		印鑑登録シ	第5章		20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.1 印鑑登録証明書	【記載なし】	公用交付に対応すること。	業務精度の向上	公用交付に対応し印鑑登録証明書に公用交付である旨表示する要件がないが、標準化では除外されるものでしょうか。	#735の対応とする。
73		印鑑登録シ	第5章		20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書	印鑑の改印時に対応すること。	業務精度の向上	改印時の照会書には標準化では対応しないのでしょうか。	当該仕様書において「改印」の概念は設けない。印鑑登録を抹消させてから、登録とする。
76 情報政策担		印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.5.印影登録	4.5.1.印影読込	記載なし	使用できるスキャナの機種を例示していただきたい。	業務精度の向上	使用できるスキャナの機種がわからないため。	要件として定めている解像度が保持できればよい。スキャナについては特に規定しない。対応なし。
77 情報政策担		印鑑登録シ	第4章	10 EUC			「【データ抽出・分析加工】データソースに対しては、検索条件が指定できるとともに、当該条件によるデータの抽出ができること。」	「【データ抽出・分析加工】データソースに対しては、検索条件が指定できるとともに、当該条件によるデータの抽出ができること。また、その検索条件を履歴として残すことができ、一部の条件を変更して再利用ができること。」	業務効率の向上	データ抽出は、他のシステムとの連携用に定型のファイルを取り出すために行うものであり、過去に設定した検索条件と同じ(もしくは機能等のみ一部変更)ものを使うことがほとんどである。もし履歴機能が無ければ、先人のノウハウが新人に受け継がれず、毎回一から検索条件を検証・作成したり、高価なRPAを導入して手間をかけて標準化・自動化する必要がある。	多くの自治体にとってメリットがあると考えられるため、修正案を反映する。
78 住基担当課		印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.1.異動の取消		【実装しない機能】転出の予定年月日経過後に転出取消をした場合、自動で印鑑登録の抹消を取り消すことができること。	【実装すべき機能】にする	業務精度の向上	自動で回復しないと、処理漏れが発生する可能性がある。	対応なし。 住民記録システムにおいて異動の取消が発生した際にはエラーとしてその旨が表示されるため、異動の取消し自体が処理漏れになる可能性は低い想定。 また、市民カードを返した場合や印鑑登録証を捨てた場合においては別途処理が必要になるため、自動で抹消を取り消されてしまうと逆に処理漏れが発生する可能性も考えられる。
668		印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.2.職権抹消	6.2.1.職権抹消	【実装しない機能】転出の予定年月日経過後に転出取消をした場合、自動で印鑑登録の抹消を取り消すことができること。	【実装すべき機能】転出の予定年月日経過後に転出取消をした場合、自動で印鑑登録が回復することができること。	業務精度の向上	転出取消すると、住民情報が回復するが、印鑑登録も住民票と同じく連動して回復すべきである。	#78の対応とする。
1281 住基担当課		印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	4. 印鑑登録	4.2.1.即時登録	P.21 ※業務フロー図「可視台帳」(押印前)を印刷する業務フローがない。	「可視台帳」(押印前)を印刷する業務フローを追記する。	業務精度の向上	登録印鑑を押印する「可視台帳(印影原本)」を印刷する業務フローがありません。現行事務では「可視台帳(印影原本)」には印鑑登録番号、住所、氏名等を印字したものを使用しています。【申請内容入力(即時登録)】処理時に「可視台帳(印影原本)」の印刷の処理を加えていただくようお願いいたします。	可視台帳(押印前)について、印刷するフローに修正する。
1065 住基担当課		印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	4. 印鑑登録	4.2.1.即時登録	登録印鑑を印鑑登録証と合わせて返却している。	登録印鑑を窓口受付時に必要な箇所へまとめて押印し、本人確認書類と合わせて先に返却する。	業務効率の向上	登録印鑑を印鑑登録が終わるまで預かるのは、印鑑の毀損や紛失につながるため、先に押印して返却の方がよい。電子データでの原票管理であれば印鑑の向きの押印誤り等をシステム内で調整することが可能であり、印鑑登録の認証時に適宜修正可能なため、可視台帳を持たない方が業務運営上効率的である。	フロー図はあくまでも例であり、返却時期を統一するものではないと考えている。 また、可視台帳の保管については、実施しないことも差し支えない。

No	対象資料						意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針案
	発出者	資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	
60		印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.5. 印影登録	4.5.1. 印影読み込	印影は可視台帳からスキャナで読み取り登録できること。印影の解像度は600dpiであること（ただし様々な意見が考えられるため、全国照会で意見を頂戴する）。読み取った印影は BMP 形式または BMP 形式に可逆変換できること（例：TIFF）。	印影は可視台帳からスキャナで読み取り登録できること。印影の解像度は200dpi～600dpiであること。読み取った印影は BMP 形式または BMP 形式に可逆変換できる形式（例：TIFF）とし、画像形式に従ったヘッダ情報について、必須のものをすべてセットすること。	システム上の理由	印鑑登録の印影イメージを600dpiに統一するとされているが、解像度を統一することで移行コスト抑制や、ベンダーロックインの排除、カスタマイズ抑制が図れるものとは考え辛い。 1. 弊社の過去の他ベンダーの移行において、移行コストが増大するのは、画像データ内のヘッダ情報が記録されていない、あるいはヘッダ情報そのものがデータ内から切り取られたような一般的なでない特殊なイメージデータとなっているケースがあるためである。 2. これまでに240dpi等の今回規定された600dpi以下の解像度で記録、運用されてきた印影データでも、金融機関や契約時の書類として不都合があるというケースを聞いたことがない。これはあくまでも、一部のお客様で弊社で過去に実施した他社からの移行時のデータ内にそのような解像度のデータがあり、そのまま弊社システムで利用することとしたものがあるが、問題が生じていないというものではありません。解像度を高いものにしなくても、運用上は問題ないのではないかと。 3. 元々600dpi以下で記録されているデータを、600dpiで登録するには、紙の印鑑登録原票から登録しなおす方法しか方法がない。紙の印鑑登録原票が存在しない団体もあり、そもそも移行が不可能な団体が存在する。200dpiの電子データを、600dpiへシステム的に変換したとしても、粗いまま600dpiのデータとなるだけであり、変換の意味はない。 (対応案) 600dpiと解像度を固定するのではなく、BMP、TIFF、JPG、PNG形式として、ヘッダ情報縦横の解像度 縦、	修正意見2, 3については、現状で600dpiとなっていない者についてはそのままの解像度で差し支えないという取り扱いとするため、対応なしとする。 修正意見1についても、標準化の観点において解像度の統一をしない理由にはならないため、対応なし。 ただし、ヘッダ情報として情報を統一するかについては、検討会において討議されるものとする。
79	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.5. 印影登録	4.5.1. 印影読み込	「可視台帳は別途保管することとする。（そのため、印影差し替えの場合は紙原票可視台帳）の差し替えをおこなう。」	「可視台帳の保管期間、差し替えは各市区町村で定めるものとする」	業務効率の向上	可視台帳の保管場所の確保が困難である。また、可視台帳の差し替えは、職員業務量の増大につながる。	可視台帳の保管については、実施しないことも差し支えないこととする。
809	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.5. 印影登録	4.5.1. 印影読み込	印影については電子データ保存の場合縮尺等が変更されてしまう可能性があることから、可視台帳は別途保管することとする。（そのため、印影差し替えの場合は紙原票（可視台帳）の差し替えをおこなう。）	印影については電子データ保存の場合は、バックアップ体制や偽造防止体制等を講じることとする。	業務効率の向上	印影については、電子データにおいて管理しており、紙媒体での管理を行っていない。このことについては、バックアップ体制や偽造防止体制等を講じることにより問題は無いと考える。	可視台帳の作成保管について、実施しないことも差し支えない運用とし、印鑑本体から印影を取得することも許容される。
1276	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.5. 印影登録	4.5.1. 印影読み込	印影については電子データ保存の場合縮尺等が変更されてしまう可能性があることから、可視台帳は別途保管することとする。（そのため、印影差し替えの場合は紙原票（可視台帳）の差し替えをおこなう。）	印影については電子データ保存の場合縮尺等が変更されてしまう可能性を懸念され、可視台帳を別途保管することとして差し支えない。（そのため、印影差し替えの場合は紙原票（可視台帳）の差し替えをおこなう。）	自治体個別の条例・政策などの対応	原票を文字通り読めば、可視台帳（紙原票）を必ず保管しなければいけないとなる。 4.5.1印影読み込の項「印影は可視台帳からスキャナで読み取り」とあるが、実務上は印鑑登録申請書に押印された印影からスキャナしているところで、それをもって「印鑑登録申請書＝可視台帳」と解釈することとなるのか。まずは「可視台帳」の定義を確認したいところであるが、現状、保存年限のある「印鑑登録申請書」を永続的に保管することは、実務的な負担が大きい。	# 809の対応とする
839	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.5. 印影登録	4.5.1. 印影読み込	印影は紙媒体の可視台帳からスキャナで読み取り登録すること記載されている。	紙媒体以外からの読み取りを可能とする。	住民サービスの向上	当区では、台紙に印鑑を押印せず印鑑本体から直接印影をスキャンする印鑑スキャンシステムの導入を検討している（事務効率化と特殊な形をした印鑑の正確な読取が目的）。そのため、紙媒体の可視台帳を残さない方法での印影読み込・印影登録を行える仕様にしていきたい。	# 809の対応とする
567	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.5. 印影登録	4.5.1. 印影読み込	・印影を紙に押下した紙原票を指す。	・印影を記録した紙原票を指す。	法令への対応	印影をスキャンし取り込んだうえで紙に印字したものを印鑑原票として扱うこととしているため	印鑑登録原票の考え方が事務処理要領から変更となり、システムに登録されたものを印鑑登録原票とするため対応なし。
503	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.5. 印影登録	4.5.1. 印影読み込	が、印影については電子データ保存の場合縮尺等が変更されてしまう可能性があることから可視台帳は別途保管することとする。	削除	業務効率の向上	全国的な別紙質問に回答の件と重複だが、電子データで良い。印鑑証明の印影と押印を人の目で判断する場合、電子データに縮尺等の変更はない。コンピュータ機器でのスキャンを使った印鑑証明なので電子顕微鏡レベルの違いは考慮に値しないため。	# 809の対応とする
821	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	－	20.1 様式・帳票全般	20.1.1 出力様式・帳票	なし	【実装すべき機能】に可視台帳を追加。	業務効率の向上	4.5.1の【実装すべき機能】には、印影は可視台帳からスキャナで読み取り登録できること。とあり、加えて可視台帳を現在出力している。そのため、標準化において可視台帳が出力できなければ、業務効率低下してしまうと考える。	可視台帳（押印前）の帳票レイアウトを追加する。
322	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	－	20.1 様式・帳票全般	20.1.1 出力様式・帳票	可視台帳（印影を押した紙原票）にも「印鑑登録原票」と同内容の情報を印刷・出力できる機能を実装する。	可視台帳（印影を押した紙原票）にも「印鑑登録原票」と同内容の情報を印刷・出力できる機能を実装する。	業務効率の向上	印影を紙媒体で保管する際に管理しやすい体制を作るため。	#821の対応とする。
305	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	－	20.3 庁内業務で使用する様式・帳票	20.3.1 印鑑登録原票確認票・印鑑登録原票（除票）確認票	登録印影	登録印影（空欄で印刷することができると）	業務効率の向上	印影を保管する可視台帳について、当該標準仕様書の中で様式について触れられていないため、印鑑登録原票確認票のイメージで可視台帳様式ができればよいと考えた。当市では現在、保護シール付き印影台紙に登録用の印影をとり、印鑑登録原票の登録印影欄に貼り付けて可視台帳として保管している。印鑑登録申請書に押印したものは失敗が多いため、可視台帳として保管するには適さ	#821の対応とする。
83	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.5. 印鑑登録証データの管理	－	・登録番号 ・暗証番号	システム上の理由	登録番号や暗証番号は印鑑登録証に紐づくデータとなるため、管理項目として追加する。	「7.2.2. 必要事項登録」において、「印鑑登録識別カードに必要な事項（登録番号、登録者暗証番号）を記録できること。」と記載されているため、修正対応なし。
1045	事業者	印鑑登録シ	第4章	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.2. 検索文字入力	「カタカナで入力及び検索できること。」の記載がある。	「フリガナを登録している場合は、カタカナで入力及び検索できること。」と修正する。	業務効率の向上	住民記録標準仕様書と統一するため。	住基に合わせ、「フリガナを登録している場合は、カタカナで入力及び検索できること。」と修正する
85	事業者	印鑑登録シ	第4章	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.3 基本検索	カタカナ	氏名のカタカナ表記		表現が紛らわしいため管理項目の名称に統一する。	ご指摘のとおりであるため、仕様書全体を通して、氏名のカタカナ表記にかかる表現については、混同しないよう、全体を通して整理する。 住基に合わせ、フリガナを管理項目に入れるとともに、検索できるよう修正する。

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針案
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	
1047	事業者	印鑑登録シ	第4章	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.3. 基本検索	「登録番号、氏名（漢字、アルファベットを含む。）、旧氏、通称、生年月日（西暦、和暦）、性別、住所、カタカナ、印鑑登録状態、宛名番号、世帯番号、抹消事由」の記載がある。	「登録番号・氏名（漢字・アルファベットを含む。）、旧氏・通称・（氏名・旧氏・通称の）フリガナ・生年月日（西暦、和暦）・性別・住所・印鑑登録状態・宛名番号・世帯番号・抹消事由」と修正する。	業務効率の向上	「カタカナ」では「フリガナ」なのか「氏名のカタカナ表記」なのか判断できない。「氏名のカタカナ表記」だけでは日本人のフリガナ検索ができていないため、「フリガナ」が適当である。住民記録標準仕様書と統一するため。	#85の対応とする。
356	事業者	印鑑登録シ	第4章	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.3. 基本検索	カタカナ	カタカナ（フリガナ、カタカナ表記）	業務精度の向上	本仕様書全般だが「カタカナ」とは日本人等のカタカナ氏名のことか、それとも外国人の「カタカナ表記」のことか？それとも両方（「フリガナ」「カタカナ表記」）か。日本人等のカタカナ氏名については、住民記録システム標準仕様では「フリガナ」としている。非常に紛らわしい。同じ検討会でもあり、標準仕様であることから、名称の統一をしてもらわなくては標準仕様として正確性が損なわれるので全般的に住民記録システム標準仕様と項目名を合わせることや、内容を統一するよう改善をお願いしたい。	#85の対応とする。
1285	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	4. 印鑑登録	4.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行	P.21 ※業務フロー図 【印鑑未登録確認】→【印影審査】→【世帯内印影確認】→【受理】→【申請内容入力（仮登録（照会中））】→【可視台帳押印】→【印影登録】→【可視台帳の保管】	※業務フロー図 【印鑑未登録確認】→【印影審査】→【世帯内印影確認】→【受理】→【申請内容入力（仮登録（照会中））】→【印鑑登録原票確認票押印】→【印鑑登録原票確認票の一時保管】	業務精度の向上	照会書による登録方式の場合における印影読みのタイミングについては、照会時とするか回答時とするかを区市町村の判断とさせていただきをお願いします。照会中は印鑑登録が完了してならず、印鑑登録番号も確定していないことから、この時点では可視台帳への押印及び印影読み込みは不要と考えます。照会書発行時における可視台帳への押印及び印影読み込みについては、回答期限切れ等により印鑑登録が完了しないケースがあり無駄な処理となります。また、照会書発行時に申請印鑑の印影を一時的に押印する帳票は、「可視台帳」ではなく「印鑑登録原票確認票（印影欄空欄）」が適していると考えます。なお、「可視台帳」への押印は、【申請内容入力（回答）】の処理時に「可視台帳」を出力し、その後、押印→印影読み取りの処理を行えば良いと考えます。	照会においては、1回目に代理人が来庁した際に押印された印影と照会書に押印された印影が一致していることで、本人が意図する印鑑が登録されたことを確認する必要があります。印影無しの登録は許容しないため対応なし。
87	事業者	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.1. 仮登録（照会中）	【実装しない機能】 印影無しで仮登録（照会中）での登録ができること。	【実装してもなくても良い機能】 印影無しで仮登録（照会中）での登録ができること。	業務精度の向上	自治体によっては、印影無しで仮登録（照会中）を行っているケースもあるため、実装してもなくても良い機能として頂きたい。	照会においては、1回目に代理人が来庁した際に押印された印影と照会書に押印された印影が一致していることで、本人が意図する印鑑が登録されたことを確認する必要があります。印影無しの登録は許容しないため対応なし。
547	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.1. 仮登録（照会中）	【実装しない機能】 陰影無しで仮登録（照会中）での登録ができること。	【実装すべき機能】 陰影無しで仮登録（照会中）での登録ができること。	住民サービスの向上	サービスセンター等での印鑑登録申請分は、印影無しで登録申請入力の上、照会書を送送する必要があるため。	#87と同様の対応とする。
1324	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.1. 仮登録（照会中）	P.61【実装しない機能】 印影無しで仮登録（照会中）での登録ができること。	【実装してもなくても良い機能】 印影無しで仮登録（照会中）での登録ができること。	業務効率の向上	照会書による登録方式の場合における印影読みのタイミングについては、照会時とするか回答時とするかを区市町村の判断とさせていただきをお願いします。照会中は印鑑登録が完了してならず、印鑑登録番号も確定していないことから、この時点では可視台帳への押印及び印影読み込みは不要と考えます。照会書発行時における可視台帳への押印及び印影読み込みについては、回答期限切れ等により印鑑登録が完了しないケースがあり無駄な処理となります。また、照会書発行時に申請印鑑の印影を一時的に押印する帳票は、「可視台帳」ではなく「印鑑登録原票確認票（印影欄空欄）」が適していると考えます。なお、「可視台帳」への押印は、【申請内容入力（回答）】の処理時に「可視台帳」を出力し、その後、押印→印影読み取りの処理を行えば良いと考えます。	#87と同様の対応とする。
1329	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.5. 印影登録	4.5.2. 印影登録	P.63【実装すべき機能】 （印影読み込み）で読み込んだ印影を印鑑登録できること。回答書持参の場合は、仮登録（照会中）の印影で印鑑登録ができること。		業務効率の向上	照会書による登録方式の場合における印影読みのタイミングについては、照会時とするか回答時とするかを区市町村の判断とさせていただきをお願いします。照会中は印鑑登録が完了してならず、印鑑登録番号も確定していないことから、この時点では可視台帳への押印及び印影読み込みは不要と考えます。照会書発行時における可視台帳への押印及び印影読み込みについては、回答期限切れ等により印鑑登録が完了しないケースがあり無駄な処理となります。また、照会書発行時に申請印鑑の印影を一時的に押印する帳票は、「可視台帳」ではなく「印鑑登録原票確認票（印影欄空欄）」が適していると考えます。なお、「可視台帳」への押印は、【申請内容入力（回答）】の処理時に「可視台帳」を出力し、その後、押印→印影読み取りの処理を行えば良いと考えます。	#87と同様の対応とする。
88	事業者	印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.1. 異動の取消し		そのため、取消しの対象となる異動処理を異動履歴データから選択できること。	（削除）	システム上の理由	過去の異動情報を取り消す最新の情報との整合がなくなるため、過去の異動履歴データからの選択については削除して頂きたい。	住民記録システムと整合をとるため、対応なし。また、「異動の取消し機能は、最新履歴を削除する機能ではなく、履歴を上積みして、元の状態に復元できる機能とすること。」としたため、異動を取り消した場合においても、履歴は必ず残るため、整合確認は可能と想定される。

No	対象資料						意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針案
	発出者	資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	
89	事業者	印鑑登録シ第4章	8 印鑑登録証明書	8.1. 印鑑登録証明書交付	8.1.3. 公印・職名の印字	【実装すべき機能】 (略) また、市区町村長又は職務代理者の職名を印字する場合は、指定都市・特別区の場合も含め、都道府県名を印字すること。(略) 【実装しない機能】 (略) 指定都市や特別区等においては、市区町村長又は職務代理者の職名を印字する場合に、都道府県名の印字を省略できること。	-			実装すべき機能に職名を印字する場合は、指定都市・特別区の場合も含め、都道府県名を印字すること、また実装しない機能に職名を印字する場合に都道府県名の印字を省略できることとありますが、20.1 様式・帳票要件の印鑑証明書様式サンプル等は『肩書は市区町村名から記入する』とあります。機能要件と様式サンプルが不整合となるため統一をお願いしたい。	住基は都道府県から記載するように統一したため、都道府県から入力するよう、全体見直し、サンプル・諸元表修正する
1344	住基担当課	印鑑登録シ第4章	8 印鑑登録証明書	8.1. 印鑑登録証明書交付	8.1.3. 公印・職名の印字	P.76【実装すべき機能】システムから出力される公印印字に対応する証明書等には、市区町村長又は職務代理者の職名・氏名、公印印字の有無及び公印の種類(市区町村長又は職務代理者の印)が選択できること。{また、市区町村長又は職務代理者の職名を印字する場合は、指定都市・特別区の場合も含め、都道府県名を印字すること。} 【実装しない機能】 {指定都市や特別区等においては、市区町村長又は職務代理者の職名を印字する場合に、都道府県名の印字を省略できること。}	【実装すべき機能】システムから出力される公印印字に対応する証明書等には、市区町村長又は職務代理者の職名・氏名、公印印字の有無及び公印の種類(市区町村長又は職務代理者の印)が選択できること。 【実装しない機能】 {左記を削除} 【実装しない機能】 {左記を削除}	議会報告などへの対応		区の名称については、条例・規則等、議会、組織、施設建物の表示、出版物、公文書等の全ての名称として、都道府県名を含まない「〇〇区」「〇〇区長」と統一表記しています。 このたび、住民記録システム及び印鑑登録の標準仕様書において都道府県名を省略しないこととされましたが、標準化対象システムで出力する証明書にのみ都道府県名が付記されると、それ以外に区が表記している全ての区及び区長の名称と齟齬が生じるため、区民や議会に混乱を招くこととなります。 区市町村の名称は各区市町村固有のものであり、表記する名称について各区市町村内で統一を図っていることから、全国の区市町村及び国民の混乱を防止するため、一方的に都道府県名を省略しないとするのではなく、実際の各区市町村実情に合わせて、現在表記している名称を引き続き表記できるようにするべきではないでしょうか。	#89と同様の対応とする。
1363	住基担当課	印鑑登録シ第5章	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.1 印鑑登録証明書	P.95 〇 印鑑登録証明書(日本人)のレイアウトの考え方 吹き出し説明「肩書は市区町村名から記入する。」			業務精度の向上		8.1.3公印・職名の印字P.73においては当道府県名は省略できないとされ、記載内容に齟齬がありますが、8.1.3の意見にて提出させていただいたとおり、都道府県名を省略する等、実際に各区市町村が使用している呼称に合わせて、現在表記している名称を引き続き表記できるようにするべきと考えます。 同じ記載箇所P.95、P.96、P.97	#89と同様の対応とする。
1249	住基担当課	印鑑登録シ第5章	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.1 印鑑登録証明書	意見	職名表示の方書には、都道府県名も印字する。		業務精度の向上		第4章8 印鑑登録証明書8.1.印鑑登録証明書交付8.1.3. 公印・職名の印字の【実装すべき機能】後段の「また、市区町村長又は職務代理者の職名を印字する場合は、指定都市・特別区の場合も含め、都道府県名を印字すること。」と一致していない。	#89と同様の対応とする。
90	事業者	印鑑登録シ第5章	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.1 印鑑登録証明書	Jane Smith ジェーン・スミス	JANE SMITH ジェーン スミス		システム上の理由		全角・大文字での表示を想定している。	半角・全角等を定義づけている訳ではなく、あくまで例示であり、対応なし
92	事業者	印鑑登録シ第5章	20.3 庁内業務で使用する様式・帳票	20.3.2 世帯内印影票	印鑑登録番号	-				3人目の印鑑登録番号が中央寄せとなっている。	対応する。
93	住基担当課	印鑑登録シ第4章	6 職権処理	6.3. 職権修正	6.3.2. 誤記修正	【実装しない機能】異動履歴を残さない上書き修正ができること。 【実装すべき機能】異動履歴を残さない上書き修正ができること。	記載を削除する。	システム上の理由		合併前の印鑑登録カード保持者が証明書発行時に、合併後の印鑑登録カードへ切り替えを行い、登録暗号が変わるため。	履歴を残さないことで得られるメリットがあまり考えられないため、対応なし。
130	事業者	印鑑登録シ第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	【実装しない機能】に「顔写真入りの印鑑を登録できること。」と記載がある。	記載を削除する。	システム上の理由		No1同様に、システムによる印影の解析が難しいと考えるため。	ご指摘のとおり、システム側が登録される印影が何を示しているか(顔写真入りの印鑑か否か)を判断できないため、運用での判断とし、修正案を反映する。
129	事業者	印鑑登録シ第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	【実装しない機能】に「登録印鑑について、氏の末尾と名の末尾を組み合わせたものを登録できること。」と記載がある。	記載を削除する。	システム上の理由		印影の解析等を行い、氏の末尾と名の末尾を組み合わせたものは登録不可にする機能だと解釈できるが、印影は同じ字でも物によって形が様々であり、システムでチェックを行うのが難しいため対応が困難と考える。 自治体職員による目視確認で条件に該当するか判断した上で、誤登録を防止するのが妥当と考える。 なお、前述の解釈が誤りであり別の方法を意味している場合は、記載削除は不要と考える。	ご指摘のとおり、システム側が登録される印影が何を示しているか(氏の末尾と名の末尾を組み合わせたものを登録できるか)を判断できないため、運用での判断とし、修正案を反映する。
131	事業者	印鑑登録シ第4章	12 実行制御	12.1. 審査・決裁	-	「異動入力した内容は仮登録状態として、審査後の、決裁により本登録とする。」と記載がある。	自治体によっては仮登録を行わず最初から本登録を行う運用ができるよう、運用方法を自治体により選択可能とする旨を付記する。	業務効率の向上		住民基本台帳システムと異なり、仮に入力誤りがあったとしても他業務へ影響を与えることが無く、特に小規模自治体においては自治体職員の負担が増えることと比べるとメリットが小さいと考えるため。	印鑑は登録行為であるため、決裁が必須である。 決裁を実施することを踏まえると、当該ステータスを設ける必要がある。また、住民記録システムにおいても同様のステータスを設けているため、同一の仕組みとするためにも、当該ステータスは必要であることから、対応なし。 ただし、決裁について、紙や別システムでの決裁を許容するかについては検討会にて討議する。
542	住基担当課	印鑑登録シ第4章	12 実行制御	12.1. 審査・決裁	-	【実装すべき機能】全文	-	業務効率の向上		仮登録とは本標準仕様では(4.4.1の「仮登録(照会中)」を指すのではないのでしょうか。そうであるならば、仮登録中に申請(登録?)の取り消し、修正はできないものと思います。 おそらく「12.1」に記載の「仮登録」が「4.4.1」の「仮登録(照会中)」とは別であると思いますが、意味合いを混同する可能性があるため、表記を見直したほうがよいと思います。 また、都度、「仮登録」状態から「本登録」状態に更新するのは手間となるため(別画面で登録状態を変更することを想定)、仮登録から本登録に直行できる機能をつけてほしい。	# 131と同様。 「仮登録(照会中)」を「照会中」に記載を修正のみ対応する

No	意見詳細						修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応方針案
	発出者	対象資料			区分	理由					
		資料名	対象章	項番①					項番②	項番③	
1354	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	12 実行制 御	12.1. 審 査・決裁	-	P.85【実装すべき機能】 印鑑の異動（登録・抹 消・修正）処理の仮登録 及び本登録を行えること。 異動入力した内容は仮登 録状態として、審査後の 決裁により本登録とする。 仮登録状態の情報では、 取消・修正等ができ、異動 処理・印鑑登録証明書交 付・他業務連携について は、抑止されること。 仮登録一覧は、画面に表 示され、異動者が選択で きる。 また、仮登録一覧は、全 部、一部（選択異動者及 び入力支所等を単位とし た一部）ごとに表示・本登 録できること。ただし、全 部本登録については、件数に 上限をかけることができる こととする。	左記を削除	業務効率の 向上	印鑑登録事務にあつては、審査後の、決裁により本登録と する機能は不要と考えます。 印鑑登録の登録事項中、印影以外は住民票の内容と一 致するため、仮登録してまで確認する必要はないと考えま す。 仮登録を実装した場合、新たに決裁事務が発生するた め、処理時間の増大による住民サービスの低下及び事務 処理の効率化・迅速化の阻害が生じます。	# 131と同様。
69		印鑑登録シ	第4章	12 実行制 御	12.1. 審 査・決裁	-	印鑑の異動（登録・抹 消・修正）処理の仮登録 及び本登録を行えること。 異動入力した内容は仮登 録状態として、審査後の 決裁により本登録とする。	【削除】	業務精度の 向上	印鑑登録で仮登録機能が必要であり、理由として照会・ 回答のためであるとのことであったが、それ以外のケースで仮 登録が必要であるとは考え辛く、仮登録機能があることに より、事務作業ミスも誘発する恐れがあるため、照会時に 限定して仮登録機能を設ける仕様とすべきではないか。 （照会時のみの仮登録機能とするのであれば、前述のと おり仮登録（照会中）でなく、「照会中」のみでよいと考え ます）	# 131と同様。
511	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	12 実行制 御	12.1. 審 査・決裁	-	記載内容すべて。	すべて削除。	住民サー ビスの 向上	仮登録状態および本登録状態と処理を分割することで、 市民の滞在時間が延び、市民サービスの低下を招く恐れ が考えられるため。	# 131と同様。
320	事業者	印鑑登録シ	第4章	12 実行制 御	12.2. 印 刷	-	全体	削除	業務効率の 向上	印鑑業務では住基業務ほど審査・決裁の必要性はありま せん。 修正・抹消時入力項目は住記に比べて格段に少なく、 住記と違って他業務に与える影響がないためです。 一番ニーズがあるのは転入と同時に印鑑登録するときで すが、その場合は住民票が先に決裁されていないことは印 鑑登録できないため、結果的に決裁が二重となり非効率と なります。 印鑑登録における審査と決裁は業務運用的に不要と考 えます。	# 131と同様。
133	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.3. そ 他の管理項 目	1.3.5. 印 鑑登録 データ の管理	印鑑登録証及び印鑑登 録者識別カードについて、 以下の項目を管理できるこ と。	印鑑登録証及び印鑑登 録者識別カードについて、 以下の項目をすべて管理 できること。	業務精度の 向上	印鑑登録証や印鑑登録者識別カードなど、それぞれを保 有しているかどうか選べることを、分かりやすく記載するた め。	項目を選択できることという意味合いを持つのみで あることから、対応なし。
136	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	-	20.1 様 式・帳票全 般	20.1.1 出 力様 式・帳票	【実装してもしなくても良い 機能】 ・保証人確認票	20.2.3印鑑登録確認通 知書の前に記載する	業務効率の 向上	実装してもしなくても良い機能に保証人確認票と印鑑登 録確認通知書があります。印鑑登録確認通知書の記載 はあるので、保証人確認票をご教示いただければと思いま す。	保証人登録自体が【実装してもしなくても良い機 能】となるため、保証人登録において使用される印 鑑登録確認通知書についてもおのずと同様となる。【実 装してもしなくてもよい機能】とした帳票は指定しな い方針としているため削除とする。
1370	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	-	20.2 住 民に発行 又は交 付する 様 式・帳 票	20.2.3 印 鑑登録 確認通 知書	P.106 記載諸元【印鑑登 録確認通知書】 No.13通知文		住民サー ビスの 向上	印鑑登録確認通知書の文字列は、各区市町村において 任意に設定できるようにしてください。	# 136と同様
556	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	-	20.2 住 民に発行 又は交 付する 様 式・帳 票	20.2.3 印 鑑登録 確認通 知書	○印鑑登録確認通知書の レイアウト  （・表の「氏名」欄） （・表の「旧氏」欄） ・封書仕様	○印鑑登録確認通知書の レイアウト  （・表の「氏名」欄：「代 理人氏名」に） （・表の「旧氏」欄：欄を 削除） ・ハガキ仕様も可とする	業務効率の 向上	・仕様書の記載では、宛先氏名・表に記載の氏名が別人 である。もし、宛先氏名・表に記載の氏名を同一人物にす るならば、通知本文に代理人氏名を記載する必要あり。も し、表に代理人氏名を記載する場合、左記の「意見詳 細」修正後欄の様に、表のレイアウトを変更すべきだと考 えるため。 ・印鑑登録確認通知書をハガキ仕様により、コス トや手間を省き、より迅速に申請者本人宅へ送付するこ とが可能になるため。	# 136と同様
834		印鑑登録シ	第5章	-	20.2 住 民に発行 又は交 付する 様 式・帳 票	20.2.3 印 鑑登録 確認通 知書	P107レイアウト 宛名と氏名が不一致	宛名と氏名を一致させる	業務精度の 向上	印鑑登録確認通知書は本人宛に送るもので、通知文に も「あなたからの」と記載がある通り、宛名と氏名は一致す べきものであると考えるため。	# 136と同様
91	事業者	印鑑登録シ	第5章	-	20.2 住 民に発行 又は交 付する 様 式・帳 票	20.2.3 印 鑑登録 確認通 知書	登録者氏名	-	システム上 の理由	通知書についても外国人の場合の氏名表示内容について 例示を頂きたい。	# 136と同様
138	情報政策担	印鑑登録シ	第4章	13 シス テム管 理	13.3. デ ータ整 備	13.3.3. デ ータ移 行処 理	【実装すべき機能】 なお、現行のデータ構造か らの円滑な移行を実現す るため、当面、システム処 理の便宜上、標準データ 構造と連携させた従来の データ構造及びデータを保 持・運用することをも許容	記載を削除する。	システム上 の理由	従来のデータ構造及びデータを保持・運用することを許容 すると、ベンダ毎に独自のデータが保持され、標準化の目 的の一つであるベンダ間での円滑なシステム更改に支障を きたす可能性がある。記載を削除するか、少なくとも従来の データの運用の範囲を明確に記載するべきと考える。	住基システムと整合性をとり、対応なし
139	情報政策担	印鑑登録シ	第4章	13 シス テム管 理	13.1. 権 限管理	13.1.1. 操 作権限 管理	【実装すべき機能】 ID及びパスワードによる認 証に加え、集積回路を付 したカードや静脈認証等 の生体認証を用いた二要素 認証に対応すること。	【実装してもしなくてもよい 機能】 ID及びパスワードによる認 証に加え、集積回路を付 したカードや静脈認証等 の生体認証を用いた二要素 認証に対応すること。	業務効率の 向上	印鑑登録事務は個人番号利用事務ではなく、二要素認 証の導入は実装してもしなくてもよい機能とするのが妥当と 考える	住基システムと整合性をとり、対応なし
456	情報政策担	印鑑登録シ	第4章	7 印鑑 登録証	7.2. 印 鑑登録 者識別 カード	7.2.2. 必 要事項 登録	印鑑登録識別カードに必 要な事項（登録番号、登 録者暗証番号）を記録で きること。	印鑑登録識別カードに必 要な事項（登録番号）を 記録できること。	自治体個 別の条 例・政 策など の対 応	当市では、「登録暗証番号」は、令和4年12月に廃止予 定の自動交付機（専用端末機）での発行時のみ使用し ており、窓口での交付では使用していないため、自動交付 機廃止後は、「登録暗証番号」の登録・変更、削除の要 件は発生しなくなるため、「登録暗証番号」は、【実装して もしなくてもよい機能】として頂きたい。 なお、自動交付機の廃止後は、コンビニ交付サービスに集 約していく予定。	ご指摘理解するため、反映する。 暗証番号については、「してもしなくてもよい機能」 とする。
398	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	7 印鑑 登録証	7.2. 印 鑑登録 者識別 カード	7.2.4. 登 録者暗 証番号 設定	「印鑑登録者識別カードに 登録者暗証番号を設定で きる。」と記載がある。	設定しない運用も可能とす る。	住民サー ビスの 向上	今まで、暗証番号が必要なかったものに、改めて必要とな ると、住民の反発は避けられない。 また、設定後に暗証番号を忘れる方も多いと考えられ、今 まで簡単に取得できていたものに、難しい部分が発生して しまい、住民にとって不便なものとなってしまふ。	# 456と同様の対応とする。

No	対象資料						意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針案
	発出者	資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	
457	情報政策担	印鑑登録シ	第4章	7 印鑑登録証	7.2. 印鑑登録者識別カード	7.2.4. 登録者暗証番号設定	【実装すべき機能】	【実装してもなくても良い機能】	自治体個別の条例・政策などの対応	本市では、「登録暗証番号」は、令和4年12月に廃止予定の自動交付機（専用端末機）での発行時のみ使用しており、窓口での交付では使用していないため、自動交付機廃止後は、「登録暗証番号」の登録・変更、削除の要件は発生しなくなるため、「登録暗証番号」は、【実装してもなくても良い機能】として頂きたい。 なお、自動交付機の廃止後は、コンビニ交付サービスに集約していく予定。	#456と同様の対応とする。
916	事業者	印鑑登録シ	第4章	7 印鑑登録証	7.2. 印鑑登録者識別カード	7.2.4. 登録者暗証番号設定	【実装すべき機能】 印鑑登録者識別カードに登録者暗証番号を設定できること。 また、使用中の登録者暗証番号を変更できること。		システム上の理由	登録者暗証番号の設定が必須となっていますが、この暗証番号はどのような用途で使われるのでしょうか。	#456と同様の対応とする。
1340	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	7 印鑑登録証	7.2. 印鑑登録者識別カード	7.2.4. 登録者暗証番号設定	P.69【実装すべき機能】 登録者暗証番号は、半角英数字で6文字以上、16文字以下（英字は大/小文字を混在、英字と数字を組み合わせて設定できること。）とすること。	【実装すべき機能】 登録者暗証番号は、数字で4文字又は半角英数字で6文字以上16文字以下（英字は大/小文字を混在、英字と数字を組み合わせて設定できること。）が選択できること。	住民サービスの向上	登録者暗証番号は、「数字4文字」又は「半角英数字で6文字以上16文字以下」の選択制としてください。 コンビニ交付サービスで印鑑登録証明書を取得する際は、利用者証明用電子証明書の4桁の暗証番号であるのに対して、登録者暗証番号を半角英数字で6文字以上とすることに整合性が図れません。	ご指摘を踏まえ、4桁に修正する。 暗証番号については、「してもなくてもいい機能」とする。
1221	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	7 印鑑登録証	7.2. 印鑑登録者識別カード	7.2.4. 登録者暗証番号設定	追記	登録者暗証番号設定をしないまま登録を進められること。	業務効率の向上	暗証番号を採用していない場合に、暗証番号の設定が必須となった場合に業務の妨げになるため。	#1340と同様
1219		印鑑登録シ	第4章	7 印鑑登録証	7.2. 印鑑登録者識別カード	7.2.4. 登録者暗証番号設定	登録者暗証番号は、半角英数字で6文字以上、16文字以下（英字は大/小文字を混在、英字と数字を組み合わせて設定できること。）	登録者暗証番号は、半角数字で4ケタとする。		印鑑登録者識別カードの登録者暗証番号は、個人番号カードの利用者署名用電子証明書と同様のケタ数にした方が整合的である。	#1340と同様
1222	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	7 印鑑登録証	7.2. 印鑑登録者識別カード	7.2.4. 登録者暗証番号設定	登録者暗証番号は、半角英数字で6文字以上、16文字以下（英字は大/小文字を混在、英字と数字を組み合わせて設定できること。）とすること。	「半角英数字で6文字以上、16文字以下（英字は大/小文字を混在、英字と数字を組み合わせて設定できること。）」を「数字4桁」に修正する。	住民サービスの向上	印鑑登録については、高齢者の登録も多く、英数字で6文字以上16文字以下は決めるのが難しいという方が多い。また、コンビニ交付で印鑑登録証明書を取得する場合も、利用者証明用電子証明書の暗証番号（4桁数字）で取得できることから、4桁数字で充分であると考えます。	#1340と同様
134	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	7 印鑑登録証	7.2. 印鑑登録者識別カード	7.2.4. 登録者暗証番号設定	登録者暗証番号は、半角英数字で6文字以上、16文字以下（英字は大/小文字を混在、英字と数字を組み合わせて設定できること。）とすること。	登録者暗証番号は、半角英数字で4文字以上、16文字以下（英字は大/小文字を混在、数字のみを設定できること。）とすること。	住民サービスの向上	現在、印鑑登録者識別カードを利用して証明書を発行する場合、数字4文字の暗証番号であるため、英数字6文字にすることにより、全員が変更を余儀なくされるのは住民サービスの低下にあたるのではないのでしょうか。また、個人番号カードで利用者証明用電子証明書を利用して証明書を発行する場合は、数字4文字の暗証番号です。こちらの整合性がとれないのではないのでしょうか。	#1340と同様
764	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	7 印鑑登録証	7.2. 印鑑登録者識別カード	7.2.4. 登録者暗証番号設定	登録者暗証番号は、半角英数字で6文字以上、16文字以下（英字は大/小文字を混在、英字と数字を組み合わせて設定できること。）とすること。	登録者暗証番号は、半角数字4桁とすること。	住民サービスの向上	個人番号カードの利用者用電子証明書の暗証番号の数字4桁と同等でよいと考えます。	#1340と同様
189	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	7 印鑑登録証	7.2. 印鑑登録者識別カード	7.2.4. 登録者暗証番号設定	登録者暗証番号は、半角英数字で6文字以上、16文字以下（英字は大/小文字を混在、英字と数字を組み合わせて設定できること。）とすること。	登録者暗証番号は4桁の数字とする。	住民サービスの向上	印鑑登録証明書は頻りに必要となる証明書ではなく、登録者暗証番号の使用頻度も自ずと少ないものと想定されるため、これを複雑にすると必要な時に思い出せず再設定等の手続きが多発する懸念がある。住民サービス向上のため登録者暗証番号は簡便なものとするのが望ましい。	#1340と同様
458	情報政策担	印鑑登録シ	第4章	7 印鑑登録証	7.2. 印鑑登録者識別カード	7.2.5. 登録者暗証番号廃止	【実装すべき機能】	【実装してもなくても良い機能】	自治体個別の条例・政策などの対応	本市では、「登録暗証番号」は、令和4年12月に廃止予定の自動交付機（専用端末機）での発行時のみ使用しており、窓口での交付では使用していないため、自動交付機廃止後は、「登録暗証番号」の登録・変更、削除の要件は発生しなくなるため、「登録暗証番号」は、【実装してもなくても良い機能】として頂きたい。 なお、自動交付機の廃止後は、コンビニ交付サービスに集約していく予定。	#1340と同様
505	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	7 印鑑登録証	7.2. 印鑑登録者識別カード	7.2.4. 登録者暗証番号設定	実装すべき機能 印鑑登録者識別カードに登録者暗証番号を設定できること。	削除	法令への対応	使用目的が仕様書で明示されていないこともあり、何を想定しているのかわからないため。将来的なオンラインでの申請等を考慮するのなら、暗証番号だけでなく口座番号やメールアドレスも必要。また、個人番号カードを使用しない証明用自動交付機を想定しているのなら、暗証番号の桁数や種類を決め打ちしている意味がわからない。	#1340と同様
1059	事業者	印鑑登録シ	第4章	8 印鑑登録証明書	8.1. 印鑑登録証明書交付	8.1.5. 印鑑登録者識別カードを利用した証明書の出力	「また、暗証番号を登録している場合は、登録者暗証番号が一致した場合にも印鑑登録証明書を出力できること。」の記載がある。	「また、暗証番号を登録している場合は、登録者暗証番号が一致した場合にのみ印鑑登録証明書を出力できること。」に修正する。	業務精度の向上	暗証番号が一致しない場合に、証明書発行ができてしまうため。	#1340と同様
459	情報政策担	印鑑登録シ	第4章	8 印鑑登録証明書	8.1. 印鑑登録証明書交付	8.1.5. 印鑑登録者識別カードを利用した証明書の出力	【実装すべき機能】 記録されている登録番号を呼び出し、印鑑登録証明書を出力できること。 また、暗証番号を登録している場合は、登録者暗証番号が一致した場合にも印鑑登録証明書を出力できること。	【実装すべき機能】 記録されている登録番号を呼び出し、印鑑登録証明書を出力できること。 【実装してもなくても良い機能】 暗証番号を登録している場合は、登録者暗証番号が一致した場合にも印鑑登録証明書を出力できること。	自治体個別の条例・政策などの対応	本市では、「登録暗証番号」は、令和4年12月に廃止予定の自動交付機（専用端末機）での発行時のみ使用しており、窓口での交付では使用していないため、自動交付機廃止後は、「登録暗証番号」の登録・変更、削除の要件は発生しなくなるため、「登録暗証番号」は、【実装してもなくても良い機能】として頂きたい。 なお、自動交付機の廃止後は、コンビニ交付サービスに集約していく予定。	#456と同様の対応とする。 かつ、意見を反映し、「暗証番号を登録している場合は、登録者暗証番号が一致した場合にのみ印鑑登録証明書を出力できること。」に変更する。
197	事業者	印鑑登録シ	第4章	2 検索・照会・操作	2.2. 照会	2.2.4. 操作者照会	2.2.4. 操作者照会 【実装すべき機能】 操作者を特定した後に、13.2（アクセスログ管理）に規定する操作ログの内容を表示できること。	削除	システム上の理由	アクセスログの表示は住民記録システム標準仕様書にもありません。13.2の項で管理・表示までの機能があれば、業務機能としての操作者照会機能は不要であるため削除が適切と考えます。	住民記録システムと機能を統一することが好ましいため、修正案を反映する。
200	事業者	印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.1. 異動の取消し	-	虚偽の申請又は誤入力等を職権により取消し、異動前のデータを入力できること。	虚偽の申請等を職権により取消し、異動前のデータを入力できること。	業務精度の向上	住民記録標準仕様書では、異動取消しと誤記修正は別の事由です。印鑑登録標準仕様書でも「6.3.2. 誤記修正」があります。異動取消しを誤入力の取消しとして使うのは不適切となるのではないのでしょうか。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。

No	対象資料						意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針案
	発出者	資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	
201	事業者	印鑑登録シ	第4章	7 印鑑登録証	7.4. 個人番号カードの利用	7.4.1. 個人番号カード(利用者証明用電子証明書を利用)の利用	この場合、JPKI 利用者ソフトを利用して利用者証明用電子証明書の送付を受けシリアル番号を登録できること。	この場合、将来的にJPKI 利用者ソフトを利用して利用者証明用電子証明書のシリアル番号を読み取れるようになった場合には登録できること。	システム上の理由	現在のJPKI 利用者ソフトでは、本人の暗証番号入力なしにはシリアル番号を読み取ることができません。【実装すべき機能】となってもJPKI利用者ソフトの仕様がついてこなくてはならないため、同ソフトの仕様が対応してからという前提を記載するべきと考えます。	文章から明らかであるため対応なし
202	事業者	印鑑登録シ	第4章	7 印鑑登録証	7.4. 個人番号カードの利用	7.4.2. 個人番号カード(条例等利用領域又は磁気テープ等の利用)の利用	【実装すべき機能】	【実装してもしなくても良い機能】	システム上の理由	条例等利用領域又は磁気テープ等の利用はどちらも特別な機材が必要となります。個人番号カードを印鑑登録識別カードとするときは利用者用電子証明書の活用が望まれます。その中でほぼ使われることはない条例等利用領域又は磁気テープ等について、実装すべき機能とするのは不合理と考えます。	修正案を反映する。 アンケート結果にて、条例等利用領域の利用が2%、磁気テープの利用が4%の自治体が行っているのみとなり、かなり少数であったため。
918		印鑑登録シ	第4章	7 印鑑登録証	7.4. 個人番号カードの利用	7.4.2. 個人番号カード(条例等利用領域又は磁気テープ等の利用)の利用			自治体個別の条例・政策などの対応	本市では、印鑑登録証明書を交付する事務の処理にマイナンバーカードを利用する旨が記載されていないため。	#202の対応とする。
310	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.4 印鑑登録抹消通知書	○印鑑登録抹消通知書のレイアウト 「この処分に不服がある場合は、～」の文言	○印鑑登録抹消通知書のレイアウト 「この処分に不服がある場合は、～」の文言を削除し、「以前に登録されていた分の抹消です。」を追加	業務効率の向上	審査請求に至るような抹消事由で抹消通知書を発行するケースはほぼないことから、この文言が通知を受けた者の不安を煽ることが懸念されるため。	下記のとおり修正する。 あなたの印鑑登録は上記理由により抹消されました。引き続き、印鑑登録が必要な場合には、改めて印鑑登録の申請を行ってください。 なお、この処分に不服がある場合は～
1372	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.4 印鑑登録抹消通知書	P.111 記載諸元【印鑑登録抹消通知書】 No.12通知文 No.18説明文		住民サービスの向上	印鑑登録抹消通知書の文字列は、各区市町村において任意に設定できるようにしてください。	#310と同様
203	事業者	印鑑登録シ	第5章	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.4 印鑑登録抹消通知書	この処分に不服がある場合は～の長文固定文言	あなたの印鑑登録は上記理由により抹消されました。引き続き、印鑑登録が必要な場合には、改めて印鑑登録の申請を行ってください。	業務効率の向上	印鑑の職権抹消の理由は氏名変更または成年被後見人になったときです。裁判所への申し立て等のごとまで記述するのは仰々しいと思われます。事実、これまではもっと簡素な文言でも問題にはなっておりません。むしろ、この文言がトラブルになる可能性があります。抹消通知書標準様式としては簡素な文言とし、不服の手続き等を案内したい団体は別紙を同封する、という運用が適切と考えます。	#310と同様
694	情報政策担	印鑑登録シ	第5章	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.4 印鑑登録抹消通知書	記載なし	審査請求に係る教示文について、マスク管理できるようにする。	システム上の理由	自治体ごとのカスタマイズの抑制につながるため。	#310と同様
432	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	3 抑止設定	3.2 他システム連携	-	未記載	氏名変更処理時に自動連動により、印鑑登録証明書の一時発行停止をする。	業務精度の向上	一般的に女性に多い事例ではあるが、氏名変更により新しい氏と印鑑登録中の氏(旧氏)が別々となる事例が生じるため、処理時に証明書を一時的に発行停止し、旧氏で登録した印鑑登録証明書の誤発行を防ぐため。 ※仕様書に4.3.3.2～4.3.3.5の記載がなかったため、対象資料としては4.3.3.2を選定しましたが、氏名変更(住民記録システム) 処理時の連動による発行停止処理を想定しています。	#310と同様
207		印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.2. 職権抹消	6.2.3. 住民記録連動抹消	【実装すべき機能】 ～に該当した場合については、住民記録システムと連動し、アラートでその旨を表示し、個別に確認のうえ処理することができること。	【実装すべき機能】 ～に該当した場合については、住民記録システムと連動し、データを一時停止した上でアラートでその旨を表示し、個別に確認のうえ処理することができることとともに、該当者一覧ファイルを作成できること。	業務精度の向上	アラートで個別に指示をする前に、システム上で一時停止を行うことで誤った証明書を発行することが防ぐことができる。また、対象者一覧を出力できるようにすることで、作業漏れが出ることを防ぐことができるため。	ご指摘理解するため、「エラーとして表示し、」に修正し、エラー発生後個別確認が行われる前には証明書等が発行できないようにする。 また、「また、対象者を一覧で確認できること、又は対象者を抽出したファイルを作成できること。」を【実装すべき機能】とする。
1214	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.2. 職権抹消	6.2.3. 住民記録連動抹消	住民記録システムと連動し、アラートでその旨を表示し、個別に確認のうえ処理することができる	アラートでその旨を表示するほか、該当したものの一覧表を出力し、個別に確認の上処理することができる に修正する。	業務精度の向上	抹消事由に該当するかもしれない人が出た場合、いち早く抹消登録をするため、また、アラートの見落としに対応するためにも一覧表が出力できることが望ましいため。	#207と同様の対応とする。
1213	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.2. 職権抹消	6.2.3. 住民記録連動抹消	【実装すべき機能】の1208行の後ろに「印鑑登録異動確認リストを出力できること。」を加入する。		業務効率の向上	住基の異動・職権修正が生じる都度、個別に確認して職権抹消するのは、確認漏れが生じる恐れがあり、また効率的ではないため、異動・職権修正のあった者を日次でまとめたリストを市内住所管区単位で出力できるようにし、まとめて確認できるようにする。	#207と同様の対応とする。
194	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.5. 年月日の管理	・「令和〇〇年頃」 ・「令和〇〇年〇月頃」 ・「令和〇〇年〇月〇日頃」 ・「推定令和〇〇年〇月〇日」 ・「推定令和〇〇年〇月」 ・「令和〇〇年春」 ・「令和〇〇年〇月上旬」 ・「令和〇〇年〇月中旬頃」 ・「年月日不詳」 ・「令和〇〇年 月日不詳」 ・「令和〇〇年〇〇月 日不詳」 ・「令和〇〇年〇〇月〇日」 ・「令和〇〇年〇〇月〇日」 ・「令和〇〇年〇〇月〇日頃までの間」 ・「令和〇〇年〇〇月推定〇日から〇日までの間」 ・「令和〇〇年〇〇月〇	・「年月日不詳」 ・「令和〇〇年 月日不詳」 ・「令和〇〇年〇〇月 日不詳」 ・「令和〇〇年〇〇月 日不詳」	業務精度の向上	住民記録システムにおいて不詳日は生年月日・住民日・住定日・死亡異動日、失踪宣告異動日、出生異動日とされています。 印鑑登録では、このうち生年月日のみが該当します。「戸籍との整合を図るため」とありますが、生年月日であり得るのは ・「年月日不詳」 ・「令和〇〇年 月日不詳」 ・「令和〇〇年〇〇月 日不詳」 の3つのみです。  標準仕様書どおりになると、生年月日も「令和〇〇年〇〇月〇日頃から〇日頃までの間」というように二つの日付を管理することになってしまい、発生し得ない項目を作成することになります。	生年月日は「戸籍との整合を図るため」ではなく「住民記録システムとの整合を図るため」に修正する。  また、登録年月日について原則不詳日は認められないが、古くから維持されている印鑑登録において不詳となっている場合が考えられるため、標準化に際して準拠システムへ移行する際に不詳日の設定を許容することとする。 「また、1.1.1 (日本人住民データの管理) 及び1.1.2 (外国人住民データの管理) に規定する登録年月日についても以下の不詳日を許容すること。」について追記する。

No	対象資料						意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針案
	発出者	資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	
213	事業者	印鑑登録シ第4章	1	管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	【印鑑登録のその他の項目】に『印鑑登録証の種類』を追加する。	【7.4.3 印鑑登録の抹消】で「個人番号カードの運用状況が廃止となった場合に、印鑑登録の抹消ができること。」とあるため、印鑑登録証として利用しているものを管理する必要があるため。	システム上の理由	【1.3.5.印鑑登録証データの管理】にて管理している項目において、どの種類の印鑑登録証を使用しているか判別可能であるため、対応なし。ただし、「印鑑登録証データとして管理する項目（1.3.5参照）」を追加する。1.3.5の表記については、より分かりやすくするため、下記に修正する。	【実装すべき機能】 印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードについて、以下の項目を管理できること。 ・ 印鑑登録証等の券種 ・ 旧登録番号（7.1.1（印鑑登録証）参照）  ○印鑑登録証等の券種 ・ 印鑑登録証（紙、プラスチックカード） ・ 印鑑登録者識別カード（磁気又は集積回路を付したカード） ・ 個人番号カード（利用者証明用電子証明書）
219	住基担当課	印鑑登録シ第3章	2.	ツリー図			ツリー図内「5世帯内印影確認」欄に「世帯印影確認票出力」を追加する。	業務精度の向上	印鑑登録受付時に既に登録されている世帯員の印影と新規で登録する印影が酷似している際、画面確認だけではなく帳票を元に印影の大きさ等を含め確認した方が確実であると考えられるため。	印鑑登録受付時に既に登録されている世帯員の印影と新規で登録する印影が酷似している際、画面確認だけではなく帳票を元に印影の大きさ等を含め確認した方が確実であると考えられるため。	フロー図内に「世帯内印影票」を出力する図の記載があるため、そちらを参照いただくこととし、対応しない。（「世帯内印影確認」の中に当該作業は含まれる想定）
220	住基担当課	印鑑登録シ第4章	1	管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1 日本人住民データの管理	実装すべき機能中【印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目】に「性別」の記載がある。	「性別」の項目を実装しなくてもよい機能に修正する。	法令への対応	浜松市の条例では印鑑登録原票に「性別」の管理項目が存在しないため。	ご指摘を踏まえ、性別については各自治体において印鑑登録証明書への印字の選択を許容していることから、項目として所持することも【実装しなくても良い機能】とする。
566	住基担当課	印鑑登録シ第4章	1	管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	【印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目】（中略） ・ 性別	【印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目】（中略）	住民サービスの向上	性別は印鑑登録事務の必須項目でなく、管理するべきではないと見込まれるため。	# 220と同様
890	住基担当課	印鑑登録シ第4章	1	管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	【印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目】に「性別」が含まれている	【印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目】の性別については、自治体ごとに選択できること。	自治体個別の条例・政策などの対応	本市印鑑条例においては、性同一性障害者の人権に配慮し、「性別」を印鑑登録原票の記載事項としていないため。	# 220と同様
1072	住基担当課	印鑑登録シ第4章	1	管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	・性別 削除	・性別 削除	業務精度の向上	印鑑証明書はその方の印影を証明するものである為性別は不要と考える。	# 220と同様
222	住基担当課	印鑑登録シ第4章	1	管理項目	1.1. 登録データ	1.1.2 外国人住民データの管理	実装すべき機能中【印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目】に「性別」の記載がある。	「性別」の項目を実装しなくてもよい機能に修正する。	法令への対応	浜松市の条例では印鑑登録原票に「性別」の管理項目が存在しないため。	# 220と同様
892	住基担当課	印鑑登録シ第4章	1	管理項目	1.1. 登録データ	1.1.2. 外国人住民データの管理	【印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目】に「性別」が含まれている	【印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目】の性別については、自治体ごとに選択できること。	自治体個別の条例・政策などの対応	自治体によっては、性同一性障害者の人権に配慮し、条例において、「性別」を印鑑登録原票の記載事項としていないことがあるため。	# 220と同様
1081	住基担当課	印鑑登録シ第4章	1	管理項目	1.1. 登録データ	1.1.2. 外国人住民データの管理	・性別 削除	・性別 削除	業務精度の向上	印鑑証明書はその方の印影を証明するものである為性別は不要と考える。	# 220と同様
1030	事業者	印鑑登録シ第4章	1	管理項目	1.1. 登録データ	1.1.4. 空欄	「性別」の記載がある。	削除する。または省略が可能な旨の注意書きを追加する。	法令への対応	平成28年12月12日総行住第199号の通知により、性別の省略も可能なため。	# 220と同様
225	住基担当課	印鑑登録シ第4章	1	管理項目	1.1. 登録データ	1.1.4. 空欄	【空欄を許容しない項目】中に「性別」の記載がある。	【空欄を許容しない項目】から「性別」の記載を削除する。	法令への対応	浜松市の条例では印鑑登録原票に「性別」の管理項目が存在しないため。	# 220と同様
1377	住基担当課	印鑑登録シ第5章	-		20.3 庁内業務で使用する様式・帳票	20.3.1 印鑑登録原票確認票・印鑑登録原票（除票）確認票	P.119 ○ 印鑑登録原票確認票のレイアウトの考え方 「性別欄」がある	P.119 ○ 印鑑登録原票確認票のレイアウトの考え方 「性別欄」に吹き出し説明を追記し、『「性別」を記載しない場合、性別欄は記載しない。』と表記する。	業務精度の向上	印鑑登録に「性別」を登録しない場合にあっては、性別欄は記載しない取り扱いを明記する必要があると考えます。	# 220と同様
1380	住基担当課	印鑑登録シ第5章	-		20.3 庁内業務で使用する様式・帳票	20.3.2 世帯内印影票	P.122 ○ 世帯内印影票のレイアウトの考え方 「性別欄」がある	P.122 ○ 世帯内印影票のレイアウトの考え方 「性別欄」に吹き出し説明を追記し、『「性別」を記載しない場合、性別欄は記載しない。』と表記する。	業務精度の向上	印鑑登録に「性別」を登録しない場合にあっては、性別欄は記載しない取り扱いを明記する必要があると考えます。	# 220と同様

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針案
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	
221	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1 日本人住民データの管理		実装すべき機能中【印鑑登録のその他の項目】に「登録除外年月日」および「審判確定日」を追加する。	業務精度の向上	正確な事務処理を行う上で成年被後見人等で印鑑登録を除外されるに至った年月日を管理する必要があるため。	「登録除外年月日」については「印鑑登録の抹消年月日」および「意思能力を有しない者に該当」との異動事由で判明するため対応なし。 一方、審判確定日については印鑑登録システムにおいて管理される項目とする。
224	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.2 外国人住民データの管理		実装すべき機能中【印鑑登録のその他の項目】に「登録除外年月日」および「審判確定日」を追加する。	業務精度の向上	正確な事務処理を行う上で成年被後見人等で印鑑登録を除外されるに至った年月日を管理する必要があるため。	# 221と同様
226	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2 異動履歴データ	1.2.1 異動履歴の管理		【異動履歴管理事項に当たる項目】に「登録除外年月日」「審判確定日」を追加する。	業務精度の向上	正確な事務処理を行う上で成年被後見人等で印鑑登録を除外されるに至った年月日を管理する必要があるため。	住民データとして管理しているため、異動履歴には盛り込まない。
223	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.2 外国人住民データの管理		実装すべき機能中【印鑑登録のその他の項目】に「印鑑登録証明書交付一時停止の開始日」を追加する。	住民サービスの向上	印鑑登録証明書発行一時停止の申請があった際に当該処理を行った日を管理する必要があるため。	ご指摘理解するため、「8.2.印鑑登録証明書交付一時停止」の中において「停止開始日、停止終了予定日及び停止理由を管理することができ、証明交付時に当該項目を照会できること。」に変更する。
227	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2 異動履歴データ	1.2.2 異動事由	【実装すべき機能】中の異動事由に「登録」と記載がある。	「登録」の記載を「即時登録」「保証人登録」に分けて整理する。	業務精度の向上	適正な事務処理を行うために、異動履歴には区別して記載することが望ましいため。	「4.3.1.保証人確認」において、「異動事由を「保証人登録」とし異動履歴が管理できること」といった文章を追加する。  登録の事由については、「登録」を「即時登録」に修正し、「職権登録」「照会登録」は削除 ※職権登録については職権にて登録する事象が考えづらいため、また照会登録は回答時に本登録となることから回答登録で代替できるため
1037	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	「○登録の事由・回答登録」の記載がある。	「○修正の事由・回答登録」と修正する。	システム上の理由	回答登録は処理としては「登録」だが、照会登録で登録した情報に対して、交付年月日や登録年月日等を更新する「修正」のため。	照会中は仮登録である。本登録の際に登録された情報、回答による登録は修正事案ではないため、対応なし。
279	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	【実装すべき機能】のうち「登録の事由」に、「登録・職権登録・照会登録・回答登録・印鑑登録原票の改製・抹消の取り消し」と記載がある。	「登録」を「免許証等確認」に修正。「照会登録」を「照会書本人登録」に修正。「照会登録」を「照会書代理人登録」に修正。	業務精度の向上	登録事由を詳細にわかりやすく表現するため。	# 227と同様 本人と代理人は分ける必要がないと思われる。
1110	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	○登録の事由	・保証人登録の項目を追加する。	業務精度の向上	本人確認を行ったものを入力する欄がないようなので、代わりに保証人登録を入れられれば、その旨が確認できるため。	「4.3.1.保証人確認」において、「異動事由を「保証人登録」とし異動履歴が管理できること」といった文章を追加する。
1312	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	P51【実装すべき機能】 ○登録の事由 ・職権登録		業務精度の向上	「職権登録」の異動事由は、どのようなケースで使用するのか想定できません。「■印鑑登録システム標準仕様書」における考え方・理由等にて想定される使用ケースをご教示願います。	職権登録については職権にて登録する事象が考えづらいため、削除とする。
600	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	管理項目の中に、本人確認方法の入力できる項目がない。	登録時に何で本人確認したかの登録できる項目を設けてほしい。	業務効率の向上	現在のシステム時には、登録時に何で本人確認したかを入力する項目がある。後日検索の際にも利便性がある。(例えば今回の質問にもある、「保証人登録は年間何人ぐらいあるか」等)	保証人登録については異動事由を「保証人登録」として登録することで対応できることとする。ほかの本人確認方法の管理については、住民記録システムにおいても管理していないことから、対応な検討会で分けることが必要でないという意見があり、住民記録システムにおいて管理すべき事由であるから、対応なし。
228	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2 異動履歴データ	1.2.2 異動事由	【実装すべき機能】中の抹消の事由に「住民票の消滅」と記載がある。	住民票の消滅事由を反映できるようにする。例：「転出」「職権消滅」「死亡」等	業務精度の向上	適正な事務処理を行うために、消滅事由を区別して記載することが望ましいため。	
823	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	P52○抹消の事由 ・住民票の消滅	P52○抹消の事由 ・住民票の消滅(転出・職権消滅等)	業務精度の向上	転出取消による印鑑登録の回復時や予定転出の印鑑登録時に、異動事由を確認している。そのため、住民票の消滅について、より詳細(転出・職権消滅等)に明記する必要がある。	# 228と同様
229	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2 異動履歴データ	1.2.2 異動事由		印鑑登録証再交付の事由に「印鑑登録証の交換」を追加する。	住民サービスの向上	浜松市では市町村合併する前の印鑑登録証を窓口を持参した場合、現行の条例に基づく印鑑登録証に交換する事務が発生するため。  7.3に再交付要件で引換交付が載っているので、記載漏れと思われる。	印鑑登録証等引換交付の事由に下記項目を追加する。 「市町村合併による登録番号変更に伴う引換交付」 ・市町村合併による印鑑登録証等の交換に伴う引換交付 ・券種変更に伴う引換交付  また、券種変更に伴う引換交付の際において、既に登録番号が印字されている印鑑登録証等を使用している自治体において、印鑑登録証等の汚損・毀損が発生した場合には、引換交付で登録番号の修正も実施する必要があることから、「6.3.1.職権修正」において登録番号の修正も可能とする。
132	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	○印鑑登録証再交付事由 ・個人番号カード兼用交付 ・住基カード又は個人番号カード兼用取り止め	○印鑑登録証再交付事由 ・個人番号カード兼用交付 ・住基カード又は個人番号カード兼用取り止め	業務精度の向上	両方とも兼用という言葉を使用しているが、「個人番号カード兼用交付」は個人番号カードと印鑑登録証の2枚を兼用する意味と思われ、「住基カード又は個人番号カード兼用取り止め」は今まで個人番号カード1枚で印鑑登録証と兼用だったが、今後は個人番号カードは印鑑登録証とならないから交付すると思われる。兼用の使いかたを2枚持ちに統一した方がわかりやすいのではないだろうか。	「兼用交付」という言葉は誤解を招く可能性があるため、どちらの事由においても削除とし、「券種の変更」で対応することとする。  なお個人番号カードを印鑑登録証等とすること、マイナンバーカードを使ってコンビニ交付ができることは全く別の話であり、コンビニ交付ができるからと言って、マイナンバーカードが印鑑登録証等となっている訳ではないことに注意が必要。
309	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	○印鑑登録証再交付の事由 ・「引替交付」を追加		業務精度の向上	紙の印鑑登録証や合併前の旧の印鑑登録証を持っている者が現在発行している印鑑登録証に切り替える場合の再交付の事由に該当する項目がないため。	# 229の対応とする。

No	意見詳細						修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応方針案
	発出者	対象資料			区分	理由					
		資料名	対象章	項番①					項番②	項番③	
67		印鑑登録シ	第4章	7 印鑑登録証	7.3. 印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの再交付		合併により登録番号が変更となる場合、引換交付の処理ができること。	市町村合併により登録番号が変更となる場合、引換交付の処理ができること。	業務精度の向上	合併とありますが、市町村合併でしよか、明確に定義いただいた方がよいかと考えます。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。
236	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	—	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書	照会書中「署名し」との記載がある。	署名の表記を「全て自書」の記載に修正する。	業務精度の向上	署名だと名前の欄のみ本人が記入すればよいと判断されるため。印鑑登録を厳正に受領する為、仮登録申請時と照会書回答時に字体に疑義がないか等で本人の意思を確認する必要があるため。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。
268	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.5. 印影登録	4.5.2. 印影登録			業務精度の向上	印影データは最新データが上書きされ過去のデータが残らないが、氏名変更の確認など以前の印影の確認ができるように印影の履歴が残るようによいのではないかと。	氏名変更の確認は、抹消の事由「氏名の変更」等での履歴確認ができることから、対応なし。
269	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	【実装すべき機能】の【印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目】	【実装すべき機能】の【印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目】に「各自治体で管理する個人識別番号」を追加する。	業務精度の向上	自治体で管理する個人管理番号を掲載することで、入力誤り（対象者誤り、登録事由誤り等）が抑制できる。また、点検等の精度を上げるため。	印鑑の「登録番号」や「宛名番号」にて同様の管理が実施できると考えられるため、対応なし。
273	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.2. 外国人住民データの管理	【実装すべき機能】の【印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目】	【実装すべき機能】の【印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目】に「各自治体で管理する個人識別番号」を追加する。	業務精度の向上	自治体で管理する個人管理番号を掲載することで、入力誤り（対象者誤り、登録事由誤り等）が抑制できる。また、点検等の精度を上げるため。	#269と同様の対応とする。
285		印鑑登録シ	第5章	—	20.3 庁内業務で使用する様式・帳票		「印鑑登録原票（除票）確認票」のレイアウト	「印鑑登録原票（除票）確認票」のレイアウトに、「各自治体で管理する個人識別番号」と「登録事由」を追加する。	業務精度の向上	自治体で管理する個人管理番号を掲載することで、点検等の精度を上げるため。また、抹消事由同様に登録事由も掲載することで内容の管理がしやすくなるため。	#269と同様の対応とする。
284		印鑑登録シ	第5章	—	20.3 庁内業務で使用する様式・帳票		「印鑑登録原票確認票」のレイアウト	「印鑑登録原票確認票」のレイアウトに「各自治体で管理する個人識別番号」と「登録事由」を追加する。	業務精度の向上	自治体で管理する個人管理番号を掲載することで、点検等の精度を上げるため。また、抹消事由同様に登録事由も掲載することで内容の管理がしやすくなるため。	#269と同様の対応とする。
270	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	【実装すべき機能】の【印鑑登録のその他の項目】	【実装すべき機能】の【印鑑登録のその他の項目】に「登録事由」を追加する。	業務精度の向上	印鑑登録は長期間に渡り登録状況が継続されるが、登録時の申請書の保存年数はそれより短いため、登録の方法（本人が来庁の上の登録であるのか照会書等による登録であるのか等）の確認出来なくなってしまうため。	「1.2.2. 異動事由」において登録事由を管理していることから、対応なし。
274	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.2. 外国人住民データの管理	【実装すべき機能】の【印鑑登録のその他の項目】	【実装すべき機能】の【印鑑登録のその他の項目】に「登録事由」を追加する。	業務精度の向上	印鑑登録は長期間に渡り登録状況が継続されるが、登録時の申請書の保存年数はそれより短いため、登録の方法（本人が来庁の上の登録であるのか照会書等による登録であるのか等）の確認出来なくなってしまうため。	#270と同様の対応とする。
271	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	【実装しない機能】に「転出予定の有無を登録できること。」と記載がある。	「転出予定日の前日までの転出予定の有無を登録できること。」に修正する。	業務精度の向上	転出予定日の前日までは印鑑登録が行えるが、転出予定日が以降は、転入手続きが完了していても住民基本台帳は除票となるため印鑑登録をすべでない。転出予定日以降転出確定までは、その状況が印鑑登録画面で把握できる必要があると考えるため。	「転出予定年月日」を管理し、当該項目に入力がある場合に登録をする際にはアラートを出すこととする。 また、証明書出力時にも当該年月日を経過している場合はアラートを出し、本人に転出の事実がないことを確認することを促すこととする。
498	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	実装しない機能 転出予定の有無	実装すべき機能 転出予定の有無	システム上の理由	住民でなくなった日をもって印鑑登録を職権で廃止するという印鑑事務処理要領の規定から転出予定日が除票となる日であるため。	#271と同様の対応とする。
275	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.2. 外国人住民データの管理	【実装しない機能】に「転出予定の有無を登録できること。」と記載がある。	「転出予定日の前日までの転出予定の有無を登録できること。」に修正する。	業務精度の向上	転出予定日の前日までは印鑑登録が行えるが、転出予定日が以降は、転入手続きが完了していても住民基本台帳は除票となるため印鑑登録をすべでない。転出予定日以降転出確定までは、その状況が印鑑登録画面で把握できる必要があると考えるため。	#271と同様の対応とする。
1309	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.2. 外国人住民データの管理	P.48【実装しない機能】・転出予定の有無を登録できること。		システム上の理由	予定転出の届出後から転出予定日までの期間において、印鑑登録申請があることが多々あります。転出届出後に印鑑登録しものについて、転出予定日をもって印鑑登録を自動廃止させるために必要とならないか心配です。この項目が無くて運動廃止が実現できるなら不要と考えます。	#271と同様の対応とする。
1337	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.2. 職権抹消	6.2.3. 住民記録連動抹消	P.66【実装すべき機能】	【実装すべき機能】 予定転出届出後から転出予定日までの期間において、印鑑登録があったものについて、転出予定日をもって連動抹消できること。	業務精度の向上	予定転出の届出後から転出予定日までの期間において、印鑑登録申請があることが多々あります。転出届出後に印鑑登録しものについて、転出予定日をもって印鑑登録を自動廃止させる機能が必要です。	#271と同様の対応とする。
278	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.1. 異動履歴の管理	【実装すべき機能】の【異動履歴管理事項に当たる項目】の「印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの交付年月日」「印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの再交付申請年月日」「印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの再交付年月日」	【実装すべき機能】の【異動履歴管理事項に当たる項目】の「印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの交付年月日」「印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの再交付申請年月日」「印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの再交付年月日」にそれぞれの履歴に応じた「印鑑登録番号」を追記する。	住民サービスの向上	登録カードの紛失による廃止と登録を繰り返し、複数のカードを所有している場合がある。また、家族の登録カードと混在している場合もあり、来庁者からカードが複数ある場合の説明を求められた際に、説明が出来る状況にしておく必要があるため。	登録番号は登録者に一意に設定されるべきであり、最新の登録番号（唯一正しい登録番号）については「1.1.1. 日本人住民データの管理」および「1.1.2. 外国人住民データの管理」において管理されているため、正しいカードは判明する。また、登録番号を検索することで現在も使用可能なカードであるかについては確認可能である（家族のカードであるのか）ことから対応なし。
1092	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.1. 異動履歴の管理		【実装すべき機能】に「登録番号の履歴」を加入する。	業務効率の向上	印鑑登録番号の履歴を管理し、確認票等で履歴を一覧表示させることで、本人が窓口を持参した複数枚の印鑑登録証（過去に抹消した印鑑登録証を含む）の状況を即時に確認できるようにするため。	#278と同様
280	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	【実装すべき機能】のうち「抹消の事由」	【実装すべき機能】のうち「抹消の事由」に「廃止届」を追加する。	業務精度の向上	本人等による廃止届による抹消事由が存在するため。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。その他の抹消も考えられるため、「その他職権抹消」を追加。一方、「登録の取消し」は削除とす
1111	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	○抹消の事由	「登録廃止」を追加する。または、登録の抹消を変更する。	業務効率の向上	抹消理由と、申請書の事由を合わせることで、入力時の負担を軽減するため。登録廃止手続き	#280の対応とする。
721	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	○抹消の事由	○抹消の事由 ・申請	業務精度の向上	5.1.1.で廃止の申請を定義するのであれば、抹消の事由に「申請」が必要と考える。	#280の対応とする。
308	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	○抹消の事由 ・印鑑の紛失、破損、亡失に「使用廃止」を追加		業務精度の向上	印鑑の使用廃止に該当する事由の項目がないため。	#280の対応とする。

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針案
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	
607	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	5 印鑑登録の廃止	5.1. 窓口又は郵送等による廃止の申請	5.1.1. 廃止の申請	「窓口又は郵送等による廃止の申請」と記載がある。	「窓口又は電子申請等による廃止の申請」と記載がある。	業務精度の向上	事務処理要領にも書面で申請することの記載はあるが、郵送に関する記載はされておらず、電子申請に関する記述のみであるため、事務処理要領に合った内容に変更すべきと考える。	本人の意思を確認する資料である印鑑登録証明書を発行できる機能であることから、本人確認を窓口で行うことが必要であることを踏まえ、修正案を反映する。
551	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	5 印鑑登録の廃止	5.1. 窓口又は郵送等による廃止の申請	5.1.1. 廃止の申請	【実装すべき機能】登録申請者又はその代理人からの廃止の申請を受けて、当該申請に係る印鑑の登録を抹消できること。その際、抹消年月日、抹消事由を入力できること。	—		住民の権利、義務に多大な関係を生じさせる手続きであり、廃止の申請は本人確認が必要なため、郵送での廃止申請は受付しない。	#607の対応とする。
287	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	5 印鑑登録の廃止	5.1. 窓口又は郵送等による廃止の申請	5.1.1. 廃止の申請	5.1. 窓口又は郵送等による廃止の申請	5.1.1. 廃止の申請	法令への対応	廃止の申請は郵送では受け付けられないと認識している。	#607の対応とする。
282	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	5 印鑑登録の廃止	5.1. 窓口又は郵送等による廃止の申請	—	項番②「5.1. 窓口又は郵送等による廃止の申請」と記載がある。	「5.1. 廃止の申請」に修正。	法令への対応	廃止の申請は郵送で受け付けるべきではないと判断するが、いかがか？	#607の対応とする。
288	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	3 抑止設定	3.1. 異動・交付・照会抑止	—	—	住民記録システムから印鑑登録システムに連動し、個人ごとに設定された抑止設定の有無は、コンビニ交付システムへ連携すること。	業務効率の向上	コンビニ交付システムで考慮すべき項目かもしれないが、住民票の発行抑止と同様に印鑑登録証明書の発行抑止情報もコンビニ交付システムへ連動する必要があると考えるため、敢えて記載した。	ご指摘を踏まえ、「証明書発行の抑止設定及び解除情報については、コンビニ交付に対しても自動連携されること。」を追記する。
289	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.2. 即時登録	4.2.1. 即時登録	登録時には1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目を入力できること。	登録時には1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目のうち、印影、登録番号、印鑑登録状態、異動履歴として管理する各項目、回答期限の年月日、除票となった年月日、備考以外の項目を住民記録システムから自動入力できること。	業務効率の向上	住民記録システムから連動できる項目についてはすべて、連動して自動入力されるべきであると考えたため。	ご指摘のとおり、住民記録システムのデータベースで管理している項目は自動入力されるべきである。ただし、住民記録システムと連動していないケースもあることを考慮し、下記文章とする。「登録時には1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目を入力できること。住民記録システム等の印鑑登録システム以外のシステムでのデータベースで管理している場合は、当該データベースから自動入力できること。」
290	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.1. 仮登録（照会中）	登録時には1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目を入力できること。	登録時には1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目のうち、印影、登録番号、印鑑登録状態、異動履歴として管理する各項目、回答期限の年月日、除票となった年月日、備考以外の項目を住民記録システムから自動入力できること。	業務効率の向上	住民記録システムから連動できる項目についてはすべて、連動して自動入力されるべきであると考えたため。	#289と同様の対応とする。
291	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.6. 回答登録	登録時には1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目を入力できること。	登録時には1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目のうち、印影、登録番号、印鑑登録状態、異動履歴として管理する各項目、回答期限の年月日、除票となった年月日、備考以外の項目を住民記録システムから自動入力できること。	業務効率の向上	住民記録システムから連動できる項目についてはすべて、連動して自動入力されるべきであると考えたため。	#289と同様の対応とする。
232	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	11 エラーアラート項目	11.1. エラー表示	—	—	エラー一覧に「印影の表示倍率が増えられた際にエラーを表示する」を追加する。	業務精度の向上	登録した実印と発行した印鑑登録証明書に表示された印影のサイズが異なるようにするため。又は倍率変更ができない仕様にした。	「8.1.1.印鑑登録証明書交付」にて、【実装しない機能】に「印鑑登録証明書に印する印影の倍率を登録されている印鑑の倍率から変更できること」を盛り込む。
732	事業者	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.5. 印影登録	4.5.1. 印影読み込み	【実装すべき機能】スキャナでの印影読み込み時に色と濃度が調整できること。	【実装すべき機能】スキャナでの印影読み込み時に濃度が調整できること。	システム上の理由	色の変更については需要が無く、過剰機能と考える。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。
292	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.5. 印影登録	4.5.1. 印影読み込み	スキャナでの印影読み込み時に色と濃度が調整できること。	スキャナでの印影読み込み時に色と濃度が調整できること。ただし、元の印影を著しく損なうような調整にならないこと。	業務精度の向上	濃度を濃く調整することにより印影の輪郭を太くしてしまう場合、元の印影が損なわれることが懸念されるため、元の印影を損なうことなく読み取り濃度の調整ができるスキャナ機能が必要であるため。	濃度の調整の中に入っているため、対応なし。ただし、考え方・理由において「濃度調整についても、元の印影を損なうような調整にならないものを指している。」といった旨を追記する。
293	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.5. 印影登録	4.5.2. 印影登録	4.5.1で読み込んだ印影を登録できること。	4.5.1で読み込んだ印影を後で検した際に実際の印影とサイズを変えずに印鑑登録できること。	業務精度の向上	後日、世帯内印影の確認の際に、印影サイズが異なりデザインは同じものを持参された場合に判断できないことを避けるため。	対応なし
294	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.2. 職権抹消	6.2.4. 抹消通知	【実装すべき機能】	【実装すべき機能】印鑑登録抹消通知書は再出力できること。	業務精度の向上	誤って抹消通知書を出力せずに処理を終了した場合に、当該機能が必要であるため。	再出力の記載については、住基仕様書による。自動で出力される帳票等について、もう一度出せる場合には再出力しており、そもそも自動でない場合には再度の出力は可能。
295	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.3. 職権修正	6.3.1. 職権修正	【実装すべき機能】	【実装すべき機能】	システム上の理由	印影と登録番号を除く1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目については、住民記録システムと連動して印鑑登録システムに最新状態が記録されるものと考えられるため、職権修正する項目はないと考える。	印鑑登録システムにおいても管理（データの設定・保持・修正ができること）を認めていることから、職権修正については【実装すべき機能】とすべきであるため、対応なし。（また、必ずしも住基と連動できない部分があるため（氏名等が変更された場合等）確認をした上での職権修正をおこなうケースはある。）
296	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	8 印鑑登録証明書	8.2. 印鑑登録証明書交付一時停止	8.2.1. 印鑑登録証明書交付一時停止	コンビニ交付での印鑑証明書の交付を停止できること。	コンビニ交付での印鑑証明書の交付を自動連携により停止できること。	業務効率の向上	印鑑登録システムで登録した一時停止はコンビニ交付へ手動入力により連携するのではなく、自動連携で入力された方が業務効率向上するため。	可否を確認する。
297	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	11 エラーアラート項目	11.1. エラー表示	—	8.支援対象者の印鑑登録証明書を交付しようとしたとき 支援対象者です。交付する場合は支援措置責任者によるエラー解除が必要です。	(削除)	法令への対応	印鑑登録証明書は厳密に言う支援措置対象の証明書ではないため、エラーではなくアラートで対応するべきではないかと考えるため。	誤交付につながるため対応なし
300	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	11 エラーアラート項目	11.2. アラート表示	—	(なし)	8.支援対象者の印鑑登録証明書を交付しようとしたとき 支援対象者です。交付する場合は支援措置責任者に確認してください。	法令への対応	印鑑登録証明書は厳密に言う支援措置対象の証明書ではないため、エラーではなくアラートで対応するべきではないかと考えるため。	誤交付につながるため対応なし

No	意見詳細						修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応方針案
	発出者	対象資料			区分	理由					
		資料名	対象章	項番①					項番②	項番③	
1316	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	3 抑止設定	3.1. 異動・交付・照会抑止	—	P.59【実装すべき機能】印鑑登録証明書の交付抑止を管理できること。	「3 抑止設定」の項を削除	法令への対応	印鑑登録事務においては、DV等支援措置の対象外であるため、抑止設定の管理は無いと考えます。この機能が実装された場合、DV等支援対象者に係る印鑑登録関係手続きにおいて発生するエラー・アラートにより事務が停止してしまうため、印鑑登録システム内でDV等支援措置の抑止設定を有効とするか無効とするかの設定を行えるようにすることが望ましいと考えます。	誤交付につながるため対応なし
304	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	—	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.4 印鑑登録抹消通知書	1781 印鑑登録抹消通知書のレイアウト 2.登録年月日	1781 印鑑登録抹消通知書のレイアウト (2.登録年月日 削除)	自治体個別の条例・政策などの対応	抹消通知書に登録年月日の記載は必要ないため。	登録年月日は必要ないため削除する
306	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	【印鑑登録のその他の項目】に「本人確認方法」を追加	【印鑑登録のその他の項目】に「本人確認方法」を追加	業務精度の向上	即時登録を行う際、顔写真付きの身分証明書の確認を行っており、どの身分証明書で確認したか記録を残すことは必要と考えるため。	住民記録システムにおいても本人確認書類又は方法については管理していないため、対応なし。
307	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.2. 外国人住民データの管理	【印鑑登録のその他の項目】に「本人確認方法」を追加	【印鑑登録のその他の項目】に「本人確認方法」を追加	業務精度の向上	即時登録を行う際、顔写真付きの身分証明書の確認を行っており、どの身分証明書で確認したか記録を残すことは必要と考えるため。	#306と同様の対応とする。
351	事業者	印鑑登録システム標準仕様書						【考え方・理由】	業務精度の向上	【考え方・理由】は住民記録システム標準仕様のように、別紙ではなく仕様書本体に記載があったほうが良い。標準仕様の捉え方のフレキシビリティを最小限にするためにも、先行している住民記録システム標準仕様の良いところをぜひ取り入れて合わせてほしい。	対応する。
353	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.4. 空欄	【空欄を許容しない項目】の氏名	「日本語の場合は氏名(漢字) 外国人の場合は氏名(アルファベット)」	業務精度の向上	外国人の場合、氏名(漢字)は必須ではないので、「1.1.2. 外国人住民データの管理」の様に、氏名は漢字とアルファベットに明示したほうがよい。	ご指摘を踏まえ下記に修正する。「氏名(外国人の場合は漢字・アルファベット・カタカナのいずれか)」
354	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由		「○抹消の事由」に「後見開始」を追加する。	システム上の理由	現在では後見開始でも印鑑登録できるが、過去に後見開始により抹消された履歴データのため。	過去の成年被後見人で抹消されたデータも意思能力を有しない者に該当したという整理として問題ないことから対応なし。
355	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.6. 交付履歴の管理	【実装すべき機能】の交付年月日	【実装すべき機能】の交付年月日を交付年月日時に変更する。また、【実装すべき機能】に証明書種別と交付対象者を追加する。	業務精度の向上	住民記録システム標準仕様「1.3.8 交付履歴の管理」には交付年月日時があり、「時」の管理は印鑑登録でも必要と考えるため。また、標準仕様で定める印影が印刷される帳票は全て交付履歴を管理すべきと考える。なお、印影が出力されない帳票であっても、厳格な交付履歴管理を行う観点から、【実装してもしなくても良い機能】として定義すべきと思われる。	交付年月日時は対応。証明書種別は対応なし。住基並びで、交付対象者については対応。管理する帳票は住基に合わせ、「20.2.1(印鑑登録証明書)、20.2.2(印鑑の登録に関する照会書)、印鑑登録抹消通知書(20.2.3、20.2.4)」とする。
196	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.6. 交付履歴の管理	・ 交付年月日	・ 交付年月日時	業務精度の向上	住民記録標準仕様書に合わせた方がよいと考えます。	ご指摘のとおり、住民記録システムと整合を保つことが重要であることから、修正案を反映する。
358	事業者	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.1. 世帯内印鑑登録状況・印影表示	4.1.1. 世帯内印影表示	【実装してもしなくても良い機能】を追加 住民記録システム標準仕様「5.2 世帯員の並び順」に従った並び順とすること	【実装してもしなくても良い機能】を追加 住民記録システム標準仕様「5.2 世帯員の並び順」に従った並び順とすること	業務効率の向上	帯員印影確認の際に世帯員の並び順が住記(世帯連記式の住民票の写し)と同じほうが、目視印影確認等のケアレスミスを防ぐためにもいいのではないか。「20.3.2 世帯内印影票」も同様。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。また、住民データ項目の中に【実装してもしなくても良い機能】として「世帯員の並び順」を盛り込む。
360	事業者	印鑑登録シ	第4章	8 印鑑登録証明書	8.1. 印鑑登録証明書交付	8.1.1. 印鑑登録証明書交付	【実装してもしなくても良い機能】の「記載しない場合には、証明書の性別欄にはアスタリスクを記載すること。」	「記載しない場合には、性別欄のアスタリスク、または空白出力の切り替え、または性別欄自体の表示非表示切り替えが行えること」に変更する。	住民サービスの向上	過去にLGBT等の印鑑登録者から性別欄があること自体が精神負担になるとの申し出もあつたことから、対象者ごとに性別欄を印刷しないことができると良いと考えます。(条例等の対応考慮も必要ではありませんが)	対応なし。性別欄自体の表示/非表示については自治体において選択できることとするが、表示するとした自治体において申出により記載欄を削除することは、様式が複数作成されてしまうため対応不可。
384	事業者	印鑑登録シ	参考	業務概要(全体図)及びシステム構成図	—	—	印鑑履歴情報データベース	機能要件に説明を追記		「印鑑履歴情報データベース」に係る記述が本文(機能要件)にないため位置づけが不明です。「1.2.異動履歴データ」のごとであればその旨説明を追記すべき。ただし、その場合は印影など「1.2.異動履歴データ」で定義されている以外の情報も必要となります。住民記録システム標準仕様では「1 業務概要 全体図 及びシステム構成図」でのデータベースについて「1.1.5 除票」で解説されています。	システム構成図から削除する
397	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.2. 印鑑登録番号付番	「15桁とし、15桁に満たない場合は数値の左側を0で埋めることとする。」と記載がある。	桁数に制限を設けない。	住民サービスの向上	印鑑証明請求書に番号を書かせる等、住民が番号を確認する場面が多く、今までと桁数が大きく変わると混乱が生じるため。	登録番号の仕様がカスタマイズの原因となることから、対応なし
1041	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.2. 印鑑登録番号付番	「ただし、既に交付済みの印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの登録番号が上記の番号体系に合致しない場合は、1.1.1(日本人住民データの管理)及び1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する登録番号には9から始まる15桁の番号を入力し、実際の登録番号は旧登録番号を入力することとする。」の記載がある。	削除する。	業務効率の向上	今まで8桁での管理のため、15桁での管理となると検索の場合などで頭0を複数入力するのは入力間違いが起きやすいため。既登録の番号については、「15桁に満たない場合は数値の左側を0で埋める」対応で十分と考える。また、検索等では頭0がなくても検索できるようにしてほしい。	削除しないが、旧番号の検索については、「登録番号で検索する際には、数値の左側の0を埋めない場合でも検索が可能であること。」を追記する。
815	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.2. 印鑑登録番号付番	ただし、既に交付済みの印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの登録番号が上記の番号体系に合致しない場合は、1.1.1及び1.1.2に規定する登録番号には9から始まる15桁の番号を入力し、実際の登録番号は旧登録番号を入力することとする。		業務効率の向上	既に付番されている登録番号が仕様書の番号体系に合致しない場合は、9からはじまる番号が自動で新たに割り振られ、実際の番号は旧登録番号としてデータの保持はされるという認識であっているか。	#1041と同様

No	意見詳細						修正案、ご意見の理由	理由	対応方針案	
	発出者	対象資料			修正前	修正後				区分
		資料名	対象章	項番①						
999	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	11 エラー・アラート項目	11.1. エラー表示		業務精度の向上	過去の市町合併や仕様変更により、現在使用可能な印鑑登録番号の桁数が複数存在する。標準仕様書における考え方で、桁数に満たないものは左側を0で埋めるとあるが、作業効率が良くないという誤入力の原因にもなり得るため、0埋め不要な仕様を希望する。	#1041と同様	
835	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	再登録なし 抹消と新規登録を一括で行う再登録の異動事由の追加	住民サービスの向上	再登録で抹消と新規登録を一括で行うことにより、手続時間が短縮されることにより、市民の待ち時間の縮減が図れるため、住民サービスの向上が図れる。	当該仕様書においては「改印」の概念は設けない。印鑑登録を抹消してから、登録とする。ただし、当該規定は画面操作として連続的に実施可能とすること等の画面要件を妨げるものではない。
491	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.2. 即時登録	4.2.1. 即時登録	「廃止兼即時登録」処理の追加	業務効率の向上	既に印鑑登録している者が、改印等により登録を直す際に、印鑑登録の廃止をしてから即時登録を行うのでは、業務効率が悪いと、廃止と登録がセットになった操作の実装を望む。	#835と同様
492	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.1. 仮登録（照会中）	「廃止兼照会」処理の追加	業務効率の向上	既に印鑑登録している者が、改印等により登録を直す際に、印鑑登録の廃止をしてから照会処理を行うのでは、業務効率が悪いと、廃止と照会がセットになった操作の実装を望む。	#835と同様
496	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	生年月日（和暦で管理すること） 生年月日（和暦で表示すること）	システム上の理由	住民記録システム仕様書で年月日についてただし書きにて内部的には西暦等で管理されていても表示するときに和暦であればよいと説明があることから、この表記も表示と明記するかただし書きを入れるかのどちらかが適切であるため。	「生年月日については、住基ネットや住民記録システム上は、日本人住民は和暦で管理されていることから、印鑑登録システムにおいても日本人住民は和暦で管理することとする。ただし、データベースに保持する形式として西暦も許容するが、入出力において和暦に変換する機能を有すること。」について考え方理由に追加する
211	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.4. 空欄	【空欄を許容しない項目】に「登録年月日」がある。 「印鑑登録状態が『本登録』のものに限る。」の注釈を追加する。	システム上の理由	印鑑登録状態が「抹消」のものには、登録年月日が空欄のものが存在するため。	過去の印鑑登録日が空欄のまま抹消となっている印鑑登録情報において、登録年月日の設定は規定していないため、対応なし。
499	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	抑止設定の有無 抑止設定の有無、抑止対象として登録や証明等の別、開始年月日、終了年月日、申出者及び理由など	業務精度の向上	抑止有無以外に、何の行為を対象としているか、開始年月日、終了年月日、理由等が必要であるため	現在住民データにおいて「抑止情報の有無」との表記で管理していたが、住基に合わせ、「抑止フラグ」とする。 また、対象としている抑止の開始年月日や終了年月日、理由については「3.抑止設定」において管理する。
500	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.3. 基本検索	氏名及び住所の検索は、過去のものも横断的に検索できること 氏名及び住所の検索は、検索者が指定した時に過去のものも横断的に検索できること	業務効率の向上	検索者が意図しない時に、余計な過去のものも検索結果に表示されるのを防ぐ必要があるため。	検索は検索者が指定した内容が示される前提のものであるため、対応なし。
504	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	7 印鑑登録証	7.2. 印鑑登録者識別カード	7.2.3. 必要事項削除	印鑑登録者識別カードの使用を終了する場合、記録した事項を削除できること 印鑑登録者識別カードの廃止を記録できること	システム上の理由	データを削除するという意味にとられるのを避けることもあり、カードの廃止を記録するのが適切と考えるため。	考え方理由に追加「カードの廃止とは、識別カードとしての機能を廃止した場合もあたる。」
507	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	20.1 様式・帳票全般	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書	印鑑の登録に関する照会書中、申請した印鑑欄、委任状欄 印鑑の登録に関する照会書中、申請した印鑑欄の削除または欄の印刷を選択できる機能、委任状欄の印刷を選択できる機能	法令への対応	1つ目は、国の押印等に見直しにより必要性の説明できない押印は削除すべきであるため。2つ目は、そもそも印鑑登録が財産上の手続きに係る重要な手続きであることから原則、本人が行うべきもので、代理は申請時を通して同一人に委任して行うべきものであることから、回答のみを委任して代理で行うことを認めない考えていない市もある。従って委任状の印刷自体が必要のない市にとっては委任状部分の印刷抑制が必要となるため。	1点目・・・必要性は説明できるため対応なし。 2点目・・・事務処理要領にはその規定はないため対応なし。
766	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	—	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書	(照会書レイアウト) 代理人が来庁する場合の持ち物に、登録者本人の保険証が記載なし 代理人が来庁する場合の持ち物に、登録者本人の本人確認書類の記載をする	自治体個別の条例・政策などの対応	本市では、再来庁の際に登録者本人の本人確認書類を求めている。そのような運用をしている自治体もあると思われるので、記載欄を選択制にしてもらいたい。	備考欄を自由記載欄として設ける形とする。（現在持ち物が記載されている箇所を削除の上、備考欄とする）
765	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	—	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書	(照会書レイアウト) 本人・代理人の生年月日欄あり (照会書レイアウト) 本人・代理人の生年月日欄を削除	業務効率の向上	氏名と住所で要件が足りるのであれば、不要な情報である。	本人生年月日は、本人確認情報として必要であるため対応なし。

No	対象資料						意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針案
	発出者	資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	
767	住基担当課	印鑑登録シ	第5章-		20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書	【実装すべき機能】次に示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること	【実装すべき機能】次に示すレイアウトに従い、照会書下部の持ち物欄については、各自治体ごとに自由に入力し、直接印刷により出力できること	自治体個別の条例・政策などの対応	有効な本人確認書類、照会登録時に必要とする持ち物が自治体ごとで異なるため、持ち物欄を自由に入力できるようにしてもらいたい	#766の対応とする。
234	住基担当課	印鑑登録シ	第5章-		20.1 様式・帳票全般	20.1.1 出力様式・帳票	【実装しない機能】様式・帳票について以降で示す以外のレイアウトで出力できることと記載がある。	レイアウトに削除修正を可能とする。	業務効率の向上	照会書に本人確認欄を加えたり、記入が漏れやすい日付の位置等の修正をしたり、委任状に住所欄の記載を求める、またはそれをカバーする説明文を加えたり等、各市町の事務処理に対応できるよう、多少様式変更できる仕様が	備考欄にて対応する
1246	住基担当課	印鑑登録シ	第5章-		20.1 様式・帳票全般	20.1.1 出力様式・帳票	意見	余白に市町村毎に文言を挿入できるスペースを設ける。	住民サービスの向上	また、詳細な案内を同封することにより対応するところが、照会書しか見ない住民もいるので、市町村毎に伝えたいことを設定できるスペースが欲しい。	備考欄にて対応する
555	住基担当課	印鑑登録シ	第5章-		20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書	○印鑑の登録に関する照会書のレイアウト ・印鑑登録証受領欄なし ・封書仕様 持ち物<代理人>について記載なし ・照会書兼回答書 ・登録印鑑 ・登録者の本人確認書類 ・代理人の本人確認書類	○印鑑の登録に関する照会書のレイアウト ・印鑑登録証受領欄を設ける ・ハガキ仕様も可とする 持ち物<代理人>について記載 ・照会書兼回答書 ・登録印鑑 ・登録者の本人確認書類 ・代理人の本人確認書類	業務効率の向上	・住民の権利、義務に多大な関係を生じさせる手続きであることから、回答に来庁の際、印鑑登録証受領欄により印鑑回答の受付履歴を残し、より安全性を確保することになるため。 ・回答時、厳格な審査が必要のため、代理人が来庁の場合、印鑑登録申請者の本人確認書類も必要である。 ・照会書兼回答書をハガキ仕様により、コストや手間を省き、より迅速に申請者本人宅へ送付することが可能になるため。	備考欄にて対応する スペースが事務処理上必要なため、はがきは不可とする。
303	住基担当課	印鑑登録シ	第5章-		20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書	1745 ○印鑑の登録に関する照会書のレイアウト 持ち物：<本人が来庁する場合> <代理人が来庁する場合>	1745 ○印鑑の登録に関する照会書のレイアウト (持ち物：<本人が来庁する場合> <代理人が来庁する場合> 削除)	自治体個別の条例・政策などの対応	回答書持参の際の持ち物については、必要に応じて詳細な案内を同封するなど適切に対応すべきものであるため、照会書様式に印字は必要ないため。	備考欄を自由記載欄として設ける形とする。(現在持ち物が記載されている箇所を削除の上、備考欄とする)
302	住基担当課	印鑑登録シ	第5章-		20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書	1745 ○印鑑の登録に関する照会書のレイアウト 生年月日 代理人生年月日	1745 ○印鑑の登録に関する照会書のレイアウト (生年月日、代理人生年月日 削除)	自治体個別の条例・政策などの対応	回答書に住所、氏名の自署があれば生年月日の記入は必要ないため。	ご指摘を踏まえ対応する。 ただし本人の生年月日については本人確認のため残す。
1368	住基担当課	印鑑登録シ	第5章-		20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書	P.100 記載諸元【印鑑の登録に関する照会書】 No.31持ち物案内タイトル No.32本人来庁タイトル No.33本人来庁案内文 No.34代理人来庁タイトル No.35代理人来庁案内文		住民サービスの向上	印鑑登録照会書の持ち物案内を表記する箇所の文字列は、各区市町村において任意に設定できるようにしてください。 P.102【○印鑑の登録に関する照会書のレイアウトの考え方】の吹き出し説明において「必要に応じて詳細な案内を同封するなど、適切に対応すること。」とありますが、実務経験上、住民の方に同封の資料を読んでもらえないことが多々ありトラブルとなるため、住民にお知らせする必要事項は、照会書に記載することが重要です。	#766の対応とする。
1365	住基担当課	印鑑登録シ	第5章-		20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書	P.99 ○印鑑の登録に関する照会書のレイアウト 照会文書 「令和●●●●年●●月●●日あなたの登録申請を受け付けましたが、あなたの意思に基づき申請されたものに相違なければ、回答書に署名し、申請された印鑑を押印して、切り離さず令和●●●●年●●月●●日まで申請取り扱ひ窓口へ自ら持参してください。	○印鑑の登録に関する照会書のレイアウト 照会文書 「令和●●●●年●●月●●日あなたの登録申請を受け付けましたが、あなたの意思に基づき申請されたものに相違なければ、回答書に署名し、申請された印鑑を押印して、切り離さず令和●●●●年●●月●●日まで {●●●●●●} の窓口へ自ら持参してください。	住民サービスの向上	照会文書に回答書を持参する窓口（印鑑登録の申請手続きを行った窓口）の名称を出力できるようにしてください。 また、照会文書の文例は、各区市町村において任意に設定変更できるようにしてください。 照会文書の内容は、各区市町村の取り扱い方法により異なることが想定され、各区市町村の地域特性に合わせて住民にわかりやすく通知することが必要と考えます。 ※記載諸元の修正も必要となります。	ご指摘のとおりであるため様式に、問い合わせ先欄を追加する。
1253	住基担当課	印鑑登録シ	第5章-		20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書	委任状に「代理人生年月日」の欄がある	委任状の「代理人生年月日」の欄は不要	住民サービスの向上	委任状はすべて本人が記載することが原則であると考えますが、記載欄が多いほど漏れや誤記が多くなり、やりおしを求めることが多くなる。代理人については、照会書の前、「代理人選任届」の提出を求めているため、住所・氏名の記載のみで充分であると考えます。	ご指摘を踏まえ修正する。
925	住基担当課	印鑑登録シ	第5章-		20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書	印鑑の登録に関する照会書末尾の「持ち物<本人が来庁する場合>にある「本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証）」	「本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証）」を「本人確認書類」に修正する。	自治体個別の条例・政策などの対応	照会回答方式による登録手続きを行う市民はマイナンバーカードや運転免許証を持っていないため。 ※マイナンバーカードや運転免許証の提示を受けた登録申請の場合には、その場で登録手続きを完了させるため照会書を発送しない。	#766の対応とする。
605	住基担当課	印鑑登録シ	第5章-		20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書	照会書のレイアウトに委任状の欄がある。	委任状の欄を無くしていただきたい。	法令への対応	現状の照会書のレイアウトは施行規則等で決まっているため、柔軟な対応を求めたい。また、仮登録時に市民から委任状を預かっているため、照会書に改めて委任状は不要であると考えたい。	対応なし
674		印鑑登録シ	第5章-		20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書	様式 印鑑登録に関する照会書 注意事項 1 上記の指定期日を経過しても印鑑登録回答書の持参がない場合は、印鑑登録申請がなかったものとして取り扱います。 2 印鑑登録回答書の時差を代理人に依頼する場合は、あなた自書した代理権授与通知書が必要となります。また、あなたと代理人の運転免許証、健康保険証の被保険者証など本人確認のための書類を提示していただきますのでご持参ください。 3 回答書の郵送は、受け付けることができません。	様式 印鑑登録に関する照会書 代理人が来庁する場合 回答書及び委任状を記入した本照会書、登録申請した印鑑、代理人の本人確認書類	法令への対応	印鑑登録条例に合わせた文書とする。 住民サービス向上 市民が持参しなければならないものを回答書に記載し、2度、3度市役所に来なければならぬことを回避するため	対応なし 持ち物については、備考欄で対応
673		印鑑登録シ	第5章-		20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書	様式 印鑑登録に関する照会書 代理人が来庁する場合 回答書及び委任状を記入した本照会書、登録申請した印鑑、代理人の本人確認書類（健康保険証など）	様式 印鑑登録に関する照会書 代理人が来庁する場合 回答書及び委任状を記入した本照会書、登録申請した印鑑、代理人の本人確認書類（健康保険証など）	法令への対応	条例に合わせた文言とする	対応なし

No	意見詳細						修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応方針案
	発出者	対象資料			区分	理由					
		資料名	対象章	項番①					項番②	項番③	
1250		印鑑登録シ	第5章	—	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書	印鑑登録証を受け取った際を受領印や署名の欄を加入する。	業務精度の向上	印鑑登録証の受け渡しされたことを記録に残すため、委任状欄の脇に「受領」欄を設け、押印や署名をしてもらうようにする。	対応なし	
1290	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	4. 印鑑登録	4.4.6. 回答登録	P.27 ※業務フロー図（回答登録2/3） 照会中の印鑑の変更が許容されている。 ※業務フロー図 照会中の印鑑の変更のフローを削除する。	業務精度の向上	照会中の印鑑の変更は、登録申請があった印鑑を変更するものであり、登録申請そのものの取りやめとなると考えられ、照会中の改印は許容すべきではないと考えます。この照会・回答書は、印鑑登録申請書に押印された印鑑についての登録の意思確認を行うためのものと考えます。そのため、申請時と異なる印鑑による回答書の提出があった場合にあっては、印鑑登録申請そのものを取りやめ、再度印鑑登録申請→照会書発送からやり直す必要があると考えます。回答書にも、「回答書に～申請された印鑑を押印して～」としています。 なお、顔写真付きの本人確認書類等、印鑑登録の即時登録に必要な書類の提示がある場合は、印鑑登録申請を取りやめた後に即時登録することは可能です。	4.4.7照会中の印鑑の変更については削除とする。	
606	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.7. 照会中の印鑑の変更	「回答書に基づく印鑑の登録時に、印鑑を変更したい旨の申出があった場合は、仮登録（照会中）の印鑑登録原票の内容を保持して4.2.1（即時登録）の入力に移行できること。」と記載がある。	業務精度の向上	記載の内容は4.4.4「仮登録（照会中）の取消」を行った後、4.2.1「即時登録」または4.4.2「仮登録（照会中）」へ移行することで代替可能である。また職員作業の負担軽減について分科会で触れているが、印影の変更に想定される世帯内印影の確認、スキャン、濃淡の調整、本登録など、上記の代替案により即時登録を行った場合と大きな変わりはないと考える。 また、当該項番に記載の内容で即時登録ができる要件に当てはまらなかった場合、先に受け付けたものについては取り消して再度照会手続きをすべきと考える。 以上により当該項番は記載削除して差し支えないと考え	当該機能は削除とする。	
1057	事業者	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.7. 照会中の印鑑の変更	「回答書に基づく印鑑の登録時に、印鑑を変更したい旨の申出があった場合は、仮登録（照会中）の印鑑登録原票の内容を保持して4.2.1（即時登録）の入力に移行できること。」の記載がある。	システム上の理由	記載削除。 「回答書に基づく印鑑の登録時に、印鑑を変更したい旨の申出があった場合は、仮登録（照会中）の印鑑登録原票を抹消し、4.2.1（即時登録）を行うこと。」と修正する。	照会登録により「登録」した情報に対して再度「登録」はできないため。 また、印影の再取込を行うため、照会中の情報からの流用はあまり効果はないと考える。	#606の対応とする。
731	事業者	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.7. 照会中の印鑑の変更	【実装すべき機能】 回答書に基づく印鑑の登録時に、印鑑を変更したい旨の申出があった場合は、仮登録（照会中）の印鑑登録原票の内容を保持して…	記載削除	自治体個別の条例・政策などの対応	回答書に基づく登録時に印影を変更する場合、仮登録の取消しを行ったうえで即時登録もしくは再度仮登録を行うことが一般的ではないか。 回答時に印影を変更する運用を行っている自治体様の事例を向ったことが無く、過剰機能と考える。 『4.5.2 印影登録』に記載のある「回答書持参の場合は、仮登録（照会中）の印影で印鑑登録できること。」の記載とも矛盾する記載である。	#606の対応とする。
281	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.7. 照会中の印鑑の変更	【実装すべき機能】に「回答書に基づく印鑑の登録時に、印鑑を変更したい旨の申出があった場合は、仮登録（照会中）の印鑑登録原票の内容を保持して4.2.1（即時登録）の入力に移行できること。」と記載がある。	法令への対応	【実装してもなくてもよい機能】に変更。	どのような状況を想定しているか不明なため、実施すべき機能であるか判断が出来ない。照会書方式において、2回目来庁時に違う印鑑での登録を希望された場合を想定しているか？1回目来庁時に申請書に押印させた印、照会書の回答書欄に押印する印、2回目来庁時に登録する印はすべて同じ印鑑である必要があると認識していたが、いかがか？	#606の対応とする。
549	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.7. 照会中の印鑑の変更	【実装すべき機能】回答書に基づく印鑑の登録時に、印鑑を変更したい旨の申出があった場合は、仮登録（照会中）の印鑑登録原票の内容を保持して4.2.1（即時登録）の入力に移行できること。	業務精度の向上	【実装しない機能】回答書に基づく印鑑の登録時に、印鑑を変更したい旨の申出があった場合は、仮登録（照会中）の印鑑登録原票の内容を保持して4.2.1（即時登録）の入力に移行できること。	回答時に印鑑を変更したい旨の申出があった場合、申請取消及び新たな印鑑での登録申請を受け付けるべきである。 回答時に違う印鑑を持参した際でも、仮登録（照会中）の印鑑登録原票の内容を保持しての入力に移行できると、誤りに繋がる恐れがあるため。	#606の対応とする。
510	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.7. 照会中の印鑑の変更	【実装すべき機能】回答書に基づく印鑑の登録時に、印鑑を変更したい旨の申出があった場合は、仮登録（照会中）の印鑑登録原票の内容を保持して4.2.1（即時登録）の入力に移行できること。	業務精度の向上	記載削除	仮登録（照会中）における印鑑の変更は今まで申出がない。このような申出があった場合、仮登録を取下げた上で、新規の登録を受け付ける運用が一般的であると考えており、この機能は過剰機能となるため。	#606の対応とする。
1328	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.7. 照会中の印鑑の変更	P.63【実装すべき機能】 回答書に基づく印鑑の登録時に、印鑑を変更したい旨の申出があった場合は、仮登録（照会中）の印鑑登録原票の内容を保持して4.2.1（即時登録）の入力に移行できること。	業務精度の向上	この項を削除又は【実装しない機能】	照会中の印鑑の変更は、登録申請があった印鑑を変更するものであり、登録申請そのものの取りやめとなると考えられ、照会中の改印は許容すべきではないと考えます。この照会・回答書は、印鑑登録申請書に押印された印鑑についての登録の意思確認を行うためのものと考えます。そのため、申請時と異なる印鑑による回答書の提出があった場合にあっては、印鑑登録申請そのものを取りやめ、再度印鑑登録申請→照会書発送からやり直す必要があると考えます。回答書にも、「回答書に～申請された印鑑を押印して～」としています。 なお、顔写真付きの本人確認書類等、印鑑登録の即時登録に必要な書類の提示がある場合は、印鑑登録申請を取りやめた後に即時登録することは可能です。	#606の対応とする。
1196	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.7. 照会中の印鑑の変更	照会中の印鑑の変更を実装すべき機能とする。	法令への対応	【実装しない機能】	照会中の印鑑を変更する場合、当該印鑑の押印変更の意思確認をするため、照会のし直しになると思われるので、変更すべきでない。	#606の対応とする。
578	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.7. 照会中の印鑑の変更	【実装すべき機能】へ追加 政令都市においては、区を越えた処理が可能であること	自治体個別の条例・政策などの対応	印鑑条例を区としてではなく、仙台市として制定しており、市民の利便性の向上という観点からも、他の区役所でも対応を可能としているため。	#606の対応とする。	
520		印鑑登録シ	第4章	12 実行制御	12.2. 印刷	—	印鑑登録システム内部でアクセスログの取得が可能で、表示画面のハードコピー機能及びハードコピーの印刷機能を有すること。	業務効率の向上	印鑑登録システム内部でアクセスログの取得が可能で、表示画面のハードコピー機能及びハードコピーの印刷機能を有すること。ただし、アクセス権限と連動した形でコピー制御ができること。	最小権限の原則に基づき、業務上必要なユーザのみ以外は当該機能を使用できないよう制限する必要があり、その制限を業務効率の観点からアクセス権限に基づき自動で行えるようにする必要があるため。	住民記録システムと整合を保つため、対応なし。

No	対象資料						意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針案
	発出者	資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	
521		印鑑登録シ	第4章	13 システム管理	13.1. 権限管理	13.1.1. 操作権限管理	【実装しない機能】 職位・職権単位でアクセス権限を設定できること。	【実装してもしなくてもいい機能】 個人単位でのアクセス権限設定だけでなく、職位・職権単位でアクセス権限も設定できること。	業務効率の向上	個人ごとのアクセス権限で管理者などを設定する場合、手動でテキストデータをメンテナンスすることになり、本市のように行政区があり、職員数が多い自治体にとっては非効率です。職員情報の役割を使つてのアクセス権限の一括設定ができるようにする必要があります。	住民記録システムにおいて、「アクセス権限を利用者単位で設定できれば、職位・職権単位でも設定できるため、独自の機能として職位・職権単位で設定できる機能は不要」とされているため、対応なし。
1033	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.1. 異動履歴の管理	「・印鑑登録の廃止申請年月日 ・印鑑等の亡失届出年月日 ・印鑑登録の抹消年月日」の記載がある。	「・抹消年月日 ・抹消理由」と修正する。	業務効率の向上	理由により入力項目を管理するよりも、理由と異動日を設定するほうが誤入力の可能性が低い。	1.2.2において異動事由を管理しているため、「印鑑登録の廃止抹消等年月日」とする。また、「異動事由として管理する項目（1.2.2参照）」を追加する。
1034	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.1. 異動履歴の管理	「・異動処理年月日」の記載がある。	「・処理日」と修正する。	業務効率の向上	住民記録標準仕様書と統一するため。	住記システムに記載を合わせる。
720	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.1. 異動履歴の管理	【異動履歴管理事項に当たる項目】	【異動履歴管理事項に当たる項目】 ・異動事由	システム上の理由	異動事由として定義されているが、異動履歴管理項目に含まれていない。異動履歴から異動内容を知るために必要な項目であるため、追加すべきと考える。	# 1033と同様
277	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.1. 異動履歴の管理	【実装すべき機能】の【異動履歴管理事項に当たる項目】	【実装すべき機能】の【異動履歴管理事項に当たる項目】に「登録事由」と「廃止事由」を追加する。	業務精度の向上	印鑑登録は長期間に渡り登録状況が継続され、その間に印鑑登録は登録カードや印鑑の紛失、印影の変更等の理由により登録と廃止が繰り返されることがある。しかし、申請書の保存年数はそれより短いため、登録の方法（本人が来庁の上の登録であるのか照会書等による登録であるのか等）や廃止の理由の確認出来なくなってしまうため。また、転出死亡や氏名の変更等、申請を伴わない廃止の理由もあるため。	「異動事由として管理する項目（1.2.2参照）」を追加する。 「1.2.2.異動事由」において、登録の事由および抹消の事由について管理することとしていることから、対応なし。
525	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.1. 異動履歴の管理	・異動処理年月日	・異動日と処理日の項目を分ける。	システム上の理由	異動処理年月日とはどのような日付が入りますか。異動日ですか、処理日ですか。異動日と処理日が異なった場合、どちらが設定されるかわからないため、それぞれ「異動日」「処理日」で分けるほうがわかりやすいと考えるため。	# 1034と同様
1311	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.1. 異動履歴の管理	P.51【実装すべき機能】 【異動履歴管理事項に当たる項目】	【実装すべき機能】 【異動履歴管理事項に当たる項目】 ・動事由コード及び付随する区分	業務精度の向上	異動履歴に異動事由に該当する項目がありません。1.2.2異動事由P.51に「システムが管理する異動事由コード及び付随する区分により、以下の区分が行えること。」とありますので、どのような異動履歴があったのかを把握するためには必要と考えます。	# 1033と同様
522	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.1. 異動履歴の管理	-	異動事由を追加する。	システム上の理由	異動事由がなく、どのような異動を行った履歴かわからないため。	# 1033と同様
1306	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	P.47【実装してもしなくても良い機能】	【実装してもしなくても良い機能】 ・印鑑登録原票を支所・出張所で保管している区市町村において、印鑑登録原票保管場所を把握するための項目又は印鑑登録番号の番号体系により管理できる機能	システム上の理由	・印鑑登録原票を支所・出張所で保管している区市町村にあっては、印鑑登録の抹消又は回復があった際に、印鑑登録原票の処理が必要となるため、印鑑登録原票を保管している支所・出張所を把握する必要があります。 「1.3その他の管理項目」に追記する方法も考えられます。	登録場所については、「1.2.1.異動履歴の管理」にて管理する「入力場所・入力端末」において判明するため、対応なし。
1308	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.2. 外国人住民データの管理	P.48【実装してもしなくても良い機能】	【実装してもしなくても良い機能】 ・印鑑登録原票を支所・出張所で保管している区市町村において、印鑑登録原票保管場所を把握するための項目又は印鑑登録番号の番号体系により管理できる機能	システム上の理由	・印鑑登録原票を支所・出張所で保管している区市町村にあっては、印鑑登録の抹消又は回復があった際に、印鑑登録原票の処理が必要となるため、印鑑登録原票を保管している支所・出張所を把握する必要があります。 「1.3その他の管理項目」に追記する方法も考えられます。	# 1306と同様
666		印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.4. 空欄	項目がない	【空欄を許容しない項目】 本人確認した書類登録した場所（本庁・支所・窓口センター）	議会報告などへの対応	どのような書類などで本人確認したかシステムで確認し、住民への対応をする登録した場所を議会へ件数に報告している	本人確認書類については住民記録システムにおいても管理していないため対応なし。 登録場所登録場所についても、「1.2.1.異動履歴の管理」にて管理する「入力場所・入力端末」において判明するため、対応なし。
1035	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.1. 異動履歴の管理	「・異動受付場所 ・異動処理場所」の記載がある。	「・受付場所 ・入力場所 ・入力端末」と修正する。	業務精度の向上	「1.3.1.入力場所・入力端末」の記載にそえるため。	住基と合わせ、異動履歴の管理項目は下記とする。 ・異動事由として管理する項目（1.2.4参照） ・異動日 ・処理日 ・通知日 ・入力場所 ・入力端末
1032	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.1. 異動履歴の管理	「・印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの再交付年月日」の記載がある。	削除する。	業務効率の向上	異動事由や登録年月日との比較で再発行であることは把握できるため。	# 1031と同様
1031	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.1. 異動履歴の管理	「・登録申請年月日 ・印鑑登録の廃止申請年月日 ・印鑑等の亡失届出年月日 ・印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの再交付申請年月日 ・登録事項の修正の届出年月日 ・登録事項の修正年月日」の記載がある。	「・異動事由として管理する項目 ・申請日 ・届出日」と修正する。	業務効率の向上	住民記録と統一するため。	# 1031と同様
719	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.1. 異動履歴の管理	【異動履歴管理事項に当たる項目】 ・印鑑登録証の回収年月日	記載削除	業務効率の向上	転出や死亡における印鑑登録証の回収を厳密に行っている自治体は少ないという認識。また、転出・転入ワンストップにより転出時の来庁がなくなれば、より回収が困難になると想定できる。管理項目から除外した方がよいと考える。	# 1031と同様

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針案
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	
195	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.1. 異動履歴の管理	・印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの交付年月日 ・印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの再交付申請年月日 ・印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの再交付年月日	削除	業務効率の向上	・印鑑登録証の交付日は印鑑登録日と同一になります。 ・再交付申請年月日、再交付年月日は、新しい印鑑登録レコードの申請年月日、交付年月日となります。再交付前の履歴に再交付申請年月日、再交付年月日を管理しても同じ日付を二重管理するだけです。  同じ日付になるものを二重入力となるのは業務効率が悪くなると考えます。	# 1031と同様
523	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.1. 異動履歴の管理	・印鑑登録の廃止申請年月日 ・印鑑等の亡失届出年月日 ・印鑑登録の抹消年月日	・印鑑登録の廃止抹消年月日	業務効率の向上	異動事由と異動日でまとめて管理可能なように思うため。	# 1031と同様
524	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.1. 異動履歴の管理	・登録申請年月日	・申請年月日	システム上の理由	1.1登録データの日本人。外国人にそれぞれ「登録年月日（印鑑登録を行った日と想定）」があるため、本項目は申請（照会を含む）を行った日と想定します。項目名が紛らわしいので、「申請年月日」ではないかと考え	# 1031と同様
635	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	「抹消の事由」に「印鑑の紛失、破損、亡失」、「印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの紛失、破損、亡失」と記載がある。	「抹消の事由」に「印鑑の紛失、破損、亡失」、「印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの紛失、破損、亡失」両方の理由を追加する。	業務精度の向上	印鑑と登録証のどちらか一方のみの紛失ではない場合もあるため。	印鑑又は印鑑登録証等の紛失へに修正する
526	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	○抹消の事由 ・印鑑の紛失、破損、亡失 ・印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの紛失、破損、亡失	・印鑑などの紛失、破損、亡失	業務効率の向上	印鑑が印鑑以外の紛失、破損、亡失は分ける必要があるのででしょうか。統計を取るのであれば必要かもしれません。	印鑑又は印鑑登録証等の紛失へに修正する
527	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	○抹消の事由 ・氏の変更 ・名の変更	削除（「氏名の変更」に統合）	業務効率の向上	氏名、氏のみ、名のみで区分を分ける必要があるのでしょうか。統計を取るのであれば必要かもしれません。	ご指摘を踏まえ、氏名の変更に修正する
534	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	11 エラー・アラート項目	11.1. エラー表示	-	1 登録番号が手動附番の場合で、桁数が15桁でない場合	削除	業務効率の向上	「1.3.2 印鑑登録番号附番」に「15桁に満たない場合は数値の左側を0で埋めること」と記載があるため、15桁以下ではこのエラーは発生しない。入力項目に15桁制限を付けておくことで、エラーを出さずとも、入力桁数ミスを回避できると考えるため。	ご指摘のとおり入力項目において「15桁に満たない場合は自動で数値の左側を0で埋めること」とし、エラーから削除する。
536	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	11 エラー・アラート項目	11.2. アラート表示	-	-	支援対象者の個人について、照会処理を実行しようとした場合	業務効率の向上	支援対象者であると判断できるようにするため、アラートを出したほうがよいと思います。	「支援対象者の個人について、異動処理、照会処理を実行しようとした場合」においてエラー表示されることになっているため、対応なし。
538	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	11 エラー・アラート項目	11.2. アラート表示	-	7 世帯内に印鑑の登録を~存在する場合	削除	業務効率の向上	印鑑登録を受けて印影が登録されていないという状況がどういう状況かわからない。照会中であれば、登録を受けた者の印影が登録されていないという状況は存在するのかもしれないが、表示メッセージ例の内容とあわない。	印影がなく印鑑登録をされている事象はありえないためアラート自体を削除する。
539	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	11 エラー・アラート項目	11.2. アラート表示	-	8 登録番号が自動付番の場合で、欠番が発生した場合	削除	システム上の理由	自動付番でどのようにして欠番が発生するのでしょうか。番号を取得した段階でエラー等で処理落ちした場合、再処理すると番号は進んでいるでしょうし、未取得段階であれば、当初の番号が自動で採番されるはずですが。	ご指摘のとおりのため、アラートを削除とする。
540	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	11 エラー・アラート項目	11.2. アラート表示	-	9 改印登録時に旧印鑑で印鑑登録証明書を送付している場合	9 改印登録時に旧印鑑で同日に印鑑登録証明書を交付している場合	システム上の理由	「同日」の文言があったほうが、齟齬が出ないように考えたため。	ご指摘の通り修正する
541	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	11 エラー・アラート項目	11.2. アラート表示	-	13 住民記録システムから運動時に、氏名変更等の対象者が確認された場合	-	システム上の理由	印鑑登録をしようとした際に、住基システムと連動することを想定しているメッセージですか。日次運動、随時運動（5分単位など）では、このメッセージが出ることはないように想定されます。	印鑑登録をしようとした際ではなく、住民記録システムからの運動時に発出されるものを想定している。誤って印鑑登録証明書を送付しないよう、アラート表示ではなくエラーに修正する。
546	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	【実装すべき機能】○印鑑登録証再交付の事由に「交換（無料）」の項目をなし。	【実装すべき機能】○印鑑登録証再交付の事由に「交換（無料）」の項目を追加。	業務効率の向上	無料交換を、他の有料での交換分と区別するため。	自治体個別の事由であるため、対応なし。
548	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.6. 回答登録	【実装すべき機能】に、回答が代理人の場合、本人確認通知が必要な旨の記載なし。	【実装すべき機能】に、回答が代理人の場合、本人確認通知が必要な旨の記載を追加。	住民サービスの向上	住民の権利、義務に多大な関係を生じさせる手続きであることから、回答に代理人が来庁の場合、照会書兼回答書の委任状欄への記載及び印鑑登録申請者と代理人の本人確認書類の提示を求め、申請者本人の意思確認等を行い、更に、本人確認通知の送付により、なりすまし等を防ぎ、安全性を確保する必要があるため。	照会回答登録の制度で本人確認ができていますため、対応なし
1194	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.6. 回答登録	-	登録確認通知書が打ち出せるように修正	業務効率の向上	現在、照会登録者へは、登録後に確認通知を送付しているため、翌日まとめて通知が発行できることが望ましい。	# 548の対応とする。
554	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	12 実行制御	12.2. 印刷	-	【実装してもなくても良い機能】必要に応じて、指定期間中に含まれる以下の帳票を、帳票ごと一括出力できること。 ・印鑑登録確認通知書	【実装すべき機能】必要に応じて、指定期間中に含まれる以下の帳票を、帳票ごと一括出力できること。 ・印鑑登録確認通知書	住民サービスの向上	住民の権利、義務に多大な関係を生じさせる手続きであることから、回答に代理人が来庁した場合、その受付の度に印鑑登録確認通知書を出力・発送が必要なため。また、出力が必要ときに、随時出力できる機能が必要である。	印鑑登録確認通知書については実装してもなくても良い機能となるため、帳票レイアウトは定義しない。削除とする。
557	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.2. 職権抹消	6.2.3. 住民記録運動抹消	参考 2 P.7 6.2.3住民記録運動抹消  【事務処理要領 第5-3】氏に変更のあった者について ~ その者に係る印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。	参考 2 P.7 6.2.3住民記録運動抹消  【事務処理要領 第5-3】氏に変更のあった者について : 氏に変更があった日から60日以内に旧氏での印鑑登録継続の申出があれば、抹消しないものとする。	住民サービスの向上	氏に変更のあった者については、氏に変更があった日から60日以内に旧氏記載（旧氏での印鑑登録継続の申出）があれば、それまでの印鑑登録を抹消しないものとするべきだと考えるため。	旧氏申請があるまで新しい氏を使うわけであるから、その間での印鑑使用は許容されないため、対応なし
233	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	13 システム管理	13.3. データ整備	13.3.2. 除票の経年抹消	【実装すべき機能】抹消されてから5年以内で自治体が指定した年数が経過した除票を抽出できること。	【実装すべき機能】自治体が指定した年数が経過した除票を抽出できること。	自治体個別の条例・政策などの対応	印鑑登録廃止原票の保存期間が市の条例上抹消された日の属する年度の翌年度の4月1日から5年としているため、抹消日から5年だと対応できないため。	対応なし。 また、可視台帳の保管運用方法（破棄タイミング等）については、当該仕様書において規定しない。
558	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	13 システム管理	13.3. データ整備	13.3.2. 除票の経年抹消	参考 2 P.12 13.3.2除票の経年抹消 ア 印鑑登録原票の除票にあっては、5年	参考 2 P.12 13.3.2除票の経年抹消 ア 印鑑登録原票の除票にあっては、10年	住民サービスの向上	印鑑登録原票は個人情報の開示請求を求められることが多く、除票になってから10年は保存すべきであると考えられるため。	対応なし。

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針案
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	
565	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	6.2. 職権抹消	6.2.1. 職権抹消	後見開始の審判に基づく通知が届いた場合に、来庁依頼を行い、来庁時に意思能力を確認後処理	後見開始の審判に基づく通知が届いた場合に、抑止設定を入力。その後来庁依頼を行い、来庁時に意思能力を確認後処理	業務精度の向上	意思能力確認前に誤って、証明書を交付するのを防ぐため。	ご指摘理解するため、令和元年12月12日総行住第128号問2のフローに修正する。
1067	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	6.2. 職権抹消	6.2.1. 職権抹消	来庁依頼・意思能力確認をする。	来庁依頼・意思能力確認は不要。	法令への対応	「印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に係る質疑応答の追加等について」の問2では、「成年被後見人となったことを知った場合には、当該印鑑の登録を職権で抹消した上で・・・通知する」としており、窓口への来庁依頼・意思能力確認は必要とされていない。	# 565と同様
917	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	6.2. 職権抹消	6.2.1. 職権抹消			議会報告などへの対応	本市では、印鑑登録をしている者が後見人の審判を受け、本市に通知が到着すると印鑑登録の資格を失う。そのため、既に印鑑登録している者が成年被後見人となったことを知った場合には、当該印鑑の登録を職権で抹消し、該当者に通知を送付後、窓口に来庁するようには依頼していない。	# 565と同様
585	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.3. 職権修正			「項番6.3.3 住民記録運動修正」を追加	業務効率の向上	住民票の修正に基づき、印鑑登録情報も連動で修正することにより、大幅な事務処理の削減および印鑑情報修正時の誤入力なくなるため。	「6.3.1. 職権修正」において住民記録連動修正については規定があるが、「住民記録運動抹消」と並びで記載をすべきであるから、新たに項目を設け、そちらに記載をする。
592	事業者	印鑑登録シ	第5章		20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書	「カスタマーバーコードを記載すること。」が【実装すべき機能】となっている。	「カスタマーバーコードを記載すること。」については【実装しなくてもよい機能】とする。	業務精度の向上	カスタマーバーコードは同時に1,000通以上を郵便局に持ち込む際に割引対象となるが、印鑑の登録に関する照会書を1,000通以上同時に発送する運用は想定していないため。	住民記録システムと整合をとるため、対応なし。
593	事業者	印鑑登録シ	第5章		20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.3 印鑑登録確認通知書	「カスタマーバーコードを記載すること。」が【実装すべき機能】となっている。	「カスタマーバーコードを記載すること。」については【実装しなくてもよい機能】とする。	業務精度の向上	カスタマーバーコードは同時に1,000通以上を郵便局に持ち込む際に割引対象となるが、印鑑登録確認通知書を1,000通以上同時に発送する運用は想定していないため。	# 592の対応とする。
594	事業者	印鑑登録シ	第5章		20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.4 印鑑登録抹消通知書	「カスタマーバーコードを記載すること。」が【実装すべき機能】となっている。	「カスタマーバーコードを記載すること。」については【実装しなくてもよい機能】とする。	業務精度の向上	カスタマーバーコードは同時に1,000通以上を郵便局に持ち込む際に割引対象となるが、印鑑登録抹消通知書を1,000通以上同時に発送する運用は想定していないため。	# 592の対応とする。
595	事業者	印鑑登録シ	第5章		20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.5 印鑑登録抹消通知書（個人番号カード廃止用）	「カスタマーバーコードを記載すること。」が【実装すべき機能】となっている。	「カスタマーバーコードを記載すること。」については【実装しなくてもよい機能】とする。	業務精度の向上	カスタマーバーコードは同時に1,000通以上を郵便局に持ち込む際に割引対象となるが、印鑑登録抹消通知書（個人番号カード廃止用）を1,000通以上同時に発送する運用は想定していないため。	# 592の対応とする。
603	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.5. 印影登録	4.5.2. 印影登録	「4.5.1（印影読込）で読み込んだ印影を印鑑登録できること。」と記載がある。	「4.5.1（印影読込）で読み込んだ印影を印鑑登録できること。また、読み込み済みの印影を、4.5.1（印影読込）で読み込んだ印影から再度修正ができること。」に修正する。	業務精度の向上	システム上で印影を確認した後に、帳票出力し、確認すると汚れや印影の取り込み具合で再度修正が必要などがある（システム上では確認できないが帳票で確認できる修正の発生がある）ため、印影の修正が可能となるようにしていただきたい。	本登録しない限り修正は可能であるから、当該規定は不要。対応なし。
610	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	3 抑止設定	3.1. 異動・交付・照会抑止		-	「実装しない機能」として、「印鑑登録廃止不受理申請による抑止設定をおこなうこと。」を記載する。	住民サービスの向上	抑止設定については、住記標準仕様書「3.5 住民異動不受理」にて、「住民異動不受理申請による抑止設定を行うこと。」が実装しない機能として明記されている。印鑑登録事務は、ほとんどの自治体が住記事務と同じ窓口で対応しているため、（不受理について法令上明確な記載がないのであれば）窓口対応の基準を合わせる意味で、印鑑登録システムの標準仕様書にも「印鑑登録廃止不受理」を実装しない機能として記載すべきと考える。	住民記録システムと整合を保つことが重要であることから、「3.2. 印鑑登録廃止不受理」として項目を設ける。 ※質疑応答集において印鑑登録不受理申請について、受理しない扱いとするのが適当である旨記載がある。
710	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	5 印鑑登録の廃止	5.1. 窓口又は郵送等による廃止の申請	5.1.1. 廃止の申請	項番なし	新規の項番となる	自治体個別の条例・政策などの対応	区印鑑条例施行規則では、上記の証明書発行の不受理のほかに、印鑑登録廃止申請の不受理も可能であるため、その抑止機能と抑止解除機能も欲しい。	# 610と同様
611	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	11 エラー・アラート項目	11.1. エラー表示		-	「年齢が15歳未満です。」のエラーを追加。	自治体個別の条例・政策などの対応	左記の表示はアラートの欄に記載されているが、印鑑登録証明事務処理要領第2-1-(2)により、15歳未満の者は印鑑登録ができないものと定められている。よって当該処理は入力等を確定できるものではないものと捉え、エラー扱いするべきと考えたため。	考え方・理由にも記載したが、15歳未満の登録が、実務として高校の奨学金の申請の歳に必要な年齢である場合等があることからアラート表示とした
298	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	11 エラー・アラート項目	11.1. エラー表示		(なし)	(追加) 年齢が15歳未満の場合 年齢が15歳未満です。	自治体個別の条例・政策などの対応	条例上、年齢が15歳未満の場合は印鑑登録ができないため、アラートではなくエラーで対応するべきではないかと考えるため。	# 710同様
299	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	11 エラー・アラート項目	11.2. アラート表示		2.年齢が15歳未満の場合 年齢が15歳未満です。	(削除)	自治体個別の条例・政策などの対応	条例上、年齢が15歳未満の場合は印鑑登録ができないため、アラートではなくエラーで対応するべきではないかと考えるため。	# 710同様

No	対象資料						意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針案
	発出者	資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	
829	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	11 エラー・アラート項目	11.2. アラート表示	-	P82アラート番号2	エラーとする	自治体個別の条例・政策などの対応	条例で15歳以下は登録できないためエラーを希望する。	# 710同様
837	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	11 エラー・アラート項目	11.2. アラート表示	-	アラート番号 2 に「年齢が15歳未満の場合」の記載がある。	「年齢が15歳未満の場合」をエラー項目とする。	法令への対応	印鑑登録証明事務処理要領第 2-1-(2)-アにおいて、15歳未満は印鑑登録を受けることができないものとされており、入力を確認できてしまうアラートではなく、エラーとした方がよいと思われるため。	# 710同様
612	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	-	20.1 様式・帳票全般	20.1.1 出力様式・帳票	-	「各種様式・帳票は登録・廃止処理等を行った後、連動して出力の要否を選択できること。」を追加。	業務効率の向上	業務効率化及び遺漏の防止のため。	住民記録システムと整合性をとる必要があり、実装の方法になるため対応なし。
613	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.1. 検索機能	-	「印鑑登録者識別カードを用い、当該カードに記録されている情報を読み込めること。また、旧登録番号で該当者を検索した場合、アラートを表示できること。」	法令への対応	印鑑登録証明書の交付に際し、印鑑登録書等の提示を受ける必要があり、持参された印鑑登録証等が有効なものかを確認する必要がある。印鑑登録者識別カードの提示があった場合、当該カードの磁気等読み込みにより、確実にカードの有効性を確認する必要があるため。	# 629と同様
629	情報政策担	印鑑登録シ	第4章	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.3. 基本検索	「操作者が対象者を手入力検索する」ように読み取れる	登録番号を印鑑登録カード等からカードリーダーで読み取ることにより検索できるようにする。また、旧登録番号のカードを読み取る場合は、9から始まる 15桁（足りない桁は0埋めなど定めるべき）の番号に自動で変換をかけるようにする。	業務効率の向上	手入力より早く・正確に対象者を検索できるため。手入力では約10秒、カードリーダーによる読み取りは約3秒例) 1,000件対象者を検索する場合 手入力：166分40秒 読み取り：50分 カードリーダーによる読み取りの場合は、約116分40秒効率化が図れると想定される。	手入力での検索方法は残しつつ、登録番号を印鑑登録カード等からカードリーダーで読み取ることにより対象者を検索できるようにする。 1.1.1及び1.1.2に「印鑑登録証データとして管理する項目（1.3.5参照）」を追加
703	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.3. 基本検索	なし	【実装すべき機能】 印鑑登録番号等が記録されている磁気テープが付いている印鑑登録証を磁気カードリーダーにスキャンすることで検索ができること。	業務精度の向上	手入力での検索の場合、印鑑登録番号を全角、半角の入力の違い等で正しく対象者を検索できない場合があるため、磁気テープが付いている印鑑登録証を採用している自治体では、印鑑登録証をスキャンすることにより確実に検索ができるようになる。	# 629と同様
894	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.3. 基本検索	印鑑登録番号の入力について、印鑑登録証の磁気テープに記録された印鑑登録番号を読み取りできる記載がない	印鑑登録番号の入力については、印鑑登録証の磁気テープから読み取りすることができ、磁気テープの規格は、流通している複数の規格に対応することを追加する。	自治体個別の条例・政策などの対応	印鑑登録証の磁気テープから印鑑番号を読み取ることで、印鑑登録番号の誤入力を防ぐことができ、証明書の交付作業の効率化が図れる。また、磁気テープは複数の規格が存在するため、最新の規格のみを採用すると、自治体によっては磁気テープの読み取りができない場合があるため。	# 629と同様
615	情報政策担	印鑑登録シ	第2章	標準化の対象範囲	-	-	-	標準仕様書の策定に合わせて、条例改正ガイドライン（基本的な考え方や条例・改正内容の例などのものを発出してはどうか）	自治体個別の条例・政策などの対応	標準仕様への対応に伴い、条例改正の必要がある場合、各自治体で個別に改定内容の検討をするのではなく、自治体間で標準の統一ができない恐れがあるため。	対応なし
630	情報政策担	印鑑登録シ	第4章	9 バッチ	-	-	【実装すべき機能】1段落目	「マルチベンダ環境において、発注者が、運用を効率化するために統合システム運用管理用のエージェントソフトウェアを提供する場合は、提供されたソフトウェアを導入し、外部サーバからのジョブ実行、スケジュール制御、監視等に対応できること。」を追加する。	システム上の理由	本市では、基幹システムをマルチベンダ環境で運用しており、システム運用の効率化・安定化のためには、統合運用事業者が提供するエージェントソフトウェアを各業務システムに導入して、各業務システムサーバのサービス起動・停止や、複数の業務システムにまたがるジョブスケジュール等を運用管理サーバから集中的に管理・実行・監視するといった現在の運用を継続する必要があると考えるため。	対応なし
631	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	「印鑑登録その他の項目」に、年齢表示がない。	「印鑑登録その他の項目」に、年齢表示を追加する。	住民サービスの向上	年齢が15歳未満の場合のアラート画面に至る前に、職員が気付けるようにするため。	アラートで対応するため対応なし。
633	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.2. 外国人住民データの管理	「印鑑登録その他の項目」に、年齢表示がない。	「印鑑登録その他の項目」に、年齢表示を追加する。	住民サービスの向上	年齢が15歳未満の場合のアラート画面に至る前に、職員が気付けるようにするため。	# 631と同様
636	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.3. 基本検索	「実装すべき機能」の中に、「住民種別」がない。	「実装すべき機能」の中に、「住民種別」を追加する。	業務効率の向上	「住民種別」から「日本人住民」「外国人住民」を選択することで検索結果が絞られ、検索間違いを防止できるため。	住基でも盛り込むこととしたため、並びの対応で盛り込む。また、住民データ項目としても追加する。

No	対象資料						意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針案
	発出者	資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	
637	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行	「再出力する場合には、印鑑の登録に関する照会書に「再発行」である旨を表示できること」と記載がある。	「再出力する場合には、印鑑の登録に関する照会書に「再発行」である旨を表示する選択ができること」と修正する。	業務効率の向上	印刷した照会書が汚れるなどした場合に、自動で「再発行」と表示されないようにするため。	ご指摘のとおり、汚損などで再発行されたケースを想定する場合選択ができるほうがよいが、「再発行」表示を失念しないため、下記文章に修正する。 「再出力する場合には、デフォルトの設定では、印鑑の登録に関する照会書に「再発行」である旨を表示できること。また、必要に応じて「再発行」の表示をしないことを選択できること。」
825	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行	P61【実装すべき機能】…再出力する場合には…「再発行」である旨を表示できること。	P61【実装すべき機能】…再出力する場合には…「再発行」である旨の表示が選択入力できること。	住民サービスの向上	プリンターエラーにより再発行することもある。再発行の表示についてはデフォルトは表示がいいが、外すこともできるようにしていただきたい。	#637と同様の対応とする。
638	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.5. 印影登録	4.5.1. 印影読込	登録する印影が登録可能なサイズかどうか確認できない。	登録する印影が登録可能なサイズかどうか確認できる。	業務精度の向上	目視では確認が難しい印影のサイズをデータ上で確認し、誤登録を防止するため。	「エラー項目一覧」にて、「読み込み印影の選択枠幅又は選択枠高さがシステムで設定されたエラー閾値より大きい場合」および「読み込み印影の選択枠幅又は選択枠高さがシステムで設定されたエラー閾値より小さい場合」のエラー表示がなされることを規定しているため、対応なし。
639	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.2. 職権抹消	6.2.3. 住民記録運動抹消	「自動的に当該者の印鑑の登録を抹消した場合、対象者を抽出したファイルを作成できること」が「実装してもしなくても良い機能」と記載がある。	「自動的に当該者の印鑑の登録を抹消した場合、対象者を抽出したファイルを作成できること」を「実装すべき機能」と修正する。	業務精度の向上	自動的に登録を抹消した対象者がわからないことは問題があると考ええる。	ご指摘を踏まえ、下記を【実装すべき機能】とする。 「また、対象者を一覧で確認できること、又は対象者を抽出したファイルを作成できること。」
669		印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.2. 職権抹消	6.2.3. 住民記録運動抹消	【実装してもしなくても良い機能】自動的に当該者の印鑑の登録を抹消した場合、対象者を抽出したファイルを作成できること。	【実装すべき機能】自動的に当該者の印鑑の登録を抹消した場合、対象者を抽出したファイルを作成できること。	住民サービスの向上	抹消通知対象者のリスト作成及び通知するため抹消件数を報告するため	#639の対応とする。
208		印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.2. 職権抹消	6.2.3. 住民記録運動抹消	【実装してもしなくても良い機能】自動的に当該者の印鑑の登録を抹消した場合、対象者を抽出したファイルを作成できること	【実装すべき機能】自動的に当該者の印鑑の登録を抹消した場合、対象者を抽出したファイルを作成できること	業務効率の向上	自動的に抹消した一覧が無いと、住民の異動がある毎に個々に印鑑登録の有無を確認する必要がでてしまう。また、紙で保管している印鑑登録原票の処理等がある程度まとめて行うことができるため、作業の効率につながるため。	#639の対応とする。
641		印鑑登録シ	第4章	11 エラー・アラート項目	11.2. アラート表示	-	同一年度内の登録である場合のアラート表示がない。	同一年度内の登録である場合、アラート表示を追加する。	自治体個別の条例・政策などの対応	同一年度内の登録である場合に、福山市手数料条例に基づく手数料の徴収漏れを防ぐため。	対応なし
642		印鑑登録シ	第5章	-	20.3 庁内業務で使用する様式・帳票	20.3.1 印鑑登録原票確認票の記載内容が少くない。	印鑑登録原票確認票の記載内容（同一世帯の印影情報、印鑑登録内容の異動履歴）を追加する。	業務精度の向上	印鑑登録の入力内容を点検する際に、誤登録の発見に繋がるため。	システム上確認されている内容を確認できるため対応なし。また、同一世帯の印影情報については世帯内印影票にて代替可能。	
643	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行	印鑑登録照会書発行処理時に照会番号を振るシステムになっていない。	印鑑登録照会書発行処理時に連番で照会番号を振るシステムにする。	業務効率の向上	照会書を所持し登録する際に、照会番号で検索処理するほうが事務が的確で効率であるため。	実装してもしなくてもよい機能として照会番号を付与することとする。また併せて、照会書レイアウトにおいても右上に照会番号を表示することとする。
1366	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書	P.99 ○ 印鑑の登録に関する照会書のレイアウト	○ 印鑑の登録に関する照会書のレイアウト出力項目に「照会番号」等の整理番号を印字する領域を追加する。	業務効率の向上	照会書に「照会番号」等の整理番号を印字できるように項目追加をお願いします。 毎日大量の印鑑登録申請（照会方式）を受け付けています。現行では、照会書に連番の「照会番号」等の整理番号を記載しており、回答があった際に、印鑑登録申請書及び印鑑登録原票確認票が直ちに取出せるように、「照会番号」をキーにして管理しています。 また、回答書の入力の際に、この「照会番号」を入力することにより、検索処理の省力化を図っており、区市町村の事務の省力化が図られます。 ※記載諸元の修正も必要となります。	# 643と同様
235	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書		照会書に対し通番号を附番し、印字する	業務効率の向上	回答書を送付した対象者の印鑑登録状態を管理すると共に、回答書の有効期限が切れた際に仮登録削除等の事務を効率よく行うため。	# 643と同様
647	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.2. 印鑑登録番号付番	登録番号は、自動で連番を割り振るか、～	「自動で連番」を「自動で各自治体が指定する方法で連番等」に修正する。	自治体個別の条例・政策などの対応	本市の印鑑番号の振り方では、末尾が（A～F）のアルファベットとなっているため、連番（数字）ではないため。	ご指摘を踏まえ、下記に修正する。 「登録番号の体系は、～こととする。上記の条件を満たしていれば、各自治体の指定した体系も許容する。」

No	意見詳細						修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応方針案
	発出者	対象資料			区分	理由					
		資料名	対象章	項番①					項番②	項番③	
648	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.2. 即時登録	4.2.1. 即時登録	なし（追記）	二線方式の窓口事務処理に対応するため、即時登録について、陰影なし登録（印影情報以外の情報のみ登録する機能）及び印影登録機能（既に印鑑処理している者について、印影のみを登録する機能）についても可能とすること。	自治体個別の条例・政策などの対応	本市では、二線方式による処理を行っており、窓口で印鑑情報入力（印鑑番号新規附番）を行い、印鑑担当職員が窓口より後ろで印影登録を行っており、本機能を有しなくなった場合、窓口や事務フローについて全面見直しが必要となる。	「仮登録」状態では修正・取消も含め編集が可能のため、情報の入力と印影の入力に差異があったとしても問題ない。対応なし。
649	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.1. 仮登録（照会中）	【実装しない機能】	【実装しない機能】を【実装してもしなくてもよい機能】に修正する。	自治体個別の条例・政策などの対応	仮登録時は、登録印鑑が確定しないため、回答書到着時に印影登録を行うこととなっているため。	「照会中」のステータスには印影が登録されてなければならぬ。照会中ステータスに変更した際に、印影がない場合はエラーを出す仕様とする。
663	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.3. 職権修正	6.3.1. 職権修正	「住民票に氏名変更、旧氏の変更、通称の記載、通称の削除等の異動が発生した場合でも、登録を受けている印影に影響がない場合は、印鑑登録の職権修正ができること。」と記載がある。	「住民票に住所変更、氏名変更、旧氏の変更、通称の記載、通称の削除等の異動が発生した場合でも、登録を受けている印影に影響がない場合は、印鑑登録の自動修正ができること。」に修正する。	業務効率の向上	平成2年7月30日通知よれば、「住記システム上の記録の修正をもって、印鑑登録原票の記載事項について同一の内容の職権修正を行っても差し支えない。」とあることから、住記システム入力後、住所変更も含め、同一の内容の修正が自動で印鑑システム側にも行われるようにしたほうがよい。	印影への影響はシステム上判断できないため、対応なし。
671		印鑑登録シ	第4章	7 印鑑登録証	7.4. 個人番号カードの利用	7.4.3. 印鑑登録の抹消	【実装すべき機能】個人番号カードを利用している場合は、個人番号カードの運用状況が廃止となった場合に、印鑑登録の抹消ができること。また、印鑑登録抹消通知書（個人番号カード廃止用）が出力できること。	削除	法令への対応	個人番号カードの運用状況が廃止となった場合に、印鑑登録の抹消をする条例になっていないため、マイナンバーカードが廃止になり、抹消する理由不明であるため、理由を教えてください。	対応なし。印鑑登録証がなくなったこと同様の状況となるため。
672		印鑑登録シ	第5章	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.1 印鑑登録証明書		様式 印鑑登録証明書 この写しは登録された印影と相違ないことを証明する	様式 印鑑登録証明書 この印影は、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ないことを証明する	法令への対応	条例に合わせた文言とする	それぞれの条例にすべて対応することは不可能であるため、対応なし
690	情報政策担	印鑑登録シ	第1章	1-3 対象	(3) 対象項目		「データ要件及び連携要件は、ベンダ間での円滑なシステム更改を阻害している部分であるため、目的2（ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする）から本仕様書の対象とすることとした。」と記載されている	連携要件について記載する。		連携要件について本仕様の対象するとあるが、記載箇所2が読み取れない。13頁目の(3)対象項目にも記載がないため、対象外であれば修正箇所を見直すべきと考える。	住民記録システム仕様書と体裁を合わせているため、対応なし。
692	情報政策担	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行	「回答期限が閉庁日の場合は翌閉庁日とすること。」	1.3 その他の管理項目として、次のような記載を追加する。 1.3.7 閉庁日管理 【実装すべき機能】閉庁日を管理するための、祝祭日、閉庁日が管理できること。画面や帳票に入出力する閉庁日はデフォルトで閉庁日とすること。	システム上の理由	翌閉庁日を取得するためには、祝祭日や閉庁日をマスタ管理できる必要がある。	新たに「1.3.8閉庁日管理」として項目を設け、【実装すべき機能】とする。
727	事業者	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行	【実装すべき機能】…回答期限が閉庁日の場合は翌閉庁日とすること。	【実装すべき機能】～回答期限が土日祝日の場合は翌平日とすること。	システム上の理由	閉庁日、閉庁日を判定する場合、必然的にそれを管理する機能の実装が必要となる。管理機能自体は過剰機能であり、繁忙期の特別閉庁等を考慮すると管理も煩雑となることから閉庁日、閉庁日を考慮した要件を標準仕様として記載すべきでないと考え。	#692と同様
693	情報政策担	印鑑登録シ	第4章	11 エラー・アラート項目	11.2. アラート表示		記載なし	回答期限の年月日に閉庁日が指定された場合にアラートを表示する。	システム上の理由	デフォルトでは閉庁日が設定されるが、手入力に変更された場合に閉庁日が指定される可能性が考えられるため。	#692と同様
695	情報政策担	印鑑登録シ	第8章				記載なし	XLSX形式に関する説明を追記する。	業務精度の向上	XLSX形式とはどういったものをいうか説明が必要と思われる。	CSV、PDFと同様広く一般的に使用されている形式の1つであるため対応なし。
696	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.2. 印鑑登録番号付番	【実装してもしなくても良い機能】既に交付済みの印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの登録番号を旧登録番号を入力する際に、交付済み印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの磁気又は集積回路を付した磁気カードに記録された情報をICカードリーダー又は磁気テープリーダーで読み取り登録できること。	【実装してもしなくても良い機能】印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの登録番号を入力する際に、印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの磁気又は集積回路を付した磁気カードに記録された情報をICカードリーダー又は磁気テープリーダーで読み取り登録できること。	業務効率の向上	新規に印鑑登録する場合も印鑑登録証（磁気カード）をカードリーダーで（磁気カード内に記録されている番号＝印鑑登録番号）読み取り可能としている。本機能が実装できなくなった場合、印鑑登録番号を手入力することにより、誤入力や業務効率の低下が発生すると考えられる。	当該記載を削除するため、対応なし。
188	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.2. 印鑑登録番号付番	登録番号は、自動で連番を割り振るか、番号を指定して手入力するかのいずれかの方法で登録できること	登録番号は、自動で連番を割り振るか、番号を指定して手入力するかのいずれかは印鑑登録者識別カードの磁気又は集積回路を付した磁気カードに記録された情報をICカードリーダー又は磁気テープリーダーで読み取るかのいずれかの方法で登録できること	業務精度の向上	15桁の登録番号を手入力する場合、誤入力の懸念がある。当区では印鑑登録者識別カードの磁気テープに券面に記録されているものと同じ登録番号をあらかじめ情報として記録しており、これをカードリーダーで読み取り、印鑑登録システムに入力している。標準仕様書をこのように修正することで業務制度の向上につなげることができる。	ご指摘理解するため、下記修正する。 「登録番号は、自動で連番を割り振るか、番号を指定して手入力するか又は登録番号を印鑑登録証等からカードリーダーで読み取るかのいずれかの方法で登録できること。」
697	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	8 印鑑登録証明書	8.1. 印鑑登録証明書交付	8.1.1. 印鑑登録証明書交付	【実装しない機能】印鑑登録証明書の交付の際に、印鑑登録原票に記載されている通称及び住所の記載中の方書を削除できること。	「住所の記載中の方書」の文言を削除	住民サービスの向上	施設等に住民登録がある場合は方書を非表示にした印鑑登録証明書のニーズがあると考えられるため。（現在当区では、方書を非表示にした印鑑登録証明書を交付することも可能な仕様としています。）	住民票で方書はすべて記載することになったため省略されるとずれが発生するため、対応なし。

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針案
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	
705	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	7 印鑑登録証	7.4. 個人番号カード(利用者証明用電子証明書利用)の利用	7.4.1. 個人番号カード(利用者証明用電子証明書利用)の利用	記載なし	印鑑登録者が個人番号カードを用いた特例転出・転入を行う際、転出に伴い印鑑登録情報を抹消せず、転入先自治体にて継続利用手続きを行うことで、印影や氏名等の印鑑登録情報を転入先自治体で利用できること。	法令への対応	現在は転出入の都度、一から印鑑登録を行うため手間がかかっている。システム標準化により各自治体が同一規格のシステムで業務を行うのであれば、転出に伴い印鑑登録情報を抹消するのではなく、印影や氏名などの登録情報を個人番号カードの継続利用手続きによって引き継ぐことで、事務処理の負担を軽減することが出来る。なお、申請・押印による印影確認は、本人の意思確認のためにも、従来通り必要だと考える。	対応なし
609	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	8 印鑑登録証明書	8.2. 印鑑登録証明書交付一時停止	8.2.1. 印鑑登録証明書交付一時停止	「停止期間については最長1年とし、更新できること。」と記載がある。	「停止期間については任意に設定でき、更新できること。」に修正する。	業務効率の向上	本市では、停止期間を3年として運用しており、自治体によって運用が異なると推測されるため、最長1年とせず、実情に応じて期間を設定できる方が良いと考える。	停止期間については任意で設定でき、停止期間がきたらアラートを表示することとする。
604	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	8 印鑑登録証明書	8.2. 印鑑登録証明書交付一時停止	8.2.1. 印鑑登録証明書交付一時停止	「停止期間については最長1年とし、更新できること。」と記載されている。	この一文を削除していただきたい。	住民サービスの向上	現状、期間は設けておらず、本人からの解除申請や印鑑登録の廃止をもって停止を解除しているため、期間を設ける理由を伺いたい。	# 609と同様
738	事業者	印鑑登録シ	第4章	8 印鑑登録証明書	8.2. 印鑑登録証明書交付一時停止	8.2.1. 印鑑登録証明書交付一時停止	【実装すべき機能】停止期間については最長1年とし、更新できること。	記載削除	業務効率の向上	停止期間については最長期間を定義しなくてもよいと考える。終了日を迎える該当の定期確認も必要となり、自治体様の業務負担に繋がる。	# 609と同様
283	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	8 印鑑登録証明書	8.2. 印鑑登録証明書交付一時停止	8.2.1. 印鑑登録証明書交付一時停止	【実装すべき機能】に「印鑑登録証明書の交付を一時的に停止にできること。停止期間については最長1年とし、更新できること。」と記載がある。	「停止期間については最長1年とし、更新できること。」の記載を削除。	住民サービスの向上	停止期間を最長1年として更新できるようにする場合、更新の管理(期限前の通知等)が必要となる。または、停止申請時に停止期限の説明を行い、連絡がない場合は本人に通知なく停止の解除を行うことになるため。	# 609と同様
709	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	8 印鑑登録証明書	8.2. 印鑑登録証明書交付一時停止	8.2.1. 印鑑登録証明書交付一時停止	【実装すべき機能】に右の記載を追加	停止期間を設定でき、停止期間が到来したらアラートを表示すること。	自治体個別の条例・政策などの対応	区印鑑条例施行規則では、緊急性がある場合、電話で不受理届を受け付けることができるが、その場合は、不受理期間を14日以内としている。そのため、14日経過後に職権で不受理の解除を行う必要があるため。	# 609と同様
231	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	8 印鑑登録証明書	8.2. 印鑑登録証明書交付一時停止	8.2.1. 印鑑登録証明書交付一時停止	【実装すべき機能】に停止期間は最長1年とし、更新できること。との記載がある。	【実装すべき機能】に停止期間は設けない旨の記載をする。もしくは最長1年とする、正し届け出がない場合は自動更新とする。との記載をする。	住民サービスの向上	発行停止申請者本人が発行停止解除を望んでいない内に証明書が発行できるようになることを防ぐため。	# 609と同様
553	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	8 印鑑登録証明書	8.2. 印鑑登録証明書交付一時停止	8.2.1. 印鑑登録証明書交付一時停止	【実装すべき機能】印鑑登録申請不受理・印鑑登録証明書交付申請不受理の届出について明記なし	【実装すべき機能】印鑑登録申請・印鑑登録証明書交付申請不受理の届出について明記	住民サービスの向上	印鑑登録証明書交付申請不受理の届出があった場合、本人がその申請を取り下げない限り、交付申請は不受理となり、本人に対して安全性の確保(住民サービス)につながると考えるため。(印鑑登録申請不受理の届出も同様。)	# 609と同様
552	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	8 印鑑登録証明書	8.2. 印鑑登録証明書交付一時停止	8.2.1. 印鑑登録証明書交付一時停止	【実装すべき機能】停止期間については最長1年	【実装すべき機能】停止期間については無期限	住民サービスの向上	印鑑登録証明書交付申請不受理届出を受け付けた場合、その期間は無期限とした方が、住民サービスにつながるため。(印鑑登録申請不受理の届出も、その期間は無期限。)	# 609と同様
135	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	8 印鑑登録証明書	8.2. 印鑑登録証明書交付一時停止	8.2.1. 印鑑登録証明書交付一時停止	停止期間については最長1年とし、更新できること。	削除	業務精度の向上	停止期間を1年とした後の処理、更新の申請を誰がするかなど、不確定なことが多くどの様に対応すべきか分からないので削除しました。その後の処理のお考えをご教示いただければと思います。	# 609と同様
506	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	8 印鑑登録証明書	8.2. 印鑑登録証明書交付一時停止	8.2.1. 印鑑登録証明書交付一時停止	実装すべき機能 最長1年とし、更新できること	最長1年とし、更新できることを削除	業務効率の向上	一時停止の機能を何の目的で使用するのか仕様書に書かれていないのだが、おそらく紛失等での緊急事案と思われ、それならなぜ1年としたのかかわらず、また1年という長期にわたることの危険をいなくなら、更新できることが不要になって矛盾しているため。	# 609と同様
712	情報政策担当	印鑑登録シ	第4章	13 システム管理	13.1. 権限管理	13.1.1. 操作権限管理	複数回のアクセスの失敗に対して、強制的に終了させることができること。	内容の具体化依頼	業務精度の向上	「複数回のアクセスの失敗に対して、強制的に終了する機能を設けること。」との記載があるが ①どの程度の回数を想定しているか。 ②強制的に終了する機能とは(ロックがかかるなど) また復旧方法について	住民記録システムの表現に合わせて修正
715	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	【実装してもしなくても良い機能】 ・印影の氏名区分	【実装しない機能】 ・印影の氏名区分	業務効率の向上	仕様書上、氏名区分は利用されていない。利用しないデータを管理することは事務負担を増加させるだけであり、実装しない機能に定義するべき。	対応なし
716	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.2. 外国人住民データの管理	【実装してもしなくても良い機能】 ・印影の氏名区分	【実装しない機能】 ・印影の氏名区分	業務効率の向上	仕様書上、氏名区分は利用されていない。利用しないデータを管理することは事務負担を増加させるだけであり、実装しない機能に定義するべき。	対応なし
717	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	【実装しない機能】 ・登録印鑑について、氏の末尾と名の末尾を組み合わせたものを登録できること。 ・顔写真入りの印鑑を登録できること。	【運用留意事項】 ・登録印鑑について、氏の末尾と名の末尾を組み合わせたもので登録してはいけない。 ・顔写真入りの印鑑を登録してはいけない。	システム上の理由	スキャナで読み込んだ印影は、刻印内容によらず登録できてしまう。刻印内容をシステム判定できないので、登録できてしまうことが要件を満たしていないことになる。登録要件を満たした印であるかの判断は、運用上の問題であり、機能要件とは別で整理されるべきと考える。	ご指摘のとおり、システム側が登録される印影が何を示しているか(氏の末尾と名の末尾を組み合わせているか否か)を判断できないため、運用での判断とし、修正案を反映する。
272	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	【実装しない機能】に「印鑑登録について、氏の末尾と名の末尾を組み合わせたものを登録できること」と記載がある。	【実装しない機能】から「印鑑登録について、氏の末尾と名の末尾を組み合わせたものを登録できること」を削除し、【実装してもしなくても良い機能】に追記する。	自治体個別の条例・政策などの対応	本市では、氏名の一部を組み合わせたものであれば、氏の末尾と名の末尾を組み合わせたものでも登録を認めているため。	# 717と同様の対応とする。
718	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.2. 外国人住民データの管理	【実装しない機能】 ・登録印鑑について、氏の末尾と名の末尾を組み合わせたものを登録できること。 ・顔写真入りの印鑑を登録できること。	【運用留意事項】 ・登録印鑑について、氏の末尾と名の末尾を組み合わせたもので登録してはいけない。 ・顔写真入りの印鑑を登録してはいけない。	システム上の理由	スキャナで読み込んだ印影は、刻印内容によらず登録できてしまう。刻印内容をシステム判定できないので、登録できてしまうことが要件を満たしていないことになる。登録要件を満たした印であるかの判断は、運用上の問題であり、機能要件とは別で整理されるべきと考える。	# 717と同様の対応とする。

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針案
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	
704	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.2. 外国人住民データの管理	【実装しない機能】登録印鑑について、氏の末尾と名の末尾を組み合わせたものを登録できること。	「アルファベット等の表記において氏の頭文字と名の頭文字を組み合わせたものを追記すること。	法令への対応	アルファベット等において、氏の頭文字および名の頭文字のみの組み合わせでは、個人名の判別がつかず、本人の意思確認に用いることが困難であるため。	#717と同様の対応とする。
722	事業者	印鑑登録シ	第4章	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.1. 検索機能が追加できること。	【実装しない機能】異動者一覧を表示している状態で、検索条件を加えての再検索（絞り込み）ができること。	【実装してもなくても良い機能】異動者一覧を表示している状態で、検索条件を加えての再検索（絞り込み）ができること。	業務精度の向上	対象者の選択誤り防止や業務効率の観点から、検索条件を加えて再検索する機能は一定の需要があると考える。	住民記録システムと整合を保つため、対応なし。
501	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.3. 基本検索	実装しない機能 異動者一覧を表示している状態で、検索条件を加えての再検索（絞り込み）ができること。	実装する機能 異動者一覧を表示している状態で、検索条件を加えての再検索（絞り込み）ができること、または元の検索設定条件の画面に戻る遷移のボタンがあること。	業務効率の向上	専門家ではないので断言できないが、条件設定した問い合わせを投げる際に、元の検索条件を覚えておくことは技術的にそこまで困難ではなく、業務効率の向上のため選択できるのが適切と考えるため。	住民記録システムと整合を保つため、対応なし。
723	事業者	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.1. 世帯内印鑑登録状況・印影表示	4.1.1. 世帯内印影表示	【実装すべき機能】登録申請者の世帯内印影票を表示できること。必要に応じて世帯内印影票を出力できること。	【実装すべき機能】登録申請者の世帯内印影票を表示できること。必要に応じて世帯内印影票を出力できること。なお、世帯内印影には仮登録中の印影を含むこと。	業務精度の向上	世帯員が仮登録である場合、その該当の印影を確認する必要があることから実装すべき機能として明記されることが望ましいと考える。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。
728	事業者	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.5. 期限切れによる仮登録（照会中）の取消し	【実装すべき機能】その際、対象者を抽出してXLSX形式、CSV形式、PDF形式のいずれかによってファイル出力できること。	記載削除	業務効率の向上	出力したファイルを後続の事務で利用するなど活用する想定があれば利用用途を併せて記載する必要があると考えられる。また、出力ファイルに記載するデータ項目も不明であることから、利用用途が読み取れない。特段、活用する想定が無いのであれば、過剰機能になるため、記載を削除すべきと考える。	ご指摘を踏まえ削除する
733	事業者	印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.2. 職権抹消	6.2.3. 住民記録運動抹消	【実装すべき機能】その際、印鑑登録原票（除票）確認票を出力できること。	記載削除	システム上の理由	住民記録システムの異動に連動する事が記載されているが、運動のきっかけは、住民記録システムでの異動入力であり、確認票の出力は異動処理と共に行われる可能性が高いと想定しています。住民記録システムの機能とするのであれば、印鑑登録システムの仕様書から記載を削除す	ご指摘のとおり、住民記録システムにおいて異動処理が実施されるため、修正案を反映する。また、抹消者を明確にするため、「また、対象者を一覧で確認できること、又は対象者を抽出したファイルを作成できること。」を【実装すべき機能】とす
1058	事業者	印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.3. 職権修正	6.3.1. 職権修正	「通称を刻した印章をもって印鑑の登録をしていた外国人住民が帰化した場合であって、帰化後の氏名が当該通称と同じ場合、当該印鑑の登録を維持したまま、登録事項の修正を行えること。」の記載がある	「通称を刻した印章をもって印鑑の登録をしていた外国人住民が帰化した場合であって、帰化後の氏名が印章と齟齬がない場合、当該印鑑の登録を維持したまま、登録事項の修正を行えること。」に修正する。	業務効率の向上	通称と氏名で「氏」のみが同じ場合も登録を維持することができるため。	#734の対応とするため、対応なし。
734	事業者	印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.3. 職権修正	6.3.1. 職権修正	【実装すべき機能】通称を刻した〜当該印鑑の登録を維持したまま、修正を行えること。	記載削除	システム上の理由	運用に関する内容の記載であり、機能要件とは別で整理されるべきと考える。特に「該当印鑑の登録を維持したまま」という部分については、解釈のブレを発生させる記載であり、この部分をシステムで判定しなければならないと解釈された場合、印影の氏名区分が管理されていることが前提となり「1.1 登録データ」の【実装してもなくても良い機能】に記載されている内容と矛盾する。	ご指摘のとおり、通称か否かについては運用にて判断をすべきであることから、修正案を反映する。
736	事業者	印鑑登録シ	第4章	8 印鑑登録証明書	8.1. 印鑑登録証明書交付	8.1.1. 印鑑登録証明書交付	【実装すべき機能】失効した印鑑登録証で印鑑登録証明書の交付申請がなされた場合、エラーとし、印鑑登録証を回収するようメッセージを表示できること。	【実装すべき機能】失効した印鑑登録証で印鑑登録証明書の交付申請がなされた場合、エラーとし、失効されている旨のメッセージを表示できること。	自治体個別の条例・政策などの対応	自治体毎に登録証の種類は多様であり、回収を求めることが必ずしも適切とは限らないため、失効されたカードであることのメッセージ表示のみに留めることが良いと考える。	修正案を反映する。
737	事業者	印鑑登録シ	第4章	8 印鑑登録証明書	8.1. 印鑑登録証明書交付	8.1.2. 交付番号	8.1.2. 交付番号	8.1.2. 発行番号	業務効率の向上	住民記録システムの仕様書では「発行番号」と定義されているため、表記を統一すべきと考える。	ご指摘を踏まえ、修正する
763	情報政策担	印鑑登録シ	第4章	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	11.1.1 エラー・アラート項目	エラー番号8「支援対象者の印鑑登録証明書を交付しようとした場合」支援対象者です。交付する場合は支援措置責任者によるエラー解除が必要とす。と記載がある。	エラーではなくアラート項目に移行させたい。メッセージとして「支援対象者です。交付する場合には注意が必要です。」を表示し、発行制御をかけることと対応したい。	住民サービスの向上	代理人からの証明書請求であっても、証明書を発行するためには、支援を要する方の住所・氏名・生年月日等をきちんと記載することができること、及び印鑑登録証を本人に代わって持参することができることを前提としている。その場合、支援を要する本人の所在は代理人に知られており、印鑑登録証を本人から手渡されている以上、支援を要する方が証明書の発行について代理人に委任することが明らかとなっているため、発行制御をかけるのではなく、アラートが表示される程度に留めても、窓口等で一定の発行制御体制は構築できているものとするため、市民への利便性を考慮し、システムでの発行制御は行わないようにしたいと照会処理をしようとした際にエラーとなると、照会ができないと想定されるため。照会処理の場合はアラートが出るようにすべきかお思います。	ご指摘の状況も想定できるが、支援措置責任者の目を通すことが重要であり、対応なしとする。一時解除については、印鑑登録システムにおいても独自に実施できることとする。ただしその場合も、住民記録システムに準じ、支援責任者の許可を得て又は支援責任者のみが一時解除を実施できること。
535	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	11 エラー・アラート項目	11.1. エラー表示	11.1.1 エラー表示	7 支援対象者の個人について、異動処理、照会処理を実行しようとした場合	7 支援対象者の個人について、異動処理を実行しようとした場合	業務効率の向上	照会処理をしようとした際にエラーとなると、照会ができないと想定されるため。照会処理の場合はアラートが出るようにすべきかお思います。	支援措置責任者によるエラー解除で対応可能。
768	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	8 印鑑登録証明書	8.1. 印鑑登録証明書交付	8.1.3. 公印・職名の印字	【実装しない機能】支所・出張所の専用公印を持つこと。	【実装すべき機能】支所・出張所の専用公印を持つこと。	業務精度の向上	本庁・支所で異なる公印を使用し、発行場所の区別を行っているため	住民記録システム仕様書において、「支所・出張所の専用公印を持っている市区町村もあるが、電子公印でなく、実物の公印を使っていた時代の名残であり、発行番号で出力場所の管理が可能であることから、支所・出張所の専用公印を持つ機能は不要。」とされているため、対応なし。
810	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	4. 印鑑登録	4.2.1. 即時登録	P22 印影登録後の印鑑登録原票確認票	印鑑登録原票確認票ではなく、世帯内印影票に変更。	業務精度の向上	本登録前に登録申請者の印影を含めた世帯内印影比較を行い、世帯内で同じ印鑑での登録有無を再度確認し、ミスを防止するため。	世帯内印影票は印影を登録した後ではなく、登録する前に印刷する流れが存在する（可視台帳と世帯内印影票を比較する想定）ため、対応なし。
811	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	4. 印鑑登録	4.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行	なし	P24 住民のラインに本人を追記。	自治体個別の条例・政策などの対応	目黒区印鑑条例第5条3項に該当するもの以外は、本人からの申請であっても、印鑑の登録に関する照会書発行の手続きになってしまうため。	ご指摘を踏まえ修正する

No	対象資料						意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針案
	発出者	資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	
563	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	4. 印鑑登録	4.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行	来庁住民に「代理人」と記載がある。	「代理人」を「本人もしくは代理人」に修正する。	法令への対応	代理人だけでなく、本人申請時も照会書の送付を行う必要がある場合があるため。	ご指摘を踏まえ修正する
812	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	4. 印鑑登録	4.4.6. 回答登録	なし	P26 住民のラインに代理人を追記。		回答書の持参は代理人の場合もあるため。	ご指摘を踏まえ修正する
564	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	4. 印鑑登録	4.4.6. 回答登録	来庁住民に「本人」と記載がある。	「本人」を「本人もしくは代理人」に修正する。	法令への対応	本人だけでなく、代理人も回答登録を行う必要がある場合があるため。	ご指摘を踏まえ修正する
813	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	5. 印鑑登録の廃止	5.1.1. 廃止の申請	なし	住民のラインに代理人を追記。	自治体個別の条例・政策などの対応	事務取扱要領にて、代理人による印鑑登録の廃止申請を認めているため。	ご指摘を踏まえ修正する
814	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	6.2. 職権抹消	6.2.2. 印鑑登録証等亡失	なし	住民のラインに代理人を追記。	自治体個別の条例・政策などの対応	事務取扱要領にて、代理人による印鑑登録証の亡失届を認めているため。	ご指摘を踏まえ修正する
816	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.1. 世帯内印鑑登録状況・印影表示	4.1.2. 世帯内印影比較	世帯内印影の比較が可能なこと。		業務精度の向上	システム上で印影比較が可能ということか。現在の表記では、どういった比較が行えるのかが曖昧であるため、比較方法を具体的に明記していただきたい。	システム上の対応ではなく、目視で対応できることを想定。また、当該機能については可視台帳を作成しない場合に限る機能に修正する。
817	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.1. 世帯内印鑑登録状況・印影表示	4.1.2. 世帯内印影比較	なし	世帯内印影票として表示し出力できること。	業務精度の向上	No. 1に記載の通り、本登録前に登録申請者の印影も含めて、最終的に印影を確認することでミスの防止になるため。登録申請者の印影のみが表示された印鑑登録原票確認票を出力するより、世帯内印影票を表示し出力できるほうが良いと考える。また、現在副本として扱っているものが印鑑登録原票確認票にあたるのであれば、副本は出力しない方針としているので、確認票を出力するのを避けたい。	4.1.1. 世帯内印影表示において、世帯内印影票の表示・出力することを規定しているため、対応なし。
819	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.3. 職権修正	6.3.2. 誤記修正	なし	・修正できる項目を明記してほしい。 ・異動履歴データから選択して修正できるようにする	業務効率の向上	そもそも、誤記というのは職員による誤入力も含むという認識で正しいか。 また、6.3.1の【実装すべき機能】には、印影と登録番号を除くと記載があるが、誤記修正では、印影と登録番号について修正ができるのかを知りたい。もし修正項目に含まれていない場合は、印影と登録番号を誤記修正の修正できる項目としてほしい。 加えて、最新のデータだけでなく、全ての異動履歴データについて選択して修正できることが望ましい。同日に印鑑登録の廃止と印鑑登録があった場合で、印鑑登録の廃止について誤記があるときにその異動履歴データについて修正できないとなると、正しいデータを管理できなくなるため。	ご指摘を踏まえ、下記に修正する。 「誤記があった場合、職権修正として、印影を除く、1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目の修正ができること。」 また、誤記の場合においても「異動履歴を残さない上書き修正ができること。」を【実装しない機能】として規定済みのため、直接修正については対応なし。 印影については、4.5印影登録で対応。
824	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	P52○修正の事由	○修正の事由 職権修正を追加	システム上の理由	方書の修正など誤記以外にも修正はあるため。	ご指摘を踏まえ「職権修正」を事由に盛り込む。
827	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.2. 職権抹消	6.2.3. 住民記録連動抹消	P66【実装すべき機能】 …また、氏名変更、旧氏の変更、通称の記載、通称の削除…P67【実装してもなくてもいい機能】 …外国人住民について、氏名のカタカナ表記に基づき作成された…	P66【実装すべき機能】 …また、氏名変更、旧氏の変更、通称の記載、通称の削除、カタカナ併記名の変更、カタカナ併記名の削除…	業務精度の向上	氏名変更やカタカナ併記名の変更等、住民記録の変更時にアラート表示されないと気付くことができない。カタカナ併記名は印鑑登録証明書の記載項目であるため、管理上アラート表記及び個別対応が必要である。	ご指摘を踏まえ、「氏名のカタカナ表記の変更、氏名のカタカナ表記の削除」についても住民記録システムから連動させるよう、新しく項目を立てた「6.3.2. 住民記録連動修正」に記載する。
670		印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.2. 職権抹消	6.2.3. 住民記録連動抹消	外国人住民について、氏名のカタカナ表記に基づき作成された印鑑を登録している場合において、氏名の順序等の変更があったとき、住民記録システムと連動して当該印鑑の登録を抹消できること。	【実装すべき機能】 外国人住民について、氏名のカタカナ表記に基づき作成された印鑑を登録している場合において、住民記録システムと連携して当該印鑑の登録を抹消対象者を日時処理で抽出できること。	法令への対応	抹消しなければならない対象者を通知するため	# 827と同様
832	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	20.1 様式・帳票全般	20.1.2 各項目の記載	20.1.2 各項目の記載	P90【実装すべき機能】 …記載する項目のうち、記載しない項目…	P90【実装すべき機能】 …日本人の場合で、記載する項目のうち、記載しない項目…	業務精度の向上	カタカナ名については、外国人(非漢字圏)は記載する項目であるため、空欄になるかと思われる。日本人と外国人で取り扱いが異なるためそれについても明記が必要であると考えられる。	ご指摘理解するため、下記修正する。 「(例：世帯内印影票、印鑑登録証明書、印鑑登録原票確認票における「氏名のカタカナ表記)」
1061	事業者	印鑑登録シ	第5章	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.1 印鑑登録証明書	20.2.1 印鑑登録証明書	「氏名のカタカナ表記」の記載がある。	「氏名のカタカナ表記(外国人住民のみ)」に修正する。	業務効率の向上	日本人住民の場合は記載しないため。	# 832と同様
838	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	11 エラー・アラート項目	11.2. アラート表示	11.2. アラート表示	(記載なし)	アラート項目に「転出予定の住民に対して印鑑登録または印鑑登録証明書の出力処理を行う場合」を追加する。	業務精度の向上	悪意の転出者が新住所と前住所の両方で同日付の印鑑登録証明書を取得することを未然に防ぐため、転出予定の住民に対して新住所への転入の有無を確認する旨のアラートを表示させた方がよいと考える(転入通知が即時で既存住記に反映されないことを想定)。	「転出予定年月日」を管理し、当該項目に入力がある場合に登録をする際にはアラートを出すこととする。 また、証明書出力時にも当該年月日を経過している場合はアラートを出し、本人に転出の事実がないことを確認することを促すこととする。
698	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	11 エラー・アラート項目	11.2. アラート表示	11.2. アラート表示		転出予定者については、印鑑登録及び印鑑登録証明書を発行する際にアラートを表示する。	業務精度の向上	転出予定者の場合は、他市区町村に転入していないか等の確認が必要のため、アラートが必要と考える。	#838の対応とする。

No	意見詳細						修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応方針案
	発出者	対象資料			区分	理由					
		資料名	対象章	項番①					項番②	項番③	
874	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	3 抑止設定	3.1. 異動・交付・照会抑止	—	印鑑登録証明書の交付抑止を管理できること。DV等支援対象者（併せて支援を求める者を含む。以下同じ。）に対する印鑑登録証明書の交付抑止、その他の抑止を管理できること。抑止設定の有無は住民記録システムから最新のDV等支援対象者情報と連動し、個人ごとに「有」に設定できること。	印鑑登録証明書の交付抑止を管理でき、個人ごとに「有」に設定できること。DV等支援対象者（併せて支援を求める者を含む。以下同じ。）に対する印鑑登録証明書の交付抑止、その他の抑止を管理できること。抑止設定における住民記録システムと最新のDV等支援対象者情報との連動は、自治体で設定できること。また、コンビニ交付についても同様に設定できること。	業務精度の向上	支援措置制度に係る窓口での印鑑登録証明書の発行抑止は現住所の記載が必須となるため行っていないが、コンビニ交付では発行抑止をしているため。	支援措置は必須とする。
632	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	「保証人の氏名、住所、生年月日、性別及び登録番号」が「実装しなくても良い機能」と記載がある。	「保証人の氏名、住所、生年月日、性別及び登録番号」を「実装すべき機能」とする。	業務精度の向上	紙媒体での保管をしないこととなった場合に、誰が保証人となっているかだけでも確認できるようにするため。	保証人確認の運用をしているのであれば、当該項目は実装されるはずなので、宛名番号は不要であり、対応なし。 また登録番号については、【考え方理由】において「また、印鑑登録証の再利用を考慮し、抹消された登録番号についての再登録も検討されたが、二重登録を防ぐ観点から盛り込まないこととした。」としているため、再利用は想定されず、一意に特定できると想定される。
665	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	【実装しなくても良い機能】 保証人の氏名、住所、生年月日、性別及び登録番号	【実装すべき機能】 保証人の氏名、住所、生年月日、印鑑登録番号、印影	法令への対応	条例に本市に印鑑の登録を受けている者により登録申請者が本人に相違ないことを保証された書面を提出することで印鑑登録ができるため、申請内容を確認しなければならないことから、保証人の氏名、住所、生年月日、印鑑登録番号、印影を確認しなければならないため。	保証人確認の運用自体が実施している自治体・実施していない自治体様々であるため、当該項目の管理についても【実装しなくても良い機能】とする。
634	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.2. 外国人住民データの管理	「保証人の氏名、住所、生年月日、性別及び登録番号」が「実装しなくても良い機能」と記載がある。	「保証人宛名番号」を「実装すべき機能」とする。	業務精度の向上	紙媒体での保管をしないこととなった場合に、誰が保証人となっているかだけでも確認できるようにするため。	# 632と同様
959	事業者	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.2. 即時登録	4.2.1. 即時登録	「保証人確認」について、「必要に応じて保証人確認票を出力できること」が「実装しなくても良い機能」に含まれている。	「必要に応じて保証人確認票を出力できること」を「実装すべき機能」に修正する。	業務効率の向上	現行ではシステムから印刷した帳票を申請書に添付して管理しており、原票の確認・コピー作業がその都度必要になるのは効率が悪く考えます。	# 665と同様
667		印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.3. 保証人	4.3.1. 保証人確認	【実装しなくても良い機能】 保証人による登録を行う場合、保証人確認票を表示できること。 必要に応じて保証人確認票を出力できること。	【実装すべき機能】 保証人による登録を行う場合、保証人確認票を表示できること。 必要に応じて保証人確認票を出力できること。	法令への対応	条例に本市に印鑑の登録を受けている者により登録申請者が本人に相違ないことを保証された書面を提出することで印鑑登録ができるため、申請内容を確認しなければならないことから、保証人の氏名、住所、生年月日、印鑑登録番号、印影を確認しなければならないため。	# 665と同様
875	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.3. 保証人	4.3.1. 保証人確認	【実装しなくても良い機能】	【実装すべき機能】	業務精度の向上	保証人による印鑑登録の運用を実際に行っており、実装されなかった場合に事務の手間が生じるため。	# 665と同様
601	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.3. 保証人	4.3.1. 保証人確認	【実装しなくても良い機能】と記載がある。	【実装すべき機能】に修正する。	業務精度の向上	実施している自治体があり、もともと事務処理要領で可能としているのであれば【実装すべき機能】ではないか。（参考：本市では保証人による登録を行っている。）	# 665と同様
205	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.3. 保証人	4.3.1. 保証人確認	【実装しなくても良い機能】 必要に応じて保証人確認票を出力できること	【実装すべき機能】 必要に応じて保証人確認票を出力できること	業務効率の向上	保証人確認票が出力されない場合、保管している保証人の紙の印鑑登録原本を探し出して確認する必要があり、無駄な作業時間が増えることとなるため。	# 665と同様
876	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.3. 保証人	4.3.2. 交付確認	【実装しなくても良い機能】	【実装すべき機能】	業務精度の向上	保証人による印鑑登録の運用を実際に行っており、実装されなかった場合に事務の手間が生じるため。 本人宛の通知を送付することでなりすましによる虚偽の申請を抑制する効果があるため。	# 665と同様
602	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.3. 保証人	4.3.2. 交付確認	【実装しなくても良い機能】と記載がある。	【実装すべき機能】に修正する。	業務精度の向上	実施している自治体があり、もともと事務処理要領で可能としているのであれば【実装すべき機能】ではないか。（参考：本市では保証人による登録を行っている。）	# 665と同様
206		印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.3. 保証人	4.3.2. 交付確認	【実装しなくても良い機能】 保証人を付しての登録申請については、登録後に登録申請者本人宛の印鑑登録確認通知書を出力できること	【実装すべき機能】 保証人を付しての登録申請については、登録後に登録申請者本人宛の印鑑登録確認通知書を出力できること	業務効率の向上	確認通知が出力されない場合、手動でWord等の他ソフトを用いて通知を作成する必要があり、無駄な作業時間が増えることとなるため。	# 665と同様
1349	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	11 エラー・アラート項目	11.2. アラート表示	—	P.83 O アラート項目一覧 No.10 印鑑の登録の申請を受理した場所と申請者が持参した回答書の処理場所が異なる場合 メッセージ例：照会を行った申請地と異なりますが、よろしいですか？	アラート項目とすること	業務精度の向上	回答書を持参する窓口は申請した窓口に限すべきと考えますので、本来はエラーとすべきと考えます。 しかし、申請時と異なる窓口への回答書の持参を許容する区市町村もあると考えますので、エラーとするかアラートとするかは区市町村の判断とさせていただきます。	アラートのままとする。
877	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	11 エラー・アラート項目	11.2. アラート表示	—	アラート項目10	エラー項目とすること	業務効率の向上	当初の申請場所以外に回答書を持参した場合、申請書内容の確認ができないため申請場所以外での本登録を不可とするため。	# 1349の対応とする。
820	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	11 エラー・アラート項目	11.2. アラート表示	—	アラート番号10 印鑑の登録の申請を受理した場所と申請者が持参した回答書の処理場所が異なる場合	エラー表示に変更	業務精度の向上	P99の照会書のレイアウトにも「申請取り扱い窓口へ自ら持参」とあるように、仮登録を受け付けた場所でない、回答登録の手続きができない。アラート表示だと、システム上は次に進むことができてしまうため、誤処理につながる恐れがある。ミスの防止のためにも、エラー表示にすることが望ま 回答書は受付支所のみへの持参となるため、発行元の記載が必要。1回目は代理人、2回目は本人など別の方が来庁する場合に受付窓口が分からないということもあるため、回答書に明記をしていただきたい。	# 1349の対応とする。
833		印鑑登録シ	第5章	—	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書	記載諸元 1.項目・記載内容	記載諸元 1.項目・記載内容 発行場所の記載を追加	住民サービスの向上	回答書は受付支所のみへの持参となるため、発行元の記載が必要。1回目は代理人、2回目は本人など別の方が来庁する場合に受付窓口が分からないということもあるため、回答書に明記をしていただきたい。	対応なし。 必要があれば備考欄で対応
878	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	—	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書		出力元がどの区役所・総合出張所か判別できるようにする。	業務精度の向上	印鑑の登録に関する照会書は、各区役所・各総合出張所で出力している。申請書・原票は照会書出力元が保管しているため、出力元が記載していない照会書を見た市民が申請書・原票を保管していない他の区役所・総合出張所へ来庁する場合があるため。	問い合わせ先を追加する
879	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.2. 印鑑登録番号付番	登録番号は、自動で連番を割り振るか、番号を指定して手入力するかの方法で登録できること。	登録番号は、本庁、支所、出張所ごとに設定し、自動で連番を割り振るか、番号を指定して手入力するかの方法で登録できること。	業務精度の向上	印鑑登録番号を各出張所等で特定の管理番号で管理しているため、全体の連番となると不具合があるため。	「上記の条件を満たしていれば、各自治体の指定した体系も許容する。」としたため、支所ごとの設定も可能となる。そのため、当該修正案については対応なし。

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針案
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	
895	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.6. 印鑑登録原票の改製	—	印鑑登録原票の再製処理できない。	印鑑登録原票を再製した年月日を登録する。	自治体個別の条例・政策などの対応	登録者の印鑑の摩滅などにより、その印影が印鑑登録原票の印影と差異が生じ、登録者の求めにより印鑑登録原票を再製することがある。また印鑑登録原票が焼失、磁気データの故障等により滅失するときもあるため。	摩滅の場合は新規登録。ただし、住民記録システムと整合をとるため、記載の事由と修正の事由に「再製」を盛り込む
896	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	7 印鑑登録証	7.1. 印鑑登録証	7.1.1. 印鑑登録証	「プラスチックカードによる印鑑登録証の交付に対応できること」との記載がある。	「プラスチックカードによる印鑑登録証については、磁気テープに印鑑登録番号を記録する場合もあり、流通している複数の規格の磁気ストライプカードに対応すること」を追加する。	業務効率の向上	自治体によってプラスチック製のカードに磁気テープを貼付し、その磁気テープに印鑑登録番号を記録していることがある。その磁気テープの規格は、導入年により異なる。この規格を限定すると、現在使用している印鑑登録証の磁気テープを読み取ることができなくなり、全ての印鑑登録証を交換することもあり、自治体窓口での負担が膨大となるため。	磁気テープの規格については限定していない。そのため、対応なし。
898	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	13 システム管理	13.3. データ整備	13.3.2. 除票の経年抹消	「抽出した情報を元に、除票経年抹消対象リストを出力できること」との記載がある。	抽出した情報を元に、除票経年抹消対象リストを出力できること。リストについては、印鑑登録番号、登録年月日などにより出力順序を指定できること。指定市においては、区ごとに出力できること、を追加する。	業務効率の向上	抹消されてから一定期間経過した印鑑登録については、システム上のデータ削除に加えて、可視台帳を保管庫から抜き取り、廃棄を行う必要もあり、廃棄作業の効率を考慮すると、リストの出力順序が指定できる必要があるため。	ご指摘理解するため、修正案を反映する。
899	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.5. 印鑑登録データの管理	【実装しない機能】印鑑登録について、以下の項目を管理できること・住基カード	【実装しなくてもいい機能】印鑑登録について、以下の項目を管理できること・住基カードに修正する。	自治体個別の条例・政策などの対応	印鑑条例の附則に経過措置として現に印鑑登録証としての機能を付加されている住基カード等については、住基カードの期限に関係なく印鑑登録証とみなすこととなっているため【実装しない機能】とすることはできないと考える。	現在住基カードを使用している住民がいることを鑑み、【実装しなくてもいい機能】とする。
903	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.7. メモ機能	「個人を単位とし、記載事項を限定しないメモ入力が可能であること。メモを入力した者のユーザ ID及び日時が記録されること。」と記載がある。	「個人を単位とし、記載事項を限定しないメモ入力が可能であること。メモを入力した者のユーザ ID及び日時が記録されること。照会した者にメモが入力されている場合はメモが入力されている旨がポップアップ等により明示的に確認できること。」と追記する。	業務精度の向上	基本的にメモは特段の対応を要する者に対して入力する。当該者を照会した際にメモが入力されている旨がポップアップ等により明示されれば、対応漏れを防ぐことができる。	画面要件であり対応なし
910	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.2. 職権抹消	6.2.4. 抹消通知	6.2.1（職権抹消）による印鑑の登録の抹消のうち、住民票の削除を除く事由による登録の抹消については、印鑑の登録を受けている…	6.2.1（職権抹消）による印鑑の登録の抹消のうち、住民票の削除を除く事由による登録の抹消及び6.2.2（印鑑登録証の亡失）については、印鑑の登録を受けている…	業務精度の向上	印鑑登録証の亡失届を代理人が届出する場合、本人が亡失届を提出した場合に保険証しかなかった場合に抹消通知を送付する必要がある。（同日に新たな照会書を送付する場合は送付する必要はない）	ご指摘理解するため、下記文章に修正する。「6.2.1（職権抹消）による印鑑の登録の抹消のうち、住民票の削除を除く事由による登録の抹消及び5.1.1（廃止の申請）又は5.1.2（印鑑又は印鑑登録証等の亡失）において届出の際に本人確認が十分にできなかった場合又は代理人が届出をした場合については、印鑑の登録を受けている…」
919		印鑑登録シ	第4章	12 実行制御	12.1. 審査・決裁	—	【仮登録状態】印鑑登録証明書交付時には、住民記録システムや他業務システム、また、証明書のコンビニ交付において、仮登録中のデータに基づく証明書は交付できないようにする。	【仮登録状態】旧登録を廃止処理してから照会書を出し、仮登録状態に設定できるようにしたほうがいい。	住民サービスの向上	印鑑登録証明事務処理要領第2章第4項第1号より印鑑登録は一人一つしか登録できず、新たに登録する場合は、旧登録を廃止する必要がある。その場合、第3条第1号に掲げる事項以外は第5章第1号より当該印鑑の登録の廃止を画面で行わなければならない。仮登録の申請時は、旧登録の廃止も同時に受け付けることとなる。仮登録時に、旧登録の廃止を受理したにもかかわらず、仮登録状態で旧印鑑登録証明書が交付できる状況はないと考える。また、旧印鑑証明書が交付された場合、市民への混乱を招くことにもなる。また、旧印鑑証明書が交付された場合、市民への混乱を招くことにもなる。また、旧印鑑証明書が交付された場合、市民への混乱を招くことにもなる。また、旧印鑑証明書が交付された場合、市民への混乱を招くことにもなる。	旧登録を廃止処理してから新規登録をすることについては、基本的な印鑑登録処理の流れであるため記載は不要であることから、対応なし。
920		印鑑登録シ	第5章	—	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.1 印鑑登録証明書		氏名のカタカナ表記	自治体個別の条例・政策などの対応	本市では、印鑑登録証明書に氏名カタカナが表示されないため、非漢字圏の外国人住民はカタカナの印鑑で登録はできない。カタカナの印鑑で登録する場合は、通称名として当該カタカナが登録をされないといけない。印鑑登録証明書の備考欄に氏名のカタカナ表記が表示されるとなると条例を改正する必要がある。	氏名のカタカナ表記が存在する場合については、記載する機能にすでになっているため、対応なし
922	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	—	20.1 様式・帳票全般	—			法令への対応	守谷市では、性的マイノリティーへの配慮から、様式から性別の欄を削除しました。全国統一のご検討をお願いします。	対応なし。自治体によって、記載有無について判断することとする。 ※H28の通知において、「印鑑登録証明の提出先が必要と考えている記載事項は何か等を総合的に検討した結果、印鑑登録証明書に男女の別を記載しない取扱いとしても良いか」という質問に対し「差し支えない」としていることから、各自治体において判断するものと思料。
923	住基担当課	印鑑登録システム標準仕様書							法令への対応	仕様書により全国統一するのであれば、市区町村単位の条例ではなく、法制化を希望する。	対応なし（印鑑登録の必要性の観点から仕様のありべき姿を策定した）
926	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	—	20.3 庁内業務で使用する様式・帳票	20.3.2 世帯内印影票	世帯内印影票の記載内容「住所」「世帯番号」「登録印影」「印鑑登録番号」「登録年月日」「氏名」「旧氏」「生年月日」「性別」	世帯内印影票に「宛名番号」を加える。	業務精度の向上	個人を特定できる宛名番号を表示することにより、登録処理者が世帯内の印鑑登録対象者を誤りなく選択できるため。可能であれば登録対象者を最上部に表示する機能を加えると、より誤処理リスクを低減できる。	印鑑登録番号で検索することが可能であるため、対応なし。 登録番号については、【考え方理由】において「また、印鑑登録証の再利用を考慮し、抹消された登録番号についての再登録も検討されたが、二重登録を防ぐ観点から盛り込まないこととした。」としているため、再利用は想定されず、一意に特定できると想定される。
924	住基担当課	印鑑登録システム標準仕様書							住民サービスの向上	マイナンバーを印鑑の符号として、全国的に使用できるようにし、市町村間の異動による『廃止』『登録』の手間を削減できないか？	今の段階では実施する想定はない。
964	事業者	印鑑登録シ	第4章	7 印鑑登録証	7.4. 個人番号カードの利用	7.4.3. 印鑑登録の抹消	個人番号カードを利用している場合は、個人番号カードの運用状況が廃止となった場合に、印鑑登録の抹消ができること。	「ただし、個人番号カードを印鑑登録証としては利用しておらず、別途印鑑登録証を使用している者については、登録継続を選択できる」等、併用者に関する運用に関して追加してほしい。	住民サービスの向上	印鑑登録証と個人番号カードの利用を併存する考えのことですが、個人番号カードを保有しているが、印鑑登録証として利用することを選択しない者についてどのような扱いとなるかが明示されていません。個人番号カードを印鑑登録証として利用した場合、カードの廃止に合わせて10年間で登録滅失となるようですが、その後の再登録の手間を回避するため、あえて個人番号カードと印鑑登録証の別途所持を希望される方もいるかと思料。そうした場合には、登録継続を選択できる仕様になっている必要があると	個人番号カードを持った人はおしなべて印鑑登録証とみなすという前提ではないため、使用しないことも可能。対応なし。
966	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	—	20.1 様式・帳票全般	20.1.1 出力様式・帳票	「保証人確認票」が「実装しなくてもいい機能」に含まれている。	「必要に応じて保証人確認票を出力できること」を「実装すべき機能」に修正する。	業務効率の向上	現行ではシステムから印刷した帳票を申請書に添付して管理しているため、当該機能が実装されない場合、その都度、原票を確認・コピーする作業が新たに発生し、効率の低下を招くと考えます。	保証人登録自体が【実装しなくてもいい機能】となるため、保証人登録において使用される保証人確認票についてもおのずと同様となるため、対応なし。

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針案
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	
967	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	—	20.1 様式・帳票全般	20.1.3 帳票発行履歴	帳票の発行履歴（発行帳票名・発行対象者・発行年月日・発行部数・発行者・発行場所）の自動的な記録・管理を「実装しなくても良い機能」に含ま	帳票の発行履歴（発行帳票名・発行対象者・発行年月日・発行部数・発行者・発行場所）の自動的な記録・管理を「実装すべき機能」に修正する。	業務効率の向上	売上金額の集計時に金額不一致等が生じた場合の検証作業において、有効活用が可能な機能であり、当該機能が実装されない場合、作業効率の低下が懸念されます。	「1.3.6.交付履歴の管理」において【実装すべき機能】としているため、代替可能と考えられる。帳票発行履歴については項目が重複しているので削除とした。
1001	事業者	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.5. 印影登録	4.5.1. 印影読込	スキャナで読み込んだ印影を回転させ、体裁をととのえること	記載を削除	法令への対応	スキャナで読み込んだ印影を回転させ、体裁をととのえることという行為は、「印影の改ざん行為」となる認識がよいのか？	対応なし。 印鑑登録証明書に印字されている印影が、実際の印影と同一であれば改ざん行為にはあたらないと考えられるため、単純に向きを変えることは改ざんにはならないと想定される。
808	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.5. 印影登録	4.5.1. 印影読込	スキャナで読み込んだ印影を回転させ、体裁を整えることができること。		業務効率の向上	No.2で印影をデータ保管するにあたり、偽造防止体制を講ずることとしていることから、印影は回転させることにより形が変わる恐れがあるため。	#1001の対応とする。
608	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.5. 印影登録	4.5.2. 印影登録	—	「登録済みの印影を修正できること。また、印影修正時に印影が空欄の可視台帳を出力できること。」を左記の項番の後に追加。	業務効率の向上	押印した印影が上下反転していた場合や印影を明瞭にスキャンできなかった場合などに、印鑑登録が完了した後も、印影の修正が必要となることが想定されるため。	対応なし。 上下の修正は「スキャナで読み込んだ印影を回転させ、体裁を整えることができること。」としている代替可能。 また、印影修正時に限らず、手動で出力する帳票については再出力は可能である。
1278	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	4. 印鑑登録	4.2.1. 即時登録	P.21 ※業務フロー図の印鑑登録申請の提出書類に以下の記載がある。 印鑑登録申請書 登録印鑑 住民カード（写真付） 本人確認書類（個人番号カード）	印鑑登録申請書 登録印鑑 本人確認書類（写真付） 個人番号カード…個人番号カード兼用化を行う場合。	業務精度の向上	「住民カード（写真付）」とは何を指しているのでしょうか。「住民カード（写真付）」は「住民基本台帳カード（写真付）」と解してよろしいでしょうか。「住民カード（写真付）」は本人確認書類のことを指しているのであれば、「本人確認書類（写真付）」と表記した方がわかりやすいと思います。「個人番号カード…個人番号カード兼用化を行う場合に必要のため、個人番号カード…個人番号カード兼用化を行う場合。」と表記した方がわかりやすいと思います。	ご指摘を踏まえ、下記に修正する。 「印鑑登録申請書 登録印鑑 本人確認書類（個人番号カードを印鑑登録証等として使用する場合には個人番号カード）」
1002	事業者	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	4. 印鑑登録	4.2.1. 即時登録	住民カード（写真付き）	記載を具体化してほしい	業務精度の向上	住民カード（写真付き）とは何を指しているのかわからない。	#1278の対応とする。 「住民カード（写真付き）」の表記は削除とした。
1022	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	「印鑑登録状態（仮登録、仮登録（照会中）、本登録、抹消）」の記載がある。	「印鑑登録状態（仮登録、回答待ち、登録中、抹消、発行停止）」と修正する。	業務効率の向上	「仮登録」「本登録」は誤認する可能性があるため。また、「発行停止」の状態も区別したほうがわかりやすいため。	「仮登録（照会中）」は「照会中」に変更する。当該ステータスは印鑑の登録状態のステータスであること、また一時停止者においては一覧が表示できることから、対応なし。
1025	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.2. 外国人住民データの管理	「印鑑登録状態（仮登録、仮登録（照会中）、本登録、抹消）」の記載がある。	「印鑑登録状態（仮登録、回答待ち、登録中、抹消、発行停止）」と修正する。	業務効率の向上	「仮登録」「本登録」は誤認する可能性があるため。また、「発行停止」の状態も区別したほうがわかりやすいため。	#1022と同様の対応とする。
59		印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.1. 仮登録（照会中）	印鑑の登録の申請があったとき、即時登録せず、文書で照会する場合、印鑑登録状態を「仮登録（照会中）」として登録ができること。登録時には 1.1.1（日本人住民データの管理）及び 1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目を入力でき	印鑑の登録の申請があったとき、即時登録せず、文書で照会する場合、印鑑登録状態を「照会中」として登録ができること。登録時には 1.1.1（日本人住民データの管理）及び 1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目を入力できること。	業務効率の向上	仮登録と照会中は明確に分けた方がよいと考えるため、標準仕様書内の定義は、仮登録（照会中）とせず、照会中とした方がわかりやすいと考えます。	仮登録と照会中を混乱してしまう可能性があるため、修正案を反映する。
1023	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	「成年被後見人該当の有無」の記載がある。	「意思能力を有しない者に該当の有無」と修正する。	業務精度の向上	令和元年11月19日総行住第119号の通知により、成年被後見人から「意思能力を有しない者」となったため。	意思能力を有しない者についてはそもそも登録が不可であるため、住民データとして項目は管理しない。 一方成年被後見人の場合、登録は可能であるが、印鑑登録時に法定代理人が同行するなどの特別な対応や抑止等が必要になる可能性があることから、当該項目を設けているため、対応なし。
1026	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.2. 外国人住民データの管理	「成年被後見人該当の有無」の記載がある。	「意思能力を有しない者に該当の有無」と修正する。	法令への対応	令和元年11月19日総行住第119号の通知により、成年被後見人から「意思能力を有しない者」となったため。	#1023と同様の対応とする。
1024	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	「・ 回答期限の年月日・ 除票となった年月日」の記載がある。	削除する。	業務精度の向上	異動履歴として管理したいため。	ご指摘のとおり、当該項目については異動履歴として管理するほうが適切であるため修正案を反映する。
497	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	除票となった年月日	除票となる年月日	システム上の理由	転出予定日が未来であるときは過去形ではないため用語として現在形が適切であるため。	「除票となった年月日」は当該項目から削除とする（#1024）ため、対応なし。
1027	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.2. 外国人住民データの管理	「・ 回答期限の年月日・ 除票となった年月日」の記載がある。	削除する。	業務精度の向上	異動履歴として管理したいため。	#1024と同様の対応とする。

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針案
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	
1028	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.4. 空欄	「登録年月日」の記載がある。	削除する。 または照会書による登録の注意書きを追加する。	業務効率の向上	照会による登録の場合、回答書による登録を行った時点で登録年月日を設定しているため。	空欄を許容しないのは本登録の登録処理以降となる。仮登録状態の場合のレコードの際には登録とは異なるため空欄を許容される。
81	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.4. 空欄	登録年月日	-	システム上の理由	登録年月日は本登録を行った日と認識している。仮登録（照会中）の場合は空欄ではなく照会を行った日を入力し、回答時に修正を行う運用となるのか。	#1028と同様
1036	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.1. 異動履歴の管理	「【異動履歴管理事項に当たる項目】」に記載がない。	「・回答期限年月日 ・発行停止年月日 ・発行停止理由」を追加する。	業務効率の向上	異動履歴として管理したいため。	「8.2.1.印鑑登録証明書交付一時停止」において、停止開始日・停止終了予定日についても管理できることとする。 また、住民記録システムと並びを意識し、抑止フラグ・一時停止フラグを住民データの中に盛りこむ。
1038	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	「・氏名の変更 ・氏の変更 ・名の変更 ・旧氏の変更 ・旧氏の削除 ・通称の削除 ・氏名のカタカナ表記の変更」の記載がある。	「・刻印不一致」と修正する。	業務効率の向上	多すぎると選択間違いが発生する可能性がある。	対応なし。 印影に使用している際は、印鑑登録データの抹消に値する。一方印影に使用していない場合は、印鑑登録データを削除せず、登録されている氏名等を修正するかとなる。印影としていない部分が違うために区別をしている。抹消した後に当該異動事由にて確認できる形になっている。 ただし、「氏の変更」と「名の変更」については抹消において区別する必要がないとのご意見をいただいたため、削除とし、「氏名の変更」でまとめて管理を実施する。
1040	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	「・氏名変更（氏名を印影に使用していない場合） ・氏の変更（氏を印影に使用していない場合） ・名の変更（名を印影に使用していない場合） ・旧氏の記載（旧氏を印影に使用していない場合） ・旧氏の変更（旧氏を印影に使用していない場合） ・旧氏の削除（旧氏を印影に使用していない場合） ・通称の記載（通称を印影に使用していない場合）」	「・住民票変更」と修正する。	業務効率の向上	多すぎると選択間違いが発生する可能性がある。	対応なし。 修正した後に当該異動事由にて確認できる形となっているため。
528	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	○修正の事由 ・氏の変更 ・名の変更	削除（「氏名変更」に統合）	業務効率の向上	氏名、氏のみ、名のみで区分を分ける必要があるのでしょうか。統計を取るのであれば必要かもしれませんが。	対応なし。 修正した後に当該異動事由にて確認できる形となっているため。
48		印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	○修正の事由 ・氏名変更（氏名を印影に使用していない場合） ・氏の変更（氏を印影に使用していない場合） ・名の変更（名を印影に使用していない場合） ・旧氏の記載（旧氏を印影に使用していない場合） ・旧氏の変更（旧氏を印影に使用していない場合） ・旧氏の削除（旧氏を印影に使用していない場合） ・通称の記載（通称を印影に使用していない場合）」	【削除】	システム上の理由	氏名等の変更で当該変更項目を印影に使用していない場合に、修正の事由とする必要性が分かりません。印鑑登録としては、異動が何もなかったことになると考え、不要ではないでしょうか。	印鑑登録においても、登録されている氏名等について修正が必要であるため、対応なし。
1039	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	「・住基カード廃止 ・個人番号カード廃止」の記載がある。	削除する。	住民サービスの向上	再度登録をする必要があり、住民の負担となるため。印鑑登録証再交付の事由の「・個人番号カード兼用取りやめ」としての扱いがよい。	住基カードもしくは個人番号カードを印鑑登録証等として使用している場合には、当該カードが廃止されれば、当然として印鑑登録証等としての効力がなくなる。 廃止になっても印鑑登録を続ける場合には、再交付事由の券種の変更に該当させ、手続きを行なうため、対応なし。
1042	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.5. 印鑑登録証データの管理	「・印鑑登録証（紙、プラスチックカード） ・印鑑登録者識別カード（磁気又は集積回路を付したカード） ・個人番号カード（利用者証明用電子証明書を利用、条例等利用領域又は磁気テープを利用）」の記載がある。	削除する。	業務効率の向上	管理する項目ではなく、管理媒体ということなのか不明なため。	対応なし。 使用している印鑑登録証の種別を管理することである。
1044	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.6. 交付履歴の管理	認証者についての記載がない。	住民記録標準仕様書「1.3.9認証者」の項目を追加する。	業務効率の向上	住民記録標準仕様書と統一するため。	ご指摘のとおり、住民記録システムと整合を保つことが重要であることから、修正案を反映する。
1046	事業者	印鑑登録シ	第4章	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.2. 検索文字入力	「・名（氏名の名）のみの検索ができること。」の記載がある。	削除する。	業務効率の向上	「・氏名（カナ）等で文字列一致検索（完全一致・部分一致）ができること。」と重複しているため。	住基に合わせ、対応なし
1049	事業者	印鑑登録シ	第4章	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.3. 基本検索	【実装すべき機能】に「・検索文字から、異体字や正字も含まれた検索ができること。～ ・外字を登録する際に、異体字を合わせて登録した場合は、それも含まれて検索できること。」の記載がある。	【実装してもしなくても良い機能】とする。	業務効率の向上	住民記録標準仕様書で「なお、一般市区町村においては、あいまい検索の機能として異体字検索は、実装してもしなくても良い機能とする。」の記載があること。実際、どちらなのか明確にしてほしい。	一般市区町村の「人口20万未満の市区町村をいう。」といった説明文章を追加の上、当該文章を追加。
1052	事業者	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.1. 世帯内印鑑登録状況・印影表示	4.1.2. 世帯内印影比較	「本登録前の段階で読み込んだ印影と、世帯内印影の比較が可能なこと。」の記載がある。	「新規で登録する印影と、世帯内印影の比較が可能なこと。」と修正する。	業務効率の向上	仮登録のときに比較することも可能とするため。「本登録前の段階」では、承認者が確認すべき項目として認識するため。	（修正前の文章においても仮登録時の比較を想定していたが、）わかりづらいとのこと指摘のため、「新規で仮登録する」という表現に変更する。

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針案
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	
1053	事業者	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.2. 即時登録	4.2.1. 即時登録	「外国人が印鑑登録する場合、登録印鑑について、通称により登録できること。」の記載がある。	「外国人が印鑑登録する場合、登録印鑑について、通称または氏名のカタカナ表記で登録できること。」と修正する。	自治体個別の条例・政策などの対応	氏名、通称以外に氏名のカタカナ表記での登録も可能なため。	印影が通称や氏名のカタカナ表記で登録されているかについてはシステムで判断できないため、当該記載については削除とする。
1056	事業者	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.6. 回答登録	「外国人が印鑑登録する場合、登録印鑑について、通称により登録できること。」の記載がある。	「外国人が印鑑登録する場合、登録印鑑について、通称または氏名のカタカナ表記で登録できること。」と修正する。	自治体個別の条例・政策などの対応	氏名、通称以外に氏名のカタカナ表記での登録も可能なため。	# 1053と同様
1060	事業者	印鑑登録シ	第4章	11 エラー・アラート項目	11.2. アラート表示	-	「検索入力の際に、指定した個人の印鑑の登録が存在しなかった場合」の記載がある。	「検索入力の際に、指定した個人の印鑑の登録が抹消されている場合」に修正する。	業務効率の向上	「検索入力の際に、指定した個人の印鑑が存在しなかった場合」と誤認するため。	アラートの4のアラート項目を「検索入力の際に、指定した個人が存在しなかった場合。」にアラート5の例を「処理対象者の印鑑の登録は存在しません。」とする。
537	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	11 エラー・アラート項目	11.2. アラート表示	-	4 検索入力の際に、指定した個人の印鑑が存在しなかった場合	4 検索入力の際に、指定した個人が存在しなかった場合	業務効率の向上	表示メッセージ例「処理対象者が存在しません」という内容から、個人がいなかった場合と判断したため。また、No5のアラート内容と重複するため。	# 1060と同様
301	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	11 エラー・アラート項目	11.2. アラート表示	-	4.検索入力の際に、指定した個人の印鑑の登録が存在しなかった場合 処理対象者が存在しません。	4.検索入力の際に、指定した個人の印鑑の登録が存在しなかった場合 処理対象者の印鑑登録が存在しません。	業務効率の向上	処理対象者が存在しないというメッセージでは、住民の中に存在しないという意味にもとれる。混乱を防ぐため、アラートの文言を変更する必要がある。	# 1060と同様
190	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	11 エラー・アラート項目	11.2. アラート表示	-	5 処理対象者の印鑑の登録は抹消されています。	5 処理対象者の印鑑が存在しません。	業務効率の向上	検索入力の際に、指定した個人の印鑑の登録が存在しなかった場合の表示メッセージであるが、この場合、印鑑の登録が抹消されているのか、そもそも印鑑登録をしたことがないのかわからないため、このようにアラート表示を修正したほうが処理の際に担当者が速やかに判断でき、結果として業務効率が向上する。	# 1060と同様
1066	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	4. 印鑑登録	4.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行	本人確認書類を申請時に提出してもらう。	本人確認書類は申請時に提出してもらう必要がない。	法令への対応	「印鑑登録証明事務取扱要領」の第2の3(1)(2)では、照会方式による申請時の本人確認書類の提出を求めず、本人確認する書類は回答書と合わせて持参することとなっている。	第2の3(1)において本人であることを確認することとなっている。
1068	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-2 ツリー図	-	-	「印鑑登録証の亡失」が職権抹消のカテゴリになっている。	「印鑑登録証の亡失」を印鑑登録の廃止のカテゴリにする。	法令への対応	「印鑑登録証明事務取扱要領」の第5の5では「登録された印鑑を亡失した場合には・・・登録の廃止を申請しなければならず」とされており、申請に基づく処理であるため、職権抹消にはあたらないと考えられる。	ご指摘を踏まえ、6.2.2から、5.1.2に移動する。*章タイトルは「印鑑又は印鑑登録証等の亡失」に変更する
1075	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	【印鑑登録のその他の項目】	本人確認書類を追加する。	業務効率の向上	アラート表示に「保証人の保証書類の確認」を入れるために、本人確認の項目の追加が必要と思われるため。	保証人登録については、実装してもしなくても良い機能のためアラート11は削除する。
822	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	P46【印鑑登録のその他の項目】	【印鑑登録のその他の項目】 本人確認書類の種類を追加（免許証、マイナンバーカード等） 1.2.2の異動事由を追加	業務精度の向上	P83のアラート11で本人確認について触れているが、入力および管理項目とはしないのか。転出取消による印鑑登録の回復時や予定転出の印鑑登録時に登録データから異動事由の確認を現在行っており、表示がなくなると職員の負担が増えるため。	住民記録システムにおいても本人確認書類又は方法については管理していないため、対応なし。一方、アラート内に「本人確認書類が保証人による保証書類の場合」という記載があるため、これは削除とする。（そもそも保証人確認は【実装すべき機能】ではないため）
1082	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.2. 外国人住民データの管理	【印鑑登録のその他の項目】	本人確認書類を追加する。	業務効率の向上	アラート表示に「保証人の保証書類の確認」を入れるために、本人確認の項目の追加が必要と思われるため。	# 1075と同様
828	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	11 エラー・アラート項目	11.1. エラー表示	-	P80エラー番号15	アラートとする	自治体個別の条例・政策などの対応	条例により、保証人は東京都内で印鑑登録していればなることができる。そのため、保証人が区内で印鑑登録をしていないこともありうることから、アラート表示とすることが良いと考える。	# 1075と同様
1076	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.2 外国人住民データの管理	【印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目】または【実装してもしなくても良い機能】に以下項目を追加。 ・通称を記載した年月日 ・通称を削除した年月日	【印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目】または【実装してもしなくても良い機能】に以下項目を追加。 ・通称を記載した年月日 ・通称を削除した年月日	業務精度の向上	印影に通称が含まれていた場合に、通称が有効かを確認するため。（通称名は住基上記載・削除の日付を管理する） 項目を追加しない場合は、通称を削除した年月日を超えた場合は通称名を空白にするなどの考慮が必要。	対応なし。 通称名の変更や削除が発生した場合は「6.3.2.「住民記録連動修正」において連動され、エラーが表示されるため、個別に確認することで対応可能。
352	事業者	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.2. 外国人住民データの管理	【印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目】または【実装してもしなくても良い機能】に以下項目を追加。 ・通称を記載した年月日 ・通称を削除した年月日	【印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目】または【実装してもしなくても良い機能】に以下項目を追加。 ・通称を記載した年月日 ・通称を削除した年月日	業務精度の向上	印影に通称が含まれていた場合に、通称が有効かを確認するため。（通称名は住基上記載・削除の日付を管理する） 項目を追加しない場合は、通称を削除した年月日を超えた場合は通称名を空白にするなどの考慮が必要。	# 1076と同様
1113	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.2. 印鑑登録番号付番	「登録番号は、自動で連番を割り振るか、番号を指定して手入力するかのいずれかの方法で登録できること。」と記載がある。	「登録番号は、自動で連番を割り振るか、番号を指定して手入力するかのいずれかの方法を選択して、登録できること。」に修正する。	業務効率の向上	現仕様書案だと、選択式を採用したいのに自動付番のみしかできなくても可になってしまうため。	ご指摘を踏まえ、下記を【実装してもしなくても良い機能】とする。 「登録番号は、自動で連番を割り振る方法及び番号を指定して手入力する方法のいずれも備え、場合に依りて方法を選択して、登録できること。」
1114	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.2. 印鑑登録番号付番	登録番号の体系は、半角英数字、チェックディジットの指定をせず、		住民サービスの向上	登録できる英数字に-（ハイフン）は含まれているという解釈でよいのか？	通常、ハイフンを使用する場合に3桁-4桁-3桁のように空欄の代わりにして使い場合が多いので、混乱を避けるため付番上の文字とはしない。

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針案
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	
1115	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.5. 印鑑登録証データの管理			業務効率の向上	印鑑証明書の発行履歴について、現在、コンビニ交付システムからの発行履歴は確認できないが、新システムでは、コンビニ交付システム等からの全ての発行履歴が確認できるようになるということでしょうか？	コンビニ交付の履歴を管理できるように検討を進める。総務省とJ-LISで調整する。
198	事業者	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.2. 即時登録	4.2.1. 即時登録	既に印鑑登録を受けている者から新しい印鑑による登録の申請があった場合、申請同日に旧印鑑での印鑑登録証明書の交付（コンビニ交付を含む。）があったときには、同日に新しい印鑑登録に基づく印鑑登録証明書の交付ができないため、必要なアラートを表示できること。	既に印鑑登録を受けている者から新しい印鑑による登録の申請があった場合、申請同日に旧印鑑での印鑑登録証明書の交付があったときには、同日に新しい印鑑登録に基づく印鑑登録証明書の交付ができないため、必要なアラートを表示できること。	システム上の理由	修正前の機能を実現するには、コンビニ交付システムからの発行履歴を印鑑システムへリアルタイム連携が必要となります。他方136Pのシステム構成図にはそのような記載はありません。また、証明書交付広域交付I/Fにもありません。コンビニ交付システムから印鑑システムへのリアルタイム連携はコストパフォーマンスが悪いため、実装しない方がよいと考えます。標準仕様とするのであれば、インターフェースを先に決めて頂かないとカスタマイズの温床となるため、標準仕様の目的に合致しません。	当該仕様は、全ての交付履歴を把握できるようにするポリシーであるため、いただいた意見には対応なし。ただし、システム構成図にコンビニ交付システムからの発行履歴の連携について盛り込む。
266	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.2. 即時登録	4.2.1. 即時登録			業務精度の向上	既に印鑑登録を受けている方から新しい印鑑の申請があり、申請同日に既に旧印鑑での印鑑登録証明書の交付があった場合、旧印鑑での印鑑登録証明書を回収しないと印鑑登録証明書を発行してはならないが、登録時と発行時、両方にシステム上に警告が出た方がよい。また、コンビニ交付履歴についても対応できるようにお願いしたい。	登録時に対応すべき内容と考えるので、発行時は不要と考える、対応なし。
199	事業者	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.6. 回答登録	既に印鑑登録を受けている者から新しい印鑑による登録の申請があった場合、申請同日に旧印鑑での印鑑登録証明書の交付（コンビニ交付を含む。）があったときには、同日に新しい印鑑登録に基づく印鑑登録証明書の交付ができないため、必要なアラートを表示できること。	既に印鑑登録を受けている者から新しい印鑑による登録の申請があった場合、申請同日に旧印鑑での印鑑登録証明書の交付があったときには、同日に新しい印鑑登録に基づく印鑑登録証明書の交付ができないため、必要なアラートを表示できること。	システム上の理由	同上	# 1115と同様
1148	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.3. 基本検索	【実装すべき機能】	「在留カード番号」からの検索を追加する	業務精度の向上	似た名前や、読みづらい名前の人の検索が正確になり、別人への誤登録が抑止できるため。	宛番号や世帯番号等で代替可能なため、対応なし。
1162	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	3 抑止設定	3.1. 異動・交付・照会抑止	-	「DV等支援対象者（併せて支援を求める者を含む。以下同じ）に対する印鑑登録証明書の交付抑止、その他の抑止を管理できること。抑止設定の有無は住民記録システムから最新のDV等支援対象者情報と連動し、個人ごとに「有」に設定できること。」	「DV等支援対象者（併せて支援を求める者を含む。以下同じ）に対する印鑑登録証明書の交付抑止、その他の抑止を印鑑システムで管理できること。また住民記録システムから最新のDV等支援対象者情報と連動し、抑止設定の有無について個人ごとに「有」「無」に連動した抑止設定ができること。」	システム上の理由	文言整理	ご指摘を踏まえ、抑止の項目に、DV支援対象者以外の内容も想定して修正する。住民記録システムとの整合も鑑み、全体として記載を修正する。
1051	事業者	印鑑登録シ	第4章	3 抑止設定	3.1. 異動・交付・照会抑止	-	「DV等支援対象者（併せて支援を求める者を含む。以下同じ。）」の記載がある。	「支援対象者」と修正する。	業務効率の向上	住民記録標準仕様書と統一するため。	ご指摘を踏まえ対応する。
1163	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	3 抑止設定	3.1. 異動・交付・照会抑止	-	「抑止設定・解除は住民記録システムで対応し、住民記録システムにおいて抑止が終了した場合は、住民記録システムと連動して、抑止設定の有無を無に設定できること。」	「抑止設定の抑止理由に対応しながら、住民記録システムで入力した情報が連動され、印鑑登録システムに抑止が設定されること。住民記録システムにおいて抑止が終了した場合は、住民記録システムと連動して、印鑑登録システムの抑止設定の有無を無に設定できること。」	システム上の理由	概ね連動で問題はないが、例えば、成年後見人の場合、住民記録は「メモ」程度の情報であり、印鑑登録は「異動禁止」等登録を抑制させる。この場合、両者間のレベル差があるので、住民記録からの情報を基に印鑑登録に連動させることは難しいと考える。その為場合分けが必要と考える。	ご指摘を踏まえ、住民記録システムからの連動機能については残しつつ、印鑑登録システム独自の抑止設定・解除についても実施可能な機能に修正する。
357	事業者	印鑑登録シ	第4章	3 抑止設定	3.1. 異動・交付・照会抑止	-	【実装すべき機能】「抑止設定の有無は住民記録システムから最新のDV等支援対象者情報と連動し、個人ごとに「有」に設定できること」	「抑止設定の有無は住民記録システムから最新のDV等支援対象者情報と連動し、個人ごとに「有」として扱う」	業務効率の向上	二重管理や設定差異が発生する可能性があるため、印鑑登録システム独自で「有」「無」設定するのではなく、「住民記録システムの最新のDV等支援対象者情報を参照（連携）し「有」として扱う」のほうがよいと思われるため。また、資料5の「考え方・理由」でも「住民記録システムにおける集中管理」との記載がある。	# 1162と同様
86	事業者	印鑑登録シ	第4章	3 抑止設定	3.1. 異動・交付・照会抑止	-	印鑑登録証明書の交付抑止を管理できること。DV等支援措置対象者～	印鑑登録証明書の交付抑止・解除を管理できること。また、DV等支援措置対象者～		印鑑登録システム独自の抑止設定と、DV等支援措置対象者に関する抑止設定の内容が混ざった記載感となっているため、左記の表現として内容を分けたい。	# 1163と同様
1182	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.2. 即時登録	4.2.1. 即時登録	業務フローにて個人番号カードを印鑑登録者識別カードとして利用した場合に、「ケースに印鑑登録番号を記載または貼付」と記載がある。	個人番号カードの裏面等に記載することはできないだろうか？	住民サービスの向上	ケースを入れ替えた場合やなくした場合は、印鑑登録番号が不明になる。ケースから出して携帯している市民も少なからず存在している。ケースに入っていることを前提することに疑問を感じる。	当該文章を削除とする。ただし、券面に印鑑登録番号等を貼付することはできないため注意が必要。
1187	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.1. 仮登録（照会中）		【実装すべき機能】「仮登録の処理時に印鑑登録原票確認票を出力できること。」を加入する。	業務効率の向上	処理後に照会文書と確認表を一緒に出力できるようにすることで、送付前に入力事項を認証できるようにする。	「4.2.2. 印鑑登録原票確認票出力」にて「仮登録等を含めた登録処理の後、印鑑登録原票確認票を出力できること。」と修正する。
1188	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行	印鑑の登録に関する照会書の送付先は、住民票上の住所を表示すること。	「住民票上の住所を表示すること」を「住民票上の住所を表示するが、状況に応じて修正入力できるようにすること」に修正する。	業務効率の向上	照会書の送付については、代理人による申請のため照会書での確認をおこなうことが多い。代理申請の理由については、入院中または施設入所中のため非常に多く、その場合、照会書の送付先も病院や施設宛てになるため。	修正案を反映する。質疑応答集にて、入院時等の送付は本人の送付が原則だが代理人から申し出があった場合は手紙や電話などでその事実が確認できた場合は許容するとの記載があるため。
1215	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.3. 職権修正	6.3.2. 誤記修正	【実装すべき機能】		業務効率の向上	誤記修正の中に印影の入力誤り（上下誤り）などの修正も可能でしょうか？	印影については、4.5印影登録で対応。また、上下誤りについては「スキャナで読み込んだ印影を回転させ、体裁を整えることができること。」としているため、修正可能。
1216	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.3. 職権修正			6.3.2 誤記修正の後に、「6.3.3 印影修正」を追加する。機能の詳細は、印鑑登録可視台帳に記録されている印影をスキャナで読み取り、システム内の印影に上書きをするというもの。	業務精度の向上	可視台帳を管理している場合に限られた運用になるが、システムに記録してある印影が読取時に適切な濃度設定ができていなかった等の理由により不鮮明となっているケースがあり、印鑑の同一性が判断できないという申し出が住民からある。その場合に、印鑑登録のやり直しという手続を踏むのは住民に過剰な負担をかけることから、印鑑登録とは別に可視台帳から印影を読み込み上書きする機能が必要と考える。	対応なし。印影については、4.5印影登録で対応。なお、仮登録のステータスであれば、再読み込みも可能である。

No	意見詳細						修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応方針案
	発出者	対象資料			区分	理由					
		資料名	対象章	項番①					項番②	項番③	
1237	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	7 印鑑登録証			「7.2印鑑登録者識別カードの交付に対応できること」を【実装すべき機能】と記載がある。	「条例において印鑑登録者識別カードを交付する旨の規定をしている市町村においてのみ。」を加える。	法令への対応	豊田市では、条例及び規則において、「印鑑登録者識別カードを交付する」旨の条文規程がないため。	対応なし
1241	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	8 印鑑登録証明書	8.1. 印鑑登録証明書交付	8.1.6. 個人番号カードを利用した証明書の出力	意見	暗証番号照合等で統合端末を利用しなくても証明発行できる仕組みが良い。印鑑登録システム単独で登録から証明書発行まで終わるのが基本。	業務効率の向上	統合端末の台数に限りがある。他業務でも統合端末の使用頻度が高まる中、窓口全体の業務効率の低下に繋がる。	技術的に対応不可と思われるため、対応なし
1245	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	20.1 様式・帳票全般	20.1.1 出力様式・帳票		意見	「〇〇号様式」等、記載できるようにする。	自治体個別の条例・政策などの対応	条例に「〇〇号様式」等と記載されるよう定めているので、そのような設定をできるようにするとよい。	仕様書の範囲外であるため、対応なし
1277	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	20.3 庁内業務で使用する様式・帳票	20.3.1 印鑑登録原票確認票・印鑑登録原票（除票）確認票		意見	（追記）履歴を有する場合は、確認票を別葉として複数に渡っても構わない。	業務効率の向上	第4章4-4.6印鑑登録原票の改製の「印鑑登録原票は、欄の大きさの上限（履歴を保持できる上限回数のごと。）を設けず、満欄による自動改製は行わないこと。」との整合性を取るため。	ご指摘を踏まえ、下記記載を追加する。「異動履歴を記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合、1異動1葉とする方式（過去の履歴が必要であれば複数葉出力する。）で発行すること。」
1279	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	4. 印鑑登録	4.2.1. 即時登録	P.21 ※業務フロー図の印鑑登録申請の提出書類に以下の記載がある。印鑑登録申請書 登録印鑑 住民カード（写真付） 本人確認書類（個人番号カード）	印鑑登録申請書 登録印鑑 本人確認書類（写真付） 保証書…保証人による即日登録の場合 保証人の印鑑登録証明書…保証人の住所が自団体以外の場合 個人番号カード…個人番号カード兼用化を行う場合	業務精度の向上	保証人による即日登録においては、保証書の提出が必要です。保証人の住所が自団体以外の場合は保証人の印鑑登録証明書の提出が必要です。	保証人は「してもしなくても良い機能」のためフロー図なし 自団体以外の住民の保証については事務処理要領上想定していない。対応なし。
1280	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	4. 印鑑登録	4.2.1. 即時登録	P.21 ※業務フロー図の「印鑑未登録確認」の手順 「印鑑未登録確認」処理時に「印鑑登録原票確認票」を出力している。		業務精度の向上	「印鑑未登録確認」処理時に「印鑑登録原票確認票」を出力していますが、この時点では印鑑登録が完了していないことから「印鑑登録原票確認票」の出力は不要かと思えます。 また、印鑑登録申請者が既に印鑑登録済の場合であって、その登録内容を確認するために「印鑑登録原票確認票」を出力することを想定しているのであれば、実務上は印鑑登録の有無のみ判断できれば良く、印鑑登録の内容まで確認する必要は無いと考えます。	ご指摘を踏まえ印鑑登録確認票は印影登録の後に移動する。 また、本帳票については、本登録を実施する前に確認することが想定されるが、本登録後に確認する目的で使用することも想定できるため、その旨を考え方理由に追加する。
1284	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	4. 印鑑登録	4.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行	P.24 ※業務フロー図「印鑑未登録確認」の手順 「印鑑未登録確認」処理時に「印鑑登録原票確認票」を出力している。		業務精度の向上	「印鑑未登録確認」処理時に「印鑑登録原票確認票」を出力していますが、この時点では印鑑登録が完了していないことから「印鑑登録原票確認票」の出力は不要かと思えます。 また、印鑑登録申請者が既に印鑑登録済の場合であって、その登録内容を確認するために「印鑑登録原票確認票」を出力することを想定しているのであれば、実務上は印鑑登録の有無のみ判断できれば良く、印鑑登録の内容まで確認する必要は無いと考えます。	# 1280と同様
1282	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	4. 印鑑登録	4.2.1. 即時登録	P.23 ※業務フロー図「印鑑登録番号記載又は貼付」の手順	「印鑑登録番号記載又は貼付」の手順に以下を追記する。 「あらかじめ印鑑登録番号を表記していない印鑑登録証を使用する場合。」	業務精度の向上	あらかじめ印鑑登録番号を印刷（またはエンボス加工）している印鑑登録専用の印鑑登録証を使用する区市町村においては、「印鑑登録番号記載又は貼付」の処理は不要です。 「印鑑登録番号を事前印字していない場合」と表記してはいかがでしょうか。	ご指摘を踏まえ修正する
1302	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	7. 印鑑登録証	7.3. 印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの再交付	P.36 ※業務フロー図「印鑑登録番号記載又は貼付」の手順	「印鑑登録番号記載又は貼付」の手順に以下を追記する。 「あらかじめ印鑑登録番号を表記していない印鑑登録証を使用する場合。」	業務精度の向上	あらかじめ印鑑登録番号を印刷（またはエンボス加工）している印鑑登録専用の印鑑登録証を使用する区市町村においては、「印鑑登録番号記載又は貼付」の処理は不要です。 「印鑑登録番号を事前印字していない場合」と表記してはいかがでしょうか。	ご指摘を踏まえ修正する
1286	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	4. 印鑑登録	4.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行	P.21 ※業務フロー図「可視台帳押印」手順の前に、「可視台帳」を印刷する事務フローがない。	※業務フロー図「申請内容入力（仮登録（照会中）」の処理手順に「印鑑登録原票確認票（印影欄空欄）」を印刷する事務フローを追記する。	業務精度の向上	申請印鑑の印影を一時的に押印する帳票の印刷フローがありません。「申請内容入力（仮登録（照会中）」の処理手順に当該帳票を印刷する事務フローを追記願います。 また、照会中は印鑑登録が完了しておらず、印鑑登録番号も確定していないことから、この時点で押印するのは「可視台帳」ではなく「印鑑登録原票確認票（印影欄空欄）」が適していると考えます。	「可視台帳（押印前）」を出力するフローを追加する。 ※「照会中」ステータスの印鑑登録の仮登録をする際も、可視台帳に押下し、不要になれば破棄すればよいことから、名称は「可視台帳（押印前）」とする。
1291	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	4. 印鑑登録	4.4.6. 回答登録	P.26 ※業務フロー図（回答登録2/3）「可視台帳押印」と「印影登録」の処理が4.4.5 印鑑の登録に関する照会書発行時の処理となっている。	※業務フロー図「可視台帳押印」と「印影登録」の処理を「回答書の受理」の後に記載する。	業務精度の向上	「申請内容入力（回答）」の時点で印鑑登録の受理をシステムに登録するため、「可視台帳押印」と「印影登録」の処理は、4.4.5印鑑の登録に関する照会書発行時ではなく、「申請内容入力（回答）」以降に行うべきと考えます。 また、「申請内容入力（回答）」処理時に、「可視台帳」の印刷機能が必要と考えます。	# 1286と同様
1289	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	4. 印鑑登録	4.4.6. 回答登録	P.26 ※業務フロー図（回答登録1/3）提出書類「（登録印鑑）…印鑑の変更を希望する場合」となっている。	※業務フロー図「登録印鑑」	業務精度の向上	回答書持参時においても登録印鑑の提出は必須です。回答書持参時の審査の際に、申請時の印鑑（印影）と回答時に持参した印鑑（印影）と照合します。照合確認後、当該印鑑にて「可視台帳」に押印して印影登録を行います。	# 1286と同様
1288	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	4. 印鑑登録	4.4.6. 回答登録	P.26 ※業務フロー図（回答登録1/3）提出書類に、代理人が回答書を持参した場合の必要書類の記載がない。	※業務フロー図提出書類に以下を追記する。 「委任状（印鑑登録証受領）」 「本人確認書類（本人・代理人）」	業務精度の向上	代理人が回答書を持参した場合の必要書類を表記すべきと考えます。 代理人の場合は印鑑登録証を受領するための委任状が必要です。また、代理人及び本人の本人確認書類の提示が必要です。	ご指摘を踏まえ修正する

No	対象資料						意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針案
	発出者	資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	
1292	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	6.1. 異動の取消し	6.1. 異動の取消し	P.30 ※業務フロー図 「印鑑登録原票確認票」等を出力する事務フローがない。	※業務フロー図 「印鑑登録原票確認票」又は「印鑑登録原票（除票）確認票」を出力する事務フローを追記する。	業務精度の向上	転出取消し、回復の取消し等、印鑑登録を回復又は廃止する処理にあっては、印鑑登録が回復又は廃止されたことを確認する必要があるため、「印鑑登録原票確認票」又は「印鑑登録原票（除票）確認票」の出力が必要と考えます。	# 1280と同様
1294	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	6.2. 職権抹消	6.2.1. 職権抹消	P.31 ※業務フロー図 「印鑑登録原票（除票）確認票」を出力する事務フローがない。	※業務フロー図 「印鑑登録原票（除票）確認票」を出力する事務フローを追記する。	業務精度の向上	印鑑登録を抹消する処理にあっては、印鑑登録が抹消されたことを確認する必要があるため、「印鑑登録原票（除票）確認票」の出力が必要と考えます。	# 1280と同様
1297	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	6.2. 職権抹消	6.2.3. 住民記録連動抹消	P.33 ※業務フロー図 「印鑑登録原票（除票）確認票」を出力する事務フローがない。	※業務フロー図 「印鑑登録原票（除票）確認票」を出力する事務フローを追記する。	業務精度の向上	印鑑登録を抹消する処理にあっては、印鑑登録が抹消されたことを確認する必要があるため、「印鑑登録原票（除票）確認票」の出力が必要と考えます。 6.2.3住民記録連動抹消P.66には「その際、印鑑登録原票（除票）確認票を出力できること。」とあります。	# 1280と同様
1293	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	6.1. 異動の取消し	6.1. 異動の取消し	P.30 ※業務フロー図 印鑑登録原票を支所・出張所において管理している区市町村にあっては、異動の取消し処理により、印鑑登録が回復又は廃止されたことを通知する事務フローを追記する。	印鑑登録原票を支所・出張所において管理している区市町村にあっては、異動の取消し処理により、印鑑登録を回復又は廃止する際に、印鑑登録原票を回復又は廃止するための作業が必要となります。このため、印鑑登録原票を管理している支所・出張所において印鑑登録原票確認票を出力する等、印鑑登録の異動があったことを通知する措置が必要となります。 当区では、印鑑登録原票を管理している支所・出張所に印鑑登録原票（副本）又は除印鑑登録原票（副本）を出力しています。	業務精度の向上	印鑑登録原票を支所・出張所において管理している区市町村にあっては、印鑑登録の抹消処理により、印鑑登録原票を回復又は廃止する際に、印鑑登録原票を回復又は廃止するための作業が必要となります。このため、印鑑登録原票を管理している支所・出張所において印鑑登録原票確認票を出力する等、印鑑登録の異動があったことを通知する措置が必要となります。 当区では、印鑑登録原票を管理している支所・出張所に印鑑登録原票（副本）又は除印鑑登録原票（副本）を出力しています。	対応なし
1295	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	6.2. 職権抹消	6.2.1. 職権抹消	P.31 ※業務フロー図 印鑑登録原票を支所・出張所において管理している区市町村にあっては、当該支所・出張所において印鑑登録原票を除票にするための事務フローを追記する。	印鑑登録原票を支所・出張所において管理している区市町村にあっては、印鑑登録の抹消処理により、印鑑登録原票を除票にする作業が必要となります。このため、印鑑登録原票を管理している支所・出張所において印鑑登録原票（除票）確認票等を出力する等、印鑑登録が抹消されたことを通知する措置が必要となります。 当区では、印鑑登録原票を管理している支所・出張所に除印鑑登録原票（副本）を出力しています。	業務精度の向上	印鑑登録原票を支所・出張所において管理している区市町村にあっては、印鑑登録の抹消処理により、印鑑登録原票を除票にする作業が必要となります。このため、印鑑登録原票を管理している支所・出張所において印鑑登録原票（除票）確認票等を出力する等、印鑑登録が抹消されたことを通知する措置が必要となります。 当区では、印鑑登録原票を管理している支所・出張所に除印鑑登録原票（副本）を出力しています。	対応なし
1296	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	6.2. 職権抹消	6.2.2. 印鑑登録証等亡失	P.32 ※業務フロー図 印鑑登録原票を支所・出張所において管理している区市町村にあっては、当該支所・出張所において印鑑登録原票を除票にするための事務フローを追記する。	印鑑登録原票を支所・出張所において管理している区市町村にあっては、印鑑登録の抹消処理により、印鑑登録原票を除票にする作業が必要となります。このため、印鑑登録原票を管理している支所・出張所において印鑑登録原票（除票）確認票等を出力する等、印鑑登録が抹消されたことを通知する措置が必要となります。 当区では、印鑑登録原票を管理している支所・出張所に除印鑑登録原票（副本）を出力しています。	業務精度の向上	印鑑登録原票を支所・出張所において管理している区市町村にあっては、印鑑登録の抹消処理により、印鑑登録原票を除票にする作業が必要となります。このため、印鑑登録原票を管理している支所・出張所において印鑑登録原票（除票）確認票等を出力する等、印鑑登録が抹消されたことを通知する措置が必要となります。 当区では、印鑑登録原票を管理している支所・出張所に除印鑑登録原票（副本）を出力しています。	対応なし
1298	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	6.2. 職権抹消	6.2.3. 住民記録連動抹消	P.33 ※業務フロー図 印鑑登録原票を支所・出張所において管理している区市町村にあっては、当該支所・出張所において印鑑登録原票を除票にするための事務フローを追記する。	印鑑登録原票を支所・出張所において管理している区市町村にあっては、印鑑登録の抹消処理により、印鑑登録原票を除票にする作業が必要となります。このため、印鑑登録原票を管理している支所・出張所において印鑑登録原票（除票）確認票等を出力する等、印鑑登録が抹消されたことを通知する措置が必要となります。 当区では、印鑑登録原票を管理している支所・出張所に除印鑑登録原票（副本）を出力しています。	業務精度の向上	印鑑登録原票を支所・出張所において管理している区市町村にあっては、印鑑登録の抹消処理により、印鑑登録原票を除票にする作業が必要となります。このため、印鑑登録原票を管理している支所・出張所において印鑑登録原票（除票）確認票等を出力する等、印鑑登録が抹消されたことを通知する措置が必要となります。 当区では、印鑑登録原票を管理している支所・出張所に除印鑑登録原票（副本）を出力しています。	対応なし
1299	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	6.3. 職権修正	6.3.1. 職権修正（届出による修正のフロー）	P.35 ※業務フロー図 最後の手順である本人への返却資料に「登録印鑑」がある。	※業務フロー図 「登録印鑑」を削除	業務精度の向上	職権修正（届出による修正のフロー）では、「登録印鑑」は不要です。「登録印鑑」の返却は誤記と思われるので、削除してはいかがでしょうか。	ご指摘を踏まえ修正する
1300	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	7. 印鑑登録証	7.3. 印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの再交付	P.36 ※表題 印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの再交付	※表題 印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの引換交付	業務精度の向上	印鑑登録事務処理要領において、印鑑登録証の再交付を行う場合は、「印鑑登録証が著しく汚損又は毀損したとき」に限定され、必ず印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの返納を要するため、「再交付」ではなく「引換交付」と表現した方が適切と考えます。 「再交付」の表記では職員が「亡失した場合」も含まれると誤認してしまうおそれがありますので、システムの機能として「引換交付」と表現した方がわかりやすいと考えます。	ご指摘を踏まえ修正する
1341	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	7 印鑑登録証	7.3. 印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの再交付	7.3. 印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの再交付	P.70 ※表題 印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの再交付	※表題 印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの引換交付	業務精度の向上	印鑑登録事務処理要領において、印鑑登録証の再交付を行う場合は、「印鑑登録証が著しく汚損又は毀損したとき」に限定され、必ず印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの返納を要するため、「再交付」ではなく「引換交付」と表現した方が適切と考えます。 「再交付」の表記では職員が「亡失した場合」も含まれると誤認してしまうおそれがありますので、システムの機能として「引換交付」と表現した方がわかりやすいと考えます。	ご指摘を踏まえ修正する
1301	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	7. 印鑑登録証	7.3. 印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの再交付	P.36 ※業務フロー図 本人から受領する書類と手渡しする書類に齟齬がある。 【申請時】従前の印鑑登録証（個人番号カード） 【手渡し時①】印鑑登録者識別カード 【手渡し時②】<表記なし>	※業務フロー図 【申請時】従前の印鑑登録証又は印鑑登録者識別カード 【手渡し時①】印鑑登録者識別カード 【手渡し時②】印鑑登録証	業務精度の向上	印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの再交付において、「個人番号カード」の提出は必要でしょうか。必要であれば、その後の処理及び返却までを明記願います。 また、申請時の提出書類と手渡し時の書類とに齟齬がありますので、「従前の印鑑登録証」を「従前の印鑑登録証又は印鑑登録者識別カード」としてはいかがでしょうか。	ご指摘を踏まえ修正する
1303	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	8.1 印鑑登録証明書交付	8.1.1. 印鑑登録証明書交付	P.37 ※業務フロー図 「暗証番号確認」の処理がバックワードになっている。	※業務フロー図 「暗証番号確認」の処理において、本人に暗証番号を入力してもらう事務フローを追記する。	業務精度の向上	「暗証番号確認」の処理は、本人に暗証番号の入力をしてもらう必要があると考えます。	ご指摘を踏まえ修正する
1304	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	8.1 印鑑登録証明書交付	8.1.1. 印鑑登録証明書交付	P.37 ※業務フロー図 「印鑑登録証」の返却タイミングが印鑑登録証明書交付時になっている。	※業務フロー図 「印鑑登録証」の返却タイミングを「暗証番号確認」の後に追記する。	業務精度の向上	「印鑑登録証」の返却タイミングは、「暗証番号確認」の後が望ましいと考えます。印鑑登録証や個人番号カードを不必要に職員が預からないようにするためです。	例であるため対応なし
1305	住基担当課	印鑑登録シ	第3章	3-1 業務フロー図	8.1 印鑑登録証明書交付	8.1.1. 印鑑登録証明書交付	P.37 ※業務フロー図 【交付履歴追加】		業務精度の向上	【交付履歴追加】とは何をどのようにする作業が不明です。第4章の「7印鑑登録証」又は「8印鑑登録証明書」の項等に処理内容をご説明くださるようお願いいたします。	ご指摘を踏まえ修正する

No	意見詳細						修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応方針案
	発出者	対象資料			修正後	理由			区分	理由	
		資料名	対象章	項番①							
1307	住基担当課	印鑑登録システム	第4章	1 管理項目	1.1.1. 登録データ	1.1.1.1. 日本人住民データの管理	P.47【実装しない機能】 ・転出予定の有無を登録できること。		システム上の理由	予定転出の届出後から転出予定日までの期間において、印鑑登録申請が多々あります。転出届出後に印鑑登録しものについて、転出予定日をもって印鑑登録を自動廃止させるために必要としないか心配です。この項目が無くては運動廃止が実現できるなら不要と考えます。	住民記録システムにおいて削除となった場合は運動抹消となるため、転出予定の有無について保持していても対応が可能。 ただし、転出予定日超過時に印鑑登録証を出力しようとした際や、転出予定日があつて印鑑登録をする際にアラートの発出が必要とご意見があつたため、当該記載（実装しない機能）を削除とし、「転出予定日」を管理項目として設ける。
1310	住基担当課	印鑑登録システム	第4章	1 管理項目	1.1.1. 登録データ	1.1.5. 年月日の管理	【実装すべき機能】 年月日は、印鑑登録証明書及び画面表示において、和暦で記載・表示すること。ただし、1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目のうち、外国人住民の生年月日は、西暦で記載・表示すること。上記の記載・表示のため1.3.3（和暦・西暦管理）による適切な変換機能を有していること。		法令への対応	印鑑登録における外国人住民の生年月日の表記については、従来より（外国人登録制度の時代）本人の申し出により「和暦」表記も許容されてきました。当区の外国人住民の印鑑登録者のうち、生年月日に和暦表記を選択している者が52.7%を占めており少なくありません。 生年月日の表記を職権で一斉に修正するには、本人へ登録内容の変更通知を発送するため、財政負担が必要です。 生年月日の表記を住民票と統一する方向性に賛同しますが、既出の質疑応答集の変更等をお願いします。 「窓口事務質疑応答集（市町村自治研究会／編集・ぎょうせい発行）P.1500	住民記録システム標準仕様書と整合をとり、修正なし。 質疑応答集の変更について修正を依頼する。
1313	住基担当課	印鑑登録システム	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	P.52【実装すべき機能】 ○抹消の事由 ・氏名のカタカナ表記の変更・住基カード廃止	【実装すべき機能】 ○抹消の事由 ・氏名のカタカナ表記の変更 ・住基カード廃止	業務精度の向上	「氏名のカタカナ表記の変更」と「住基カード廃止」を改行してはいかがでしょうか。	ご指摘をふまえ修正する
1314	住基担当課	印鑑登録システム	第4章	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	P.52【実装すべき機能】 ○抹消の事由 ・印鑑の紛失、破損、亡失 ・印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの紛失、破損、亡失	【実装すべき機能】 ○抹消の事由 ・印鑑の紛失、破損、亡失、盗難、焼失、磨滅 ・印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの紛失、破損、亡失、盗難、焼失 ・改印 ・不要	業務精度の向上	抹消の事由に「盗難」「焼失」「磨滅」「改印」「不要」がありません。 【実装すべき機能】に「システムが管理する異動事由コード及び付随する区分により、以下の区分が行えること。異動事由は、以下のとおり区分すること。」とありますが、「異動事由」とは別に、付随する区分（「廃止理由コード」「引換交付理由コード」）を整理して定義した方が望ましいと考えます。	分けて管理したところで、後続作業が変わらないため対応なし
1318	住基担当課	印鑑登録システム	第4章	4 印鑑登録	4.2. 即時登録	4.2.1. 即時登録	P.60【実装すべき機能】	【実装すべき機能】 成年被後見人又は意思能力を有しない者から印鑑登録申請があつた場合は、アラートを表示し、意思能力又は法定代理人の同行等を確認したうえで、当該申請を受理できること。	業務精度の向上	成年被後見人又は意思能力を有しない者から印鑑登録申請があつた場合におけるアラート表示の機能が必要と考えます。	アラートの項目において記載があるため対応なし。
1323	住基担当課	印鑑登録システム	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.1. 仮登録（照会中）	P.61【実装すべき機能】	【実装すべき機能】 成年被後見人又は意思能力を有しない者から印鑑登録申請があつた場合は、アラートを表示し、意思能力又は法定代理人の同行等を確認したうえで、当該申請を受理できること。	業務精度の向上	成年被後見人又は意思能力を有しない者から印鑑登録申請があつた場合におけるアラート表示の機能が必要と考えます。	アラートの項目において記載があるため対応なし。
1320	住基担当課	印鑑登録システム	第4章	4 印鑑登録	4.3. 保証人	4.3.1. 保証人確認	【参考2 ■印鑑登録システム標準仕様書における考え方・理由】 ア 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であつて本人の写兵を貼付したもの	【参考2 ■印鑑登録システム標準仕様書における考え方・理由】 ア 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であつて本人の写〔真〕を貼付したもの	業務精度の向上	「写兵」は「写真」の誤りかと思われます。 { } 部	当該記載については削除としたため、対応なし。 （ご指摘ありがとうございます。）
1321	住基担当課	印鑑登録システム	第4章	4 印鑑登録	4.3. 保証人	4.3.1. 保証人確認	【参考2 ■印鑑登録システム標準仕様書における考え方・理由】 窓口において申請者の印鑑登録事務をおこなう前におこなわれる事務であり、それを容易にするための機能である。保証人の持つ印鑑の印影照会のために、保証人確認表を出力する機能が必要となる。	【参考2 ■印鑑登録システム標準仕様書における考え方・理由】 窓口において申請者の印鑑登録事務をおこなう前におこなわれる事務であり、それを容易にするための機能である。保証人の持つ印鑑の印影照会のために、保証人確認表を出力する機能が必要となる。	業務精度の向上	「保証人確認表」は「保証人確認票」の誤りかと思われます。 { } 部	当該記載については削除としたため、対応なし。 （ご指摘ありがとうございます。）
1325	住基担当課	印鑑登録システム	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.1. 仮登録（照会中）	【参考2 ■印鑑登録システム標準仕様書における考え方・理由】 登録申請者又はその代理人から印鑑の登録の申請があつたときの当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることの確認は、印鑑の登録の申請の事実について郵送その他市町村長が適当と認める方法により当該登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び市町村長が適当と認める書類を登録申請者又はその代理人に持参させることにより行うものとする。	【参考2 ■印鑑登録システム標準仕様書における考え方・理由】 登録申請者又はその代理人から印鑑の登録の申請があつたときの当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることの確認は、印鑑の登録の申請の事実について郵送その他市町村長が適当と認める方法により当該登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び市町村長が適当と認める書類を登録申請者又はその代理人に持参させることにより行うものとする。	業務精度の向上	「申請者」は「申請者」の誤りかと思われます。 { } 部 2 か所あり	当該記載については削除としたため、対応なし。 （ご指摘ありがとうございます。）

No	意見詳細						修正案、ご意見の理由	理由	対応方針案		
	発出者	対象資料			修正前	修正後				区分	
		資料名	対象章	項番①							項番②
1327	住基担当課	印鑑登録システム標準仕様書	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.6. 回答登録	【参考2 ■印鑑登録システム標準仕様書における考え方・理由】 【事務処理要領 第2-3】登録申請者又はその代理人から印鑑の登録の申請があったときの当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることの確認は、印鑑の登録の申請の事実について郵送その他市町村長が適当と認める方法により当該登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び市町村長が適当と認める書類を登録申請者又はその代理人に持参させることを行うものとする。	【参考2 ■印鑑登録システム標準仕様書における考え方・理由】 【事務処理要領 第2-3】登録申請者又はその代理人から印鑑の登録の申請があったときの当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることの確認は、印鑑の登録の申請の事実について郵送その他市町村長が適当と認める方法により当該登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び市町村長が適当と認める書類を登録申請者又はその代理人に持参させることを行うものとする。	業務精度の向上	「申請者」「申請者」の誤記かと思われます。 { } 部2カ所あり	当該記載については削除としたため、対応なし。 (ご指摘ありがとうございます。)
1326	住基担当課	印鑑登録システム標準仕様書	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行	P.61【実装すべき機能】再出力する場合には、印鑑の登録に関する照会書に「再発行」である旨を表示できること。	【実装すべき機能】再出力する場合には、印鑑の登録に関する照会書に「再発行」である旨を表示できること。また、照会書を再発行した場合における回答期限は、当初の回答期限とすること。	業務精度の向上	照会書を再発行した場合における回答期限について、当初の回答期限を維持するのか、新たに期間計算して再設定するのか明確にすべきと考えます。又は、市町村の判断による選択制とする方法も考えられます。	ご指摘を踏まえ、下記文章を追加する。 「その際、再発行した場合における回答期限は、当初の期限とすること。」
1338	住基担当課	印鑑登録システム標準仕様書	第4章	6 職権処理	6.3. 職権修正	6.3.1. 職権修正			システム上の理由	職権修正の対象項目のうち、氏名、住所等の住民票と連動して修正されるグループと、申請日、登録日等の印鑑登録固有の修正項目グループとに分けて、修正機能を整理した方が好ましいと思います。 【平成2年7月30日通知】にあるとおり、住民票に連動して修正される項目は、印鑑登録においても同一の修正が行われたものと扱うべきと考えます。(印影の判断を除く)それ以外の印鑑固有の修正処理については、この職権修正で修正処理を行うように整理した方が良いと思います。 【平成2年7月30日 通知】・印影以外の事項については、住民記録システムと連動させることにより、住民記録システムが保有する該当事項を印鑑登録原票の登録事項として活用することとして差し支えない。また、この場合において、住民基本台帳法上の届出に基づき、又は職権で行われた住民記録システム上の記録の修正をもって、印鑑登録原票の登録事項について同一の内容の職権修正を行ったものとして差し支えない。	ご指摘を踏まえ、「6.3.2. 住民記録連動修正」の項目について追加する。
1339	住基担当課	印鑑登録システム標準仕様書	第4章	6 職権処理	6.3. 職権修正	6.3.1. 職権修正	P.67【実装すべき機能】登録者の届出を受けて職権修正する場合は、印影と登録番号を除く、1.1.1(日本人住民データの管理)及び1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する項目の修正ができること。	P.67【実装すべき機能】登録者の届出を受けて職権修正する場合は、印影を除く、1.1.1(日本人住民データの管理)及び1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する項目の修正ができること。	業務精度の向上	あらかじめ印鑑登録番号を印刷(またはエンボス加工)している印鑑登録専用の印鑑登録証を使用する区市町村においては、システムへの「印鑑登録番号」の登録は手入力となるため、誤入力した際の「印鑑登録番号」の修正機能は必要です。 なお、6.3.2誤記修正により「印鑑登録番号」の修正が可能であるならば、本機能において「印鑑登録番号」の修正機能は実装されなくても問題ないと考えます。	手入力の場合で入力した場合は誤記があり得るため、「6.3.3. 誤記修正」において修正対象とする。 ただし、当該指摘とは異なるが、登録番号の職権修正も発生する可能性がある(印字済みの印鑑登録証の引換交付等)ため、職権修正においても修正可能とした。
1342	住基担当課	印鑑登録システム標準仕様書	第4章	7 印鑑登録証	7.3. 印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの再交付		P.70【実装すべき機能】再交付の申請等に基づき、引換処理ができること。その際、再交付の事由を入力できること。 合併により登録番号が変更となる場合、引換交付の処理ができること。	【実装すべき機能】再交付の申請等に基づき、引換処理ができること。その際、再交付の事由を入力できること。 合併により登録番号が変更となる場合、引換交付の処理ができること。 引換前・後において印鑑登録番号が変更となる場合であっても、新旧の印鑑登録番号を紐づけて検索等の管理ができること。	業務精度の向上	あらかじめ印鑑登録番号が(エンボス加工等により)表記されている印鑑登録証を使用している区市町村においては、引き換え前・後で印鑑登録番号が変更となるため、新旧の印鑑登録番号を紐づけて検索等の管理が必要で	番号が新登録番号に切り替わるのみである(過去の登録番号は使用予定がない)ため、対応なし。
1343	住基担当課	印鑑登録システム標準仕様書	第4章	7 印鑑登録証	7.4. 個人番号カードの利用		P.70【実装すべき機能】個人番号カードを印鑑証明証又は印鑑登録者識別カードとして利用することができること。	【実装すべき機能】個人番号カードを印鑑{登録証}証明証又は印鑑登録者識別カードとして利用することができること。	業務精度の向上	「印鑑証明証」「印鑑登録証」の誤記と思われます { } 部	ご指摘を踏まえ修正する
1347	住基担当課	印鑑登録システム標準仕様書	第4章	11 エラー・アラート項目	11.1. エラー表示	-	P.79 ○ エラー項目一覧 No.11 登録申請者の印鑑が存在する場合	○ エラー項目一覧 No.11 登録申請者の印鑑が登録済又は照会中の場合	業務精度の向上	「印鑑が存在する場合」とは何を指しているのか曖昧であるため、「登録申請者の印鑑が登録済又は照会中の場合」と表記した方が良いと思われます。	ご指摘を踏まえ修正する
1348	住基担当課	印鑑登録システム標準仕様書	第4章	11 エラー・アラート項目	11.2. アラート表示	-	P.82 ○ アラート項目一覧 No.7 世帯内に印鑑の登録を受けた者が存在し、かつ印影が登録されていない印鑑が存在する場合 メッセージ例：印影がない印鑑が存在します。印影の再登録等の処理を行ってください。	○ アラート項目一覧 No.7 世帯内に印鑑の登録を受けた者が存在し、かつ印影が登録されていない印鑑が存在する場合 メッセージ例：印影がない印鑑登録が存在します。印影の再登録等を行ってください。	業務精度の向上	メッセージ例がわかりにくいので、「印鑑登録」と明記した方が良いと思います。	当該アラートは削除とするため、対応なし。
1350	住基担当課	印鑑登録システム標準仕様書	第4章	11 エラー・アラート項目	11.2. アラート表示	-	P.83 ○ アラート項目一覧 No.11 本人確認書類が保証人による保証書類の場合 メッセージ例：保証人の印影確認を行いましたか？		システム上の理由	1.1.1日本人住民データの管理及び1.1.2外国人住民データの管理において、【実装してもしなくても良い機能】に「保証人の氏名、住所、生年月日、性別及び登録番号」が定義されているため、このアラートは実装できない場合もあると考えます。	ご指摘を踏まえ削除する

No	意見詳細						修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応方針案
	発出者	対象資料			区分	理由					
		資料名	対象章	項番①					項番②	項番③	
1351	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	11 エラー・アラート項目	11.2. アラート表示	-	P.83 ○アラート項目一覧 No.13 住民記録システムから運動時に、氏名変更等の対象者が確認された場合 メッセージ例：住民記録システムからの運動時に、氏名変更、旧氏の変更、通称の記載、通称の削除及び成年被後見人のいずれかに該当した対象者が存在しています。確認してください。	○アラート項目一覧 No.13 住民記録システムから運動時に、氏名変更等の対象者が確認された場合 メッセージ例：職権抹消の要否を確認してください。	業務効率の向上	メッセージ例は単純な方がわかりやすいと思います。	詳細に提示したほうが対応すべき内容が明示的になるため、対応なし
1352	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	11 エラー・アラート項目	11.2. アラート表示	-	P.83 ○アラート項目一覧 No.17 印鑑登録証等に利用中の個人番号カードの利用者証明用電子証明書の有効期間満了日く処理年月日の場合 メッセージ例：個人番号カードの電子証明書の有効期間が経過しています。確認してください。		システム上の理由	1.1登録データの管理項目には個人番号カードの電子証明書の有効期間は存在しません。この情報はどこから入手するのでしょうか。また、利用者証明書電子証明書の更新があった場合は、どのように更新されるのでしょうか。	ご指摘を踏まえ削除する。 電子証明書の有効性の確認については、別途行なわれる。
1353	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	11 エラー・アラート項目	11.2. アラート表示	-	P.83 ○アラート項目一覧 No.18 入力した登録番号が引換交付対象の場合 メッセージ例：印鑑登録証の引換交付が必要です。再交付申請手続きを実施してください。		システム上の理由	このアラートは、1.1登録データの管理項目にある、どの情報を用いてチェックを実施すればよろしいのでしょうか。対象となるチェック項目が判断できません。	ご指摘を踏まえ削除する。
1355	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	12 実行制御	12.2. 印刷	-	P.85 【実装すべき機能】 証明書を交付する際にプリンタやトレー（ホッパ）の指定ができること。出力部数を設定できること。交付時にプレビュー機能を保有すること。	【実装すべき機能】 証明書を交付する際にプリンタやトレー（ホッパ）の指定ができること。出力部数を設定できること。交付時にプレビュー機能を保有すること。 なお、プリンタやトレー（ホッパ）の指定は印刷する毎ではなく、必要に応じて変更できること。また、プレビュー機能は、表示の有無を区市町村毎、機能毎に選択できること。	業務効率の向上	印刷する都度、毎回プリンタやトレー（ホッパ）の指定を求められると、事務効率が低下します。また、プレビュー機能においても、不必要なものを毎回表示されると同様に事務効率が低下しますので、表示するかしないかを任意に設定できる機能が必要です。	住基の仕様に合わせるため、対応なし。
1356	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	12 実行制御	12.2. 印刷	-	P.85 【実装すべき機能】	【実装すべき機能】 12.3 配信機能 印鑑登録原票を保管している支所・出張所においては、「印鑑登録原票（除票）確認票」又は印鑑登録原票の除票が発生した旨の通知を出力できること。 廃止された印鑑登録を回復する場合には、除印原票を登録原票に戻す作業が必要となるため、印鑑登録原票を保管している支所・出張所において印鑑登録原票確認票を出力できること。	業務精度の向上	転出取消し、回復の取消し等、印鑑登録を回復又は廃止する処理にあっては、印鑑登録が回復又は廃止されたことを確認する必要があるため、「印鑑登録原票確認票」又は「印鑑登録原票（除票）確認票」の出力が必要と考えます。 また、印鑑登録原票を支所・出張所において管理している区市町村にあっては、異動の取消し処理により、印鑑登録を回復又は廃止する際に、印鑑登録原票を回復又は廃止するための作業が必要となります。このため、印鑑登録原票を管理している支所・出張所において印鑑登録原票確認票を出力する等、印鑑登録の異動があったことを通知する措置が必要となります。 当区では、配信処理（バッチ処理）により、印鑑登録原票を管理している支所・出張所に印鑑登録原票（副本）又は除印鑑登録原票（副本）を出力しています。	対応なし。 指定都市の場合の可視台帳の保管方法（区間異動があった際に可視台帳も郵送するのか、そのまま保管しておくのか等）については、要確認。
1330	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	5 印鑑登録の廃止	5.1. 窓口又は郵送等による廃止の申請 5.1.2. 印鑑登録原票（除票）確認票出力	-	P.65 【実装すべき機能】 印鑑登録の抹消の後、抹消年月日と抹消事由が記載された、印鑑登録原票（除票）確認票を出力できること。	【実装すべき機能】 印鑑登録の抹消の後、抹消年月日と抹消事由が記載された、印鑑登録原票（除票）確認票を出力できること。 また、印鑑登録原票を支所・出張所において管理している区市町村にあっては、印鑑登録の抹消処理により印鑑登録原票を除票にする作業が必要となるため、印鑑登録原票を管理している支所・出張所において印鑑登録原票（除票）確認票等を出力できること。	業務精度の向上	印鑑登録原票を支所・出張所において管理している区市町村にあっては、印鑑登録の抹消処理により、印鑑登録原票を除票にする作業が必要となります。このため、印鑑登録原票を管理している支所・出張所において印鑑登録原票（除票）確認票を出力する等、印鑑登録が抹消されたことを通知する措置が必要となります。 当区では、印鑑登録原票を管理している支所・出張所に除印鑑登録原票（副本）を出力しています。	対応なし
1331	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.1. 異動の取消し	-	P.66 【実装すべき機能】 印鑑の異動（登録・抹消・修正）処理の取消しができること。そのため、取消の対象となる異動処理を異動履歴データから選択できること。 虚偽の申請又は誤入力等を職権により取消し、異動前のデータを入力できること。住民記録システムで異動処理の取消しが発生した際には、住民記録システムから運動し取消すか否かの選択ができること。	【実装すべき機能】 印鑑の異動（登録・抹消・修正）処理の取消しができること。そのため、取消の対象となる異動処理を異動履歴データから選択できること。 虚偽の申請又は誤入力等を職権により取消し、異動前のデータを入力できること。住民記録システムで異動処理の取消しが発生した際には、住民記録システムから運動し取消すか否かの選択ができること。 異動の取消し処理の後、必要に応じて印鑑登録原票確認票又は印鑑登録原票（除票）確認票を出力できること。 また、印鑑登録原票を支所・出張所において管理している区市町村にあっては、異動の取消し処理により印鑑登録原票を除票又は回復する作業が必要となるため、印鑑登録原票を	業務精度の向上	転出取消し、回復の取消し等、印鑑登録を回復又は廃止する処理にあっては、印鑑登録が回復又は廃止されたことを確認する必要があるため、「印鑑登録原票確認票」又は「印鑑登録原票（除票）確認票」の出力が必要と考えます。 また、印鑑登録原票を支所・出張所において管理している区市町村にあっては、異動の取消し処理により、印鑑登録を回復又は廃止する際に、印鑑登録原票を回復又は廃止するための作業が必要となります。このため、印鑑登録原票を管理している支所・出張所において印鑑登録原票確認票を出力する等、印鑑登録の異動があったことを通知する措置が必要となります。 当区では、印鑑登録原票を管理している支所・出張所に印鑑登録原票（副本）又は除印鑑登録原票（副本）を出力しています。	対応なし

No	対象資料						意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針案
	発出者	資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	
1333	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.2. 職権抹消	6.2.1. 職権抹消	P.66【実装すべき機能】 意思能力を有しない者に該当した場合や二重登録が発見された場合、その他その者に係る印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたときは、印鑑の登録を職権で抹消できること。その際、1.2.2（異動事由）に規定する抹消の事由を選択できること。	P.66【実装すべき機能】 意思能力を有しない者に該当した場合や二重登録が発見された場合、その他その者に係る印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたときは、印鑑の登録を職権で抹消できること。その際、1.2.2（異動事由）に規定する抹消の事由を選択できること。 抹消処理の後、印鑑登録原票（除票）確認票を出力できること。 また、印鑑登録原票を支所・出張所において管理している区市町村にあっては、抹消処理により印鑑登録原票を除票にする作業が必要となるため、印鑑登録原票を管理している支所・出張所において印鑑登録原票（除票）確認票等を出力できること。	業務精度の向上	印鑑登録を抹消する処理にあっては、印鑑登録が抹消されたことを確認する必要があるため、「印鑑登録原票（除票）確認票」の出力が必要と考えます。 印鑑登録原票を支所・出張所において管理している区市町村にあっては、印鑑登録の抹消処理により、印鑑登録原票を除票にする作業が必要となります。このため、印鑑登録原票を管理している支所・出張所において印鑑登録原票（除票）確認票等を出力する等、印鑑登録が抹消されたことを通知する措置が必要となります。 当区では、印鑑登録原票を管理している支所・出張所に除印鑑登録原票（副本）を出力しています。	対応なし
1334	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.2. 職権抹消	6.2.2. 印鑑登録証の亡失	P.66【実装すべき機能】 印鑑登録証の亡失の届出を受けて、当該届出に係る印鑑の登録を職権で抹消できること。その際、1.2.2（異動事由）に規定する抹消の事由を入力できること。	【実装すべき機能】 印鑑登録証の亡失の届出を受けて、当該届出に係る印鑑の登録を職権で抹消できること。その際、1.2.2（異動事由）に規定する抹消の事由を入力できること。 抹消処理の後、印鑑登録原票（除票）確認票を出力できること。 また、印鑑登録原票を支所・出張所において管理している区市町村にあっては、抹消処理により印鑑登録原票を除票にする作業が必要となるため、印鑑登録原票を管理している支所・出張所において印鑑登録原票（除票）確認票等を出力できること。	業務精度の向上	印鑑登録を抹消する処理にあっては、印鑑登録が抹消されたことを確認する必要があるため、「印鑑登録原票（除票）確認票」の出力が必要と考えます。 印鑑登録原票を支所・出張所において管理している区市町村にあっては、印鑑登録の抹消処理により、印鑑登録原票を除票にする作業が必要となります。このため、印鑑登録原票を管理している支所・出張所において印鑑登録原票（除票）確認票等を出力する等、印鑑登録が抹消されたことを通知する措置が必要となります。 当区では、印鑑登録原票を管理している支所・出張所に除印鑑登録原票（副本）を出力しています。	対応なし
1336	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.2. 職権抹消	6.2.3. 住民記録運動抹消	P.66【実装すべき機能】 また、氏名変更、旧氏の変更、通称の記載、通称の削除及び成年被後見人に該当した場合については、住民記録システムと連動し、アラートでその旨を表示し、個別に確認のうえ処理することができること。	【実装すべき機能】 また、氏名変更、旧氏の変更、通称の記載、通称の削除及び成年被後見人に該当した場合については、住民記録システムと連動し、アラートでその旨を表示し、個別に確認のうえ処理することができること。 登録印鑑の印影確認については、画面表示又は印鑑登録原票確認票の印刷により確認できること。	業務効率の向上	氏名変更等による印鑑登録の廃止の要否判断が必要ですので、登録印影を画面表示又は印鑑登録原票確認票の印刷により確認できる機能が必要です。	対応なし
1335	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.2. 職権抹消	6.2.3. 住民記録運動抹消	P.66【実装すべき機能】 印鑑の登録を受けている者の住民票の削除が発生した場合、住民記録システムと連動し、自動的に当該者の印鑑の登録を抹消できること。その際、印鑑登録原票（除票）確認票を出力できること。	P.66【実装すべき機能】 印鑑の登録を受けている者の住民票の削除が発生した場合、住民記録システムと連動し、自動的に当該者の印鑑の登録を抹消できること。その際、印鑑登録原票（除票）確認票を出力できること。 また、印鑑登録原票を支所・出張所において管理している区市町村にあっては、抹消処理により印鑑登録原票を除票にする作業が必要となるため、印鑑登録原票を管理している支所・出張所において印鑑登録原票（除票）確認票等を出力できること。	業務精度の向上	印鑑登録原票を支所・出張所において管理している区市町村にあっては、印鑑登録の抹消処理により、印鑑登録原票を除票にする作業が必要となります。このため、印鑑登録原票を管理している支所・出張所において印鑑登録原票（除票）確認票等を出力する等、印鑑登録が抹消されたことを通知する措置が必要となります。 当区では、印鑑登録原票を管理している支所・出張所に除印鑑登録原票（副本）を出力しています。	対応なし
1357	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	13 システム管理	13.1. 権限管理	13.1.1. 操作権限管理	P.87【実装すべき機能】 ユーザIDとパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。認証に当たっては、シングルサインオンが使用できること。		システム上の理由	「認証に当たっては、シングルサインオンが使用できること。」とは、どのシステムへのログインに際してシングルサインオンを実装すればよろしいでしょうか。	住民記録システム標準仕様書と整合をとるため、対応なし
1358	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	13 システム管理	13.1. 権限管理	13.1.2. 操作権限設定	P.88【実装すべき機能】 画面から入力する時に必須入力・任意入力・入力不可項目を明示的に確認できること。	【実装すべき機能】 システムの利用者及び管理者に対する個人単位での操作権限においては、設定した権限に応じて、画面から入力する時に必須入力・任意入力・入力不可項目を明示的に確認でき、画面表示項目の表示又は非表示を設定できること。	業務精度の向上	操作権限設定においては、入力項目の制御だけでなく、画面表示項目の表示又は非表示も含めておいた方が望ましいかと思えます。	ご指摘をふまえ、修正案を反映する。

No	対象資料						意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針案
	発出者	資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	
1359	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	13 システム管理	13.2. アクセスログ管理	-	P.88【実装すべき機能】	【実装すべき機能】 ・エラーログ 印鑑登録システム上でエラーが発生した際の記録。管理者による設定 変更時の情報。	システム上の理由	「エラーログ」の取得が必要と考えます。 住民記録システム標準仕様書10.2アクセスログ管理 P.230に記載されています。	ご指摘をふまえ、修正案を反映する。
1360	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	-	20.1 様式・帳票全般	20.1.1 出力様式・帳票	P.90【実装してもしなくても良い機能】 ・保証人確認票 ・印鑑登録確認通知書	【実装すべき機能】 ・保証人確認票 【実装してもしなくても良い機能】 ・印鑑登録確認通知書	業務精度の向上	「保証人確認票」の印刷機能は【実装すべき機能】と考えます。 保証人による即日の印鑑登録方式を採用している区市町村においては、「保証人確認票」を出力する機能を装備していないシステムは調達できなくなるためです。	保証人登録自体が【実装してもしなくても良い機能】となるため、保証人登録において使用される帳票についてもおのずと同様となる。
1361	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.1 印鑑登録証明書	P.91【実装すべき機能】 ・生年月日（日本人住民は和暦、外国人住民は西暦で管理すること。）	P.91【実装すべき機能】 ・生年月日（日本人住民は和暦、外国人住民は西暦で「表記」すること。）	業務精度の向上	印鑑登録証明書への表記の方法を定めるものであるため、「管理」ではなく「表記」の方が適切かと思えます。 { } 部 また、印鑑登録における外国人住民の生年月日の表記については、従来より（外国人登録制度の時代）本人の申し出により「和暦」表記も許容されてきました。 当区の外国人住民の印鑑登録者のうち、生年月日に和暦表記を選択している者が52.7%を占めており少なくありません。 生年月日の表記を職権で統一する方向性に賛同しますが、既出の質疑応答集の変更等をお願いします。 「窓口事務質疑応答集（市町村自治研究会／編集・ぎょうせい発行）P.1500	管理から表記へは、ご指摘を踏まえ修正する 表記については基本的に住基システムと整合性をとり、西暦とする。 質疑応答集の変更について修正を依頼する。
1362	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.1 印鑑登録証明書	P.94 記載諸元【印鑑登録証明書】 No.2氏名（20桁/2行） No.4旧氏又は通称（20桁） No.6氏名のカタカナ表記（20桁）	P.94 記載諸元【印鑑登録証明書】 No.2氏名（全角53桁・半角104桁） No.4旧氏（全角20桁） 通称（全角40桁） No.6氏名のカタカナ表記（全角40桁）	業務精度の向上	印鑑登録証明書は文字溢れが発生しないよう再検討をお願いします。 当区は国内有数の外国人住民の住民登録者数が多い自治体です。記載諸元【印鑑登録証明書】にある文字数では、頻繁に文字溢れが発生することが想定され、業務に支障を及ぼします。また、文字溢れが発生するとコンビニ交付サービスが利用できなくなり、本来国民が享受できる利便性が得られなくなり、デジタルDX推進計画の方向性と逆行することとなります。 文字溢れは、区民に影響を及ぼし事務効率を著しく低下させる要因となるため、発生しないよう再検討していただくようお願いいたします。 当区の印鑑登録証明書においては、文字溢れが発生しないよう住民記録システムDBと同じ文字数を印字できるように設計して対応しています。 なお、左記の文字数はカナを表記しない場合における当区の最低文字数です。	桁数については、今後データ要件の検討の中で別途検討する。
1367	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書のレイアウトの考え方 郵送のための住所欄は、他様式も同様（他の様式と同じ封筒を使用する）	記載諸元【印鑑の登録に関する照会書】 No.2宛名住所 17桁/3行 No.3宛名氏名 17桁/2行 P.102 ○ 印鑑の登録に関する照会書のレイアウトの考え方 郵送のための住所欄は、他様式も同様（他の様式と同じ封筒を使用する） 外国人氏名の英数字全角で文字溢れが発生する場合は、必要に応じて英数字半角とする。	記載諸元【印鑑の登録に関する照会書】 No.2宛名住所 17桁/3行 No.3宛名氏名 17桁/3行 ○ 印鑑の登録に関する照会書のレイアウトの考え方 郵送のための住所欄は、他様式も同様（他の様式と同じ封筒を使用する） 外国人氏名の英数字全角で文字溢れが発生する場合は、必要に応じて英数字半角とする。	業務精度の向上	宛名欄にあるNo.3宛名氏名2行を3行としていただくようお願いいたします。（他様式も同様） また、英数字全角で文字溢れが発生する場合は、必要に応じて半角表示でも差し支えない旨についても表記していただくようお願いいたします。 郵送のための住所欄は他様式と共通様式となっており、文字溢れに該当すると全ての郵送用様式において溢れ文字の追記作業等が必要となります。 当区は国内有数の外国人住民の住民登録者数が多い自治体です。記載諸元【印鑑の登録に関する照会書】にある文字数では、頻繁に文字溢れが発生し、業務に支障を及ぼすことが想定されます。	桁数については、今後データ要件の検討の中で別途検討する。
1364	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.1 印鑑登録証明書	P.95 ○ 印鑑登録証明書（日本人）のレイアウトの考え方 吹き出し説明『「旧氏」もしくは「通称」を表示。デフォルトを「旧氏」とする。』	○ 印鑑登録証明書（日本人）のレイアウトの考え方 吹き出し説明『日本人の場合は「旧氏」、外国人住民の場合は「通称」を表示。』	業務精度の向上	P.94記載諸元【印鑑登録証明書】No.3の表記と一致させることが望ましいと考えます。	ご指摘を踏まえ、諸元と一致するよう修正する
1375	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	-	20.3 庁内業務で使用する様式・帳票	20.3.1 印鑑登録原票確認票のレイアウトの考え方 「旧氏」「通称」の吹き出し説明『「旧氏」もしくは「通称」を表示。デフォルトを「旧氏」とする。』	○ 印鑑登録原票確認票のレイアウトの考え方 「旧氏」「通称」の吹き出し説明『日本人の場合は「旧氏」、外国人住民の場合は「通称」を表示。』	業務精度の向上	P.94記載諸元【印鑑登録証明書】No.3の表記と一致させることが望ましいと考えます。	ご指摘を踏まえ、諸元と一致するよう修正する	
1378	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	-	20.3 庁内業務で使用する様式・帳票	20.3.2 世帯内印影票のレイアウトの考え方 「旧氏」「通称」の吹き出し説明『「旧氏」もしくは「通称」を表示。デフォルトを「旧氏」とする。』	○ 世帯内印影票のレイアウトの考え方 「旧氏」「通称」の吹き出し説明『日本人の場合は「旧氏」、外国人住民の場合は「通称」を表示。』	業務精度の向上	P.94記載諸元【印鑑登録証明書】No.3の表記と一致させることが望ましいと考えます。	ご指摘を踏まえ、諸元と一致するよう修正する	
1373	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.5 印鑑登録抹消通知書（個人番号カード廃止用） P.114○ 印鑑登録抹消通知書（個人番号カード廃止用）のレイアウト 個人番号カード廃止用には教示文がない	P.111 記載諸元【印鑑登録抹消通知書】 No.18説明文（個人番号カード廃止用） P.114○ 印鑑登録抹消通知書（個人番号カード廃止用）のレイアウト 個人番号カード廃止用には教示文がない	業務精度の向上	個人番号カードが廃止された場合であっても、教示文の表示は必要と考えますが、教示文を表示しない理由についてご教示くださるようお願いいたします。	個人番号カードが廃止された場合には、印鑑登録の申請を促すことが必要であり、カードの期限切れに伴う行政不服審査等は想定できないため、対応なし	

No	発出者	対象資料					意見詳細		修正案、ご意見の理由		対応方針案
		資料名	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	
1374	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	—	20.3 庁内業務で使用する様式・帳票	20.3.1 印鑑登録原票確認票・印鑑登録原票(除票)確認票	P.119 ○ 印鑑登録原票確認票のレイアウトの考え方 「印鑑登録状態」の欄外吹き出し説明 「1.1.2」その他の項目参照「仮登録」、「仮登録(照会中)」、「本登録」、「抹消」より選択すること。」	P.119 ○ 印鑑登録原票確認票のレイアウトの考え方 「印鑑登録状態」の欄外吹き出し説明 「1.1.2」その他の項目参照「仮登録」、「仮登録(照会中)」、「本登録」、「抹消」より自動設定すること。」	業務効率の向上	「印鑑登録状態」の欄外吹き出し説明に「選択すること」とありますが、システムによる自動判定が可能と考えますので、「自動設定すること。」と表記することが望ましいと考えます。	ご指摘を踏まえ修正する
1376	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	—	20.3 庁内業務で使用する様式・帳票	20.3.1 印鑑登録原票確認票・印鑑登録原票(除票)確認票	P.119 ○ 印鑑登録原票確認票のレイアウトの考え方 「氏名のカタカナ表記」の吹き出し説明「非漢字圏の外国人がカタカナを印影に用いる場合にこの欄を利用すること。この場合、項目を「カタカナ」と表示する。」	○ 印鑑登録原票確認票のレイアウトの考え方 「氏名のカタカナ表記」の吹き出し説明「非漢字圏の外国人が氏名のカタカナ表記を印影に用いる場合にこの欄を利用すること。この場合、項目を「氏名のカタカナ表記」と表示する。」	業務精度の向上	正式名称の「氏名のカタカナ表記」と表記すべきと考えます。	ご指摘を踏まえ、表現について修正する
1379	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	—	20.3 庁内業務で使用する様式・帳票	20.3.2 世帯内印影票	P.122 ○ 世帯内印影票のレイアウトの考え方 「氏名のカタカナ表記」の吹き出し説明「非漢字圏の外国人がカタカナを印影に用いる場合にこの欄を利用すること。この場合、項目を「カタカナ」と表示する。」	○ 世帯内印影票のレイアウトの考え方 「氏名のカタカナ表記」の吹き出し説明「非漢字圏の外国人が氏名のカタカナ表記を印影に用いる場合にこの欄を利用すること。この場合、項目を「氏名のカタカナ表記」と表示する。」	業務精度の向上	正式名称の「氏名のカタカナ表記」と表記すべきと考えます。	ご指摘を踏まえ、表現について修正する
1381	住基担当課	印鑑登録シ	第8章	—	—	—	P.63【実装すべき機能】 【可視台帳】用語の定義がされている	第8章用語P.125以降において、【可視台帳】の用語定義を追記する。	業務精度の向上	4.5.1印影読込に定義されている【可視台帳】の用語については、第8章にて定義してはいかがでしょうか。	用語集に移す
640	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.3. 職権修正	6.3.1. 職権修正	職権で印影の再登録ができない。	職権で印影の再登録ができるようにする。	業務効率の向上	印影を逆向きに登録してしまうこともあり得るため。	対応なし。 「4.5.1.印影読込」において、「スキヤナで読み込んだ印影を回転させ、体裁を整えることができること。」としていることで、代替可能。
691	情報政策担	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.5. 年月日の管理	「印鑑登録システム内部の年月日の入力や管理については、和暦・西暦どちらを用いても差し支えない。」	「印鑑登録システム内部の年月日の入力や管理については、1.1.1の生年月日及び1.1.2の生年月日を除き、和暦・西暦どちらを用いても差し支えない。」	業務精度の向上	修正前に記載した内容は、49頁に記載されているが、46頁の1.1.1には「和暦で管理すること」、47頁目の1.1.2には「西暦で管理すること」とあり矛盾しないか。 住民記録の仕様書では、「年月日の入力や管理については、1.1.1の生年月日及び1.1.2の生年月日を除き、和暦・西暦どちらを用いても差し支えない。」とされており、記載レベルを揃えたほうがよいと考える。	ご指摘を踏まえ、「1.1.1の生年月日及び1.1.2の生年月日を除き、和暦・西暦どちらを用いても差し支えない。」とする。
644	住基担当課	印鑑登録シ	第5章	—	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書	通知文(前半)の「自ら持参してください。」と記載がある。 照会番号の欄がない。	通知文(前半)の「自ら」を削除し、「持参してください。」に修正する。 照会番号の欄を追加	業務精度の向上	照会書での登録は、本人又は代理人の場合があるため。	ご指摘を踏まえ修正案を反映する。
276	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.2. 外国人住民データの管理	【実装しない機能】に「印鑑登録について、氏の名の末尾と名の末尾を組み合わせるものを登録できること」と記載がある。	【実装しない機能】から「印鑑登録について、氏の名の末尾と名の末尾を組み合わせるものを登録できること」を削除し、【実装してもしなくても良い機能】に追加	自治体個別の条例・政策などの対応	本市では、氏名の一部を組み合わせるものであれば、氏の名の末尾と名の末尾を組み合わせるものでも登録を認めているため。	当該記載は要件から削除する(#717)ため対応なし。
891	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	【印鑑登録のその他の項目】に、次の項目が含まれていない。 登録時の区名	【印鑑登録のその他の項目】に、指定市においては、次の項目が追加する。 登録時の区名	業務効率の向上	指定市では、市内の異なる区へ異動した場合でも、異動前の印鑑登録を引き継ぐ運用をしている指定市が多いと想定する。しかし、可視台帳は登録をした際の区で保管・管理とする場合もあるため、印鑑登録を行った区をデータとして管理していないと、可視台帳を探すことができなくなるため。	ご指摘を踏まえ「登録時の区名」を【実装してもしなくても良い機能】に追加する。
893	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.2. 外国人住民データの管理	【印鑑登録のその他の項目】に、次の項目が含まれていない。 登録時の区名	【印鑑登録のその他の項目】に、政令市においては、次の項目が追加する。 登録時の区名	業務効率の向上	政令市では、市内の異なる区へ異動した場合でも、異動前の印鑑登録を引き継ぐ運用をしている区が多いと想定する。しかし、印鑑登録原票は登録をした際の区で保管・管理しているため、印鑑登録を行った区を管理していないと、印鑑登録原票を探すことができなくなるため。	#891と同様の対応とする。
230	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.4. 公印管理	【実装してもしなくても良い機能】に「政令指定都市の場合、他区分の公印も管理できること」の項目を加える	【実装してもしなくても良い機能】に「政令指定都市の場合、他区分の公印も管理できること」の項目を加える	住民サービスの向上	浜松市では印鑑登録証を持参すれば、住所区に関係なく印鑑証明書を発行することができる。受付区＝住所区ではないため他区分の公印を管理する必要があるため。	ご指摘を踏まえ、【考え方・理由】にて「また、指定都市の場合は他区町村長の公印を管理できることも含む。」を追加する。
897	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	13 システム管理	13.1. 権限管理	13.1.1. 操作権限管理	実装すべき機能に、「利用範囲及び期間が管理できること」との記載がある。	指定市においては、「処理対象の区の制限ができること」を追加する。	自治体個別の条例・政策などの対応	指定市においては、自区の住民のみが印鑑登録の事務処理対象の場合があり、同一市の他区分住民の業務は行っていないことが通例と考えられるため。	自区の住民のみが印鑑登録の事務対象としないとの意見が複数あったため、対応なし
568	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.2. 即時登録	4.2.1. 即時登録	【実装すべき機能】へ追加 政令都市においては、区を越えた処理が可能であること	【実装すべき機能】へ追加 政令都市においては、区を越えた処理が可能であること	自治体個別の条例・政策などの対応	印鑑条例を区としてではなく、仙台市として制定しており、市民の利便性の向上という観点からも、他の区役所でも対応を可能としているため。	ご指摘を踏まえ、第1章1-3(1)対象自治体において下記文章を追加する。 「また、指定都市においては、第4章 機能要件の中で示す4(印鑑登録)、5(印鑑登録の廃止)、6(職権処理)及び8(印鑑登録証明書)については区を越えた処理を可能とする。」
569	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.2. 即時登録	4.2.2. 印鑑登録原票確認票出力	【実装すべき機能】へ追加 政令都市においては、区を越えた処理が可能であること	【実装すべき機能】へ追加 政令都市においては、区を越えた処理が可能であること	自治体個別の条例・政策などの対応	印鑑条例を区としてではなく、仙台市として制定しており、市民の利便性の向上という観点からも、他の区役所でも対応を可能としているため。	#568と同様
570	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.3. 保証人	4.3.1. 保証人確認	【実装すべき機能】へ追加 政令都市においては、区を越えた処理が可能であること	【実装すべき機能】へ追加 政令都市においては、区を越えた処理が可能であること	自治体個別の条例・政策などの対応	印鑑条例を区としてではなく、仙台市として制定しており、市民の利便性の向上という観点からも、他の区役所でも対応を可能としているため。	#568と同様
571	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.3. 保証人	4.3.2. 交付確認	【実装すべき機能】へ追加 政令都市においては、区を越えた処理が可能であること	【実装すべき機能】へ追加 政令都市においては、区を越えた処理が可能であること	自治体個別の条例・政策などの対応	印鑑条例を区としてではなく、仙台市として制定しており、市民の利便性の向上という観点からも、他の区役所でも対応を可能としているため。	#568と同様
572	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.1. 仮登録(照会中)	【実装すべき機能】へ追加 政令都市においては、区を越えた処理が可能であること	【実装すべき機能】へ追加 政令都市においては、区を越えた処理が可能であること	自治体個別の条例・政策などの対応	印鑑条例を区としてではなく、仙台市として制定しており、市民の利便性の向上という観点からも、他の区役所でも対応を可能としているため。	#568と同様
573	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行	【実装すべき機能】へ追加 政令都市においては、区を越えた処理が可能であること	【実装すべき機能】へ追加 政令都市においては、区を越えた処理が可能であること	自治体個別の条例・政策などの対応	印鑑条例を区としてではなく、仙台市として制定しており、市民の利便性の向上という観点からも、他の区役所でも対応を可能としているため。	#568と同様

No	意見詳細						修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応方針案
	発出者	対象資料			区分	理由					
		資料名	対象章	項番① 項番② 項番③							
575	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.4. 申請者の申請取りやめに伴う仮登録（照会中）の取	【実装すべき機能】へ追加政令都市においては、区を越えた処理が可能であること	自治体個別の条例・政策などの対応	印鑑条例を区としてではなく、仙台市として制定しており、市民の利便性の向上という観点からも、他の区役所でも対応を可能としているため。	# 568と同様	
576	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.5. 期限切れによる仮登録（照会中）の取消し	【実装すべき機能】へ追加政令都市においては、区を越えた処理が可能であること	自治体個別の条例・政策などの対応	印鑑条例を区としてではなく、仙台市として制定しており、市民の利便性の向上という観点からも、他の区役所でも対応を可能としているため。	# 568と同様	
579	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.5. 印影登録	4.5.1. 印影読み	【実装すべき機能】へ追加政令都市においては、区を越えた処理が可能であること	自治体個別の条例・政策などの対応	印鑑条例を区としてではなく、仙台市として制定しており、市民の利便性の向上という観点からも、他の区役所でも対応を可能としているため。	# 568と同様	
580	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.5. 印影登録	4.5.2. 印影登録	【実装すべき機能】へ追加政令都市においては、区を越えた処理が可能であること	自治体個別の条例・政策などの対応	印鑑条例を区としてではなく、仙台市として制定しており、市民の利便性の向上という観点からも、他の区役所でも対応を可能としているため。	# 568と同様	
581	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	5 印鑑登録の廃止	5.1. 窓口又は郵送等による廃止の申請	5.1.1. 廃止の申請	【実装すべき機能】へ追加政令都市においては、区を越えた処理が可能であること	自治体個別の条例・政策などの対応	印鑑条例を区としてではなく、仙台市として制定しており、市民の利便性の向上という観点からも、他の区役所でも対応を可能としているため。	# 568と同様	
582	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	5 印鑑登録の廃止	5.1. 窓口又は郵送等による廃止の申請	5.1.2. 印鑑登録原票（除票）確認票出力	【実装すべき機能】へ追加政令都市においては、区を越えた処理が可能であること	自治体個別の条例・政策などの対応	印鑑条例を区としてではなく、仙台市として制定しており、市民の利便性の向上という観点からも、他の区役所でも対応を可能としているため。	# 568と同様	
583	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.2. 職権抹消	6.2.1. 職権抹消	【実装すべき機能】へ追加政令都市においては、区を越えた処理が可能であること	自治体個別の条例・政策などの対応	印鑑条例を区としてではなく、仙台市として制定しており、市民の利便性の向上という観点からも、他の区役所でも対応を可能としているため。	# 568と同様	
584	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.2. 職権抹消	6.2.2. 印鑑登録証の亡失	【実装すべき機能】へ追加政令都市においては、区を越えた処理が可能であること	自治体個別の条例・政策などの対応	印鑑条例を区としてではなく、仙台市として制定しており、市民の利便性の向上という観点からも、他の区役所でも対応を可能としているため。	# 568と同様	
519	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.2. 職権抹消	6.2.3. 住民記録運動抹消	印鑑の登録を受けている者の住民票の削除が発生した場合、住民記録システムと連動し、自動的に当該者の印鑑の登録を抹消できること。 ただし、政令市の場合は区間異動があり、その際は転出区での印鑑登録情報を転入区側に引き継ぎ利用できること。	住民サービスの向上	現状において、区間異動時に印鑑登録を転出区から転入区に引き継いでいる。移行後も、市民サービスおよび業務効率の観点から、継続して実施する必要があると考えるため。	ご指摘を踏まえ、「指定都市の行政区間異動（区間転入）の場合は登録を抹消せず、転入区での印鑑登録情報を転入区側に引き継ぎ利用できること。」を【実装してもしなくても良い機能】とする。	
590	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.2. 職権抹消	6.2.3. 住民記録運動抹消	【実装すべき機能】へ追加政令都市においては、区間異動（同一市内での異動）の場合には、印鑑の登録が抹消されないこと。	自治体個別の条例・政策などの対応	印鑑条例を区としてではなく、仙台市として制定しており、市民の利便性の向上という観点からも、引き続き利用可能としているため。	# 568と同様	
586	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	6 職権処理	6.3. 職権修正	6.3.2. 誤記修正	【実装すべき機能】へ追加政令都市においては、区を越えた処理が可能であること	自治体個別の条例・政策などの対応	印鑑条例を区としてではなく、仙台市として制定しており、市民の利便性の向上という観点からも、他の区役所でも対応を可能としているため。	# 568と同様	
587	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	8 印鑑登録証明書	8.1. 印鑑登録証明書交付	8.1.1. 印鑑登録証明書交付	【実装すべき機能】へ追加政令都市においては、区を越えた処理が可能であること	自治体個別の条例・政策などの対応	印鑑条例を区としてではなく、仙台市として制定しており、市民の利便性の向上という観点からも、他の区役所でも対応を可能としているため。	# 568と同様	
588	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	8 印鑑登録証明書	8.2. 印鑑登録証明書交付一時停止	8.2.1. 印鑑登録証明書交付一時停止	【実装すべき機能】へ追加政令都市においては、区を越えた処理が可能であること	自治体個別の条例・政策などの対応	印鑑条例を区としてではなく、仙台市として制定しており、市民の利便性の向上という観点からも、他の区役所でも対応を可能としているため。	# 568と同様	
589	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	8 印鑑登録証明書	8.2. 印鑑登録証明書交付一時停止	8.2.2. 印鑑登録証明書交付一時停止解除	【実装すべき機能】へ追加政令都市においては、区を越えた処理が可能であること	自治体個別の条例・政策などの対応	印鑑条例を区としてではなく、仙台市として制定しており、市民の利便性の向上という観点からも、他の区役所でも対応を可能としているため。	# 568と同様	
574	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.3. 照会状況管理	【実装すべき機能】へ追加政令都市においては、区を越えた処理が可能であること	自治体個別の条例・政策などの対応	印鑑条例を区としてではなく、仙台市として制定しており、市民の利便性の向上という観点からも、他の区役所でも対応を可能としているため。	# 568と同様	
577	住基担当課	印鑑登録シ	第4章	4 印鑑登録	4.4. 印鑑照会及び回答	4.4.6. 回答登録	【実装すべき機能】へ追加政令都市においては、区を越えた処理が可能であること	自治体個別の条例・政策などの対応	印鑑条例を区としてではなく、仙台市として制定しており、市民の利便性の向上という観点からも、他の区役所でも対応を可能としているため。	# 568と同様	